

新米子市総合計画

～ 米子いきいきプラン ～

2006～2015

生活充実都市・米子の実現をめざして



米 子 市

も く じ

第1部	序 論	1
1	総合計画とは	1
2	総合計画策定の趣旨	1
3	総合計画の名称	1
	(1) 名 称	1
	(2) 愛 称	1
4	総合計画の構成と計画期間	2
	(1) 基本構想	2
	(2) 基本計画	2
5	総合計画の基本指標	2
	(1) 人 口	2
	(2) 世 帯 数	4
	(3) 土 地 利 用	4
第2部	基本構想	5
第1章	まちづくりの目標	5
第1節	時代背景とまちづくりの課題	5
1	時 代 背 景	5
	(1) 人口の減少、少子・高齢化の更なる進行	5
	(2) 国及び地方財政の著しい悪化	5
	(3) 実行段階に入った地方分権時代	5
	(4) 高度情報化社会の進展	5
	(5) 環境問題の深刻化	6
	(6) 国際化の進展	6
	(7) 社会的弱者に対する犯罪の増加	6
	(8) 平成の大合併後の広域連携の必要性	6
	(9) 市民参画の進展と市民との協働	6
2	まちづくりの課題	7
	(1) 安心して健やかに暮らせる健康と福祉のまちづくり	7
	(2) 豊かな心を育む人権・教育と歴史・文化のまちづくり	7
	(3) 魅力あふれる定住のまちづくり	7
	(4) 人と自然が共生するまちづくり	7
	(5) 地域の活力を生み出す産業のまちづくり	7
	(6) 交流と連携を育むまちづくり	7
	(7) 市民に信頼される市役所づくり	8
第2節	まちづくりの基本理念と市の将来像	9
1	まちづくりの基本理念	9
	(1) 新市の一体性の確保	9
	(2) 市民との協働によるまちづくり	9

2	市の将来像	9
	(1) 市の将来像	9
第3節	まちづくりの基本目標とまちづくりの体系	10
1	まちづくりの基本目標	10
	(1) 子育てを応援し、お年寄りが元気な米子	10
	(2) ゆとりある心豊かな米子	10
	(3) 活力みなぎる米子	10
	(4) みんなのための市役所	11
2	まちづくりの体系	12
第2章	施策の大綱	13
第1節	子育てを応援し、お年寄りが元気な米子	13
1	『ひと』がいきいき	
	・ ・ ・ 安心して健やかに暮らせる健康と福祉のまちづくり	13
	(1) 健康づくり・保健サービスの充実	13
	(2) 明るい長寿社会の実現	13
	(3) 安心して子育てができる環境づくり	13
	(4) 障がい者の自立と社会参加の推進	13
	(5) 地域福祉の充実	13
	(6) 社会保障制度の適正な運営	13
第2節	ゆとりある心豊かな米子	14
1	『こころ』がいきいき	
	・ ・ ・ 豊かな心を育む人権・教育と歴史・文化のまちづくり	14
	(1) 人権尊重都市の実現	14
	(2) 男女共同参画社会の実現	14
	(3) 豊かな心を育む学校教育の推進	14
	(4) 生涯学習社会の実現	14
	(5) 青少年の健全育成	14
	(6) 個性豊かな市民文化の振興	14
	(7) 貴重な歴史的遺産の保存と活用	14
	(8) 伯耆の国よなご文化創造計画の推進	15
	(9) 生涯スポーツの推進	15
2	『暮らし』がいきいき・ ・ ・ 魅力あふれる定住のまちづくり	15
	(1) 快適な住環境の整備	15
	(2) 都市景観の形成	15
	(3) 清潔な生活環境づくり	15
	(4) 良質な水の安定供給	15
	(5) 災害に強い地域社会づくり	15
	(6) 犯罪のない地域社会づくり	16
	(7) 交通安全の環境づくり	16
	(8) コミュニティづくり	16
	(9) 消費生活の安定と向上	16

3	『自然』がいきいき・・・人と自然が共生するまちづくり	16
	(1) 総合的な環境保全対策の推進	16
	(2) 豊かな自然環境の保護と活用	16
第3節	活力みなぎる米子	17
1	『産業』がいきいき	
	・・・地域の活力を生み出す産業のまちづくり	17
	(1) 活力ある農業・農村づくり	17
	(2) 漁業経営の安定化と効率化	17
	(3) 商業の活性化	17
	(4) 工業の振興	17
	(5) 観光地としての魅力づくり	17
	(6) 意欲と能力を活かす雇用環境の整備	17
2	『よなご』がいきいき・・・交流と連携を育むまちづくり	18
	(1) 効率的で計画的な土地利用の推進	18
	(2) 快適な都市環境の形成	18
	(3) 総合的な交通体系の整備	18
	(4) 高度情報化の推進	18
	(5) コンベンションを活用した賑わいづくり	18
	(6) 広域連携の推進	18
	(7) 地域間交流の推進	18
	(8) 国際交流の推進	19
第4節	みんなのための市役所	
1	『市役所』がいきいき・・・市民に信頼される市役所づくり	20
	(1) 行政の透明性の向上	20
	(2) 市民との協働	20
	(3) 効率的な行政運営の推進	20
	(4) 国・県等関係機関との連携強化	20

第3部 基本計画

第1章	子育てを応援し、お年寄りが元気な米子	21
第1節	『ひと』がいきいき	
	・・・安心して健やかに暮らせる健康と福祉のまちづくり	21
1	健康づくり・保健サービスの充実	21
	(1) 健康づくり施策の充実	21
	(2) 母子保健施策の充実	22
	(3) 成人保健対策の推進	24
	(4) 感染症予防対策の推進	25
2	明るい長寿社会の実現	26
	(1) 在宅福祉施策の推進	26
	(2) 社会参加への環境づくり	28
	(3) 認知症高齢者対策の推進	29

3	安心して子育てができる環境づくり	30
	（1）子育て支援施策の充実	30
	（2）児童福祉施策の充実	31
	（3）母子・父子福祉施策の充実	33
4	障がい者の自立支援と社会参加の推進	33
	（1）障がい者（児）福祉サービスの充実	33
5	地域福祉の充実	34
	（1）地域福祉活動の促進	34
6	社会保障制度の適正な運営	36
	（1）国民健康保険	36
	（2）国民年金	37
	（3）介護保険	38
	（4）生活保護	39
第2章	ゆとりある心豊かな米子	40
第1節	『こころ』がいきいき ・・・豊かな心を育む人権・教育と歴史・文化の まちづくり	40
1	人権尊重都市の実現	40
	（1）社会における人権教育・啓発の推進	40
	（2）学校における人権教育の推進	41
	（3）同和対策の推進	42
2	男女共同参画社会の実現	43
	（1）男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現	43
3	豊かな心を育む学校教育の推進	45
	（1）幼児教育の充実	45
	（2）小・中学校教育の充実	46
	（3）学校施設の充実	48
	（4）学校給食の充実	50
	（5）高等教育機関との連携	51
4	生涯学習社会の実現	51
	（1）生涯学習活動の推進	51
	（2）図書館・公民館の整備	53
5	青少年の健全育成	53
	（1）青少年の健全育成	53
	（2）青少年の非行防止	55
6	個性豊かな市民文化の振興	56
	（1）芸術文化活動の推進	56
	（2）文化施設の整備	57
7	貴重な歴史的遺産の保存と活用	58
	（1）文化財の保存と活用	58
	（2）市史編さんの推進	59
8	伯耆の国よなご文化創造計画の推進	59
	（1）伯耆の国よなご文化創造計画の推進	59
9	生涯スポーツの推進	60

	(1) スポーツ活動の推進	60
	(2) スポーツ施設の整備	61
	(3) スポーツ・レクリエーション祭の開催	62
第 2 節	『暮らし』がいきいき	
	・・・魅力あふれる定住のまちづくり	63
1	快適な住環境の整備	63
	(1) 市営住宅の整備	63
	(2) 都市公園・緑地の整備	63
	(3) 河川・海岸等の整備	65
	(4) 生活排水対策の推進	66
2	都市景観の形成	67
	(1) 良好な都市景観の創出	67
	(2) 景観形成活動の推進	68
3	清潔な生活環境づくり	68
	(1) 環境美化の推進	68
	(2) ごみ処理対策の推進	69
	(3) し尿処理対策の推進	71
	(4) 産業廃棄物処理対策の促進	72
4	良質な水の安定供給	73
	(1) 水の安定供給と水源の確保	73
5	災害に強い地域社会づくり	74
	(1) 消防体制の充実	74
	(2) 地域防災対策の強化	75
	(3) 震災対策の強化	77
	(4) 原子力災害対策の推進	78
	(5) 災害に強い基盤整備	78
	(6) 国民保護推進体制の充実	79
6	犯罪のない地域社会づくり	79
	(1) 防犯対策の推進	79
7	交通安全の環境づくり	80
	(1) 交通安全対策の推進	80
8	コミュニティづくり	82
	(1) コミュニティ活動の促進	82
9	消費生活の安定と向上	83
	(1) 消費者の保護と育成	83
第 3 節	『自然』がいきいき	
	・・・人と自然が共生するまちづくり	85
1	総合的な環境保全対策の推進	85
	(1) 環境保全対策の推進	85
	(2) 資源循環対策の推進	85
	(3) 公害対策の充実	86
2	豊かな自然環境の保護と活用	87
	(1) 湿地環境の保全	87
	(2) 公共用水域の水質浄化の推進	88

	(3) 森林資源の保全と育成	89
第 3 章	活力みなぎる米子	91
第 1 節	『産業』がいきいき	
	・・・地域の活力を生み出す産業のまちづくり	91
1	活力ある農業・農村づくり	91
	(1) 農地の保全と集積	91
	(2) 農業基盤整備の推進	92
	(3) 農業経営安定化の促進	93
	(4) 地産地消の推進	94
2	漁業経営の安定化と効率化	95
	(1) 水産資源の育成と確保	95
	(2) 漁港の整備	96
	(3) 内水面漁業の振興	97
3	商業の活性化	98
	(1) 中心市街地の活性化	98
	(2) 経営基盤の強化	99
	(3) 流通業務機能の強化	100
4	工業の振興	101
	(1) 工業基盤の振興	101
	(2) 経営基盤の強化	101
	(3) 企業誘致の推進	102
5	観光地としての魅力づくり	103
	(1) 観光資源の整備・活用	103
	(2) 観光客の誘致	104
	(3) 皆生温泉の活性化	105
6	意欲と能力を活かす雇用環境の整備	106
	(1) 雇用の安定と創出	106
第 2 節	『よなご』がいきいき	
	・・・交流と連携を育むまちづくり	109
1	効率的で計画的な土地利用の推進	109
	(1) 適正な土地利用の推進	109
2	快適な都市環境の形成	111
	(1) 市街地の形成	111
	(2) 地籍調査の推進	112
3	総合的な交通体系の整備	112
	(1) 道路網の整備	112
	(2) 鉄道輸送の充実	115
	(3) 航空輸送の充実	116
	(4) バス輸送の確保	118
4	高度情報化の推進	119
	(1) 地域情報化の推進	119
5	コンベンションを活用した賑わいづくり	120
	(1) コンベンションの誘致	120

6	広域連携の推進	121
	（1）周辺市町村との連携強化	121
7	地域間交流の推進	122
	（1）地域間交流の推進	122
8	国際交流の推進	123
	（1）友好都市等との交流の推進	123
	（2）地域国際化の推進	124
第4章	みんなのための市役所	126
第1節	『市役所』がいきいき	
	・・・市民に信頼される市役所づくり	126
1	行政の透明性の向上	126
	（1）積極的な情報公開	126
	（2）広報・広聴の充実	127
2	市民との協働	128
	（1）市民参画の推進	128
	（2）市民と行政の協働の推進	128
3	効率的な行政運営の推進	129
	（1）財政健全化の推進	129
	（2）人材育成と適正な人事管理	131
	（3）電子自治体づくり	133
4	国・県等関係機関との連携強化	134
	（1）国・県等との連携強化	134

第1部 序 論

1 総合計画とは

本市の将来を長期的な視点に立って見通し、行政運営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。

また、本市の各分野におけるまちづくりの計画の中で最も上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

2 総合計画策定の趣旨

平成17年3月31日、地方分権の推進と行財政基盤の強化を図り、個性を尊重した創造性豊かな地域社会づくりを推進するために新米子市が誕生しました。

旧米子市と旧淀江町では、それぞれ平成13年に策定した「第7次米子市総合計画」や「第4次淀江町総合計画」に基づき、市政及び町政各分野にわたってさまざまな施策に取り組んできました。

わが国では、高度情報化や国際化の進展、産業構造の転換、環境問題の深刻化などの社会経済の潮流は予想を超えた速度で進行しています。また、市民生活においては、少子・高齢化社会の到来によりさまざまな分野で行政需要が増大し、地方分権の確実な実行と健全な財政基盤の確立が求められるなど、大きな転換期を迎えています。

本市では、このように激変する社会経済情勢に迅速かつ的確に対応しつつ、市民の幸せづくりにまい進することはもとより、中海・宍道湖・大山圏域や県西部圏域の中核都市として、また、環日本海交流の拠点都市として、さらなる飛躍を遂げなくてはなりません。

このため、米子市・淀江町合併協議会で策定した『新市まちづくり計画』を最大限に尊重しながら、本市が市民と一体となって築き上げる市の将来像を掲げ、その実現に向けた基本目標と施策の大綱を定めることにより、総合的・計画的な市政の運営を図るものとします。

3 総合計画の名称

(1) 名称

合併後に新しく策定する本市の総合計画の名称は、「新米子市総合計画」とします。

(2) 愛称

本市の『ひと』や人々の『こころ』、市民の『暮らし』、豊かな『自然』、あらゆる『産業』、『よなご』の持つ潜在能力などがいきいきと輝くものとなるよう、新米子市総合計画のサブタイトルとして『米子いきいきプラン』という愛称で呼ぶことにします。

4 総合計画の構成と計画期間

新米子市総合計画（米子いきいきプラン）は、基本構想、基本計画の2つで構成します。

（1）基本構想

市政推進の長期的展望に立ちながら、市の将来像を描き、その姿を実現していくためのまちづくりの基本目標を設定し、それらの基本目標を実現していくために必要な施策の大綱を明らかにしたものとします。

基本構想の計画期間は、西暦2006年度（平成18年度）から西暦2015年度（平成27年度）の10年間とし、目標年度は西暦2015年度（平成27年度）とします。

（2）基本計画

基本構想の描く市の将来像やまちづくりの基本目標、施策の大綱を受けて、それらを実現していくために必要な施策や根幹的な事業の内容を明らかにしたものとします。

基本計画の計画期間は、西暦2006年度（平成18年度）から西暦2010年度（平成22年度）の5年間とし、目標年度は西暦2010年度（平成22年度）とします。

5 総合計画の基本指標

（1）人 口

ア．総 人 口

本市の人口は、平成17年国勢調査によると149,575人であり、平成2年にやや減少したものの、その後は微増傾向にあります。

全国的に人口減少時代の到来の中、本市の人口推計（コーホートセンサス変化率法）によると、平成22年（2010年）には、約150,600人となり、その後減少に転じることが想定され、本構想の目標年度である平成27年（2015年）には、約150,500人と推計されます。

コーホートセンサス変化率法

コーホート法とは、一定期間に出生した集団（コーホート）に着目し、5歳別や1歳別に、その時間的变化（5年後や1年後の人口の変化）を、将来も一定であると仮定し、推計する人口推計方法です。センサス変化率法は、コーホート法の一つで、時間的变化の中に、出生、転出・流入、死亡が含まれている推計方法です。

表1 人口の将来推計

(単位:人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	147,837	149,575	150,600	150,500
男	70,372	71,037	71,500	71,400
女	77,465	78,538	79,100	79,100

平成12年は、旧米子市、旧淀江町の合計

イ. 年齢別人口

将来における年齢3区分別人口は、本構想の目標年度の平成27年(2015年)には、若年者人口22,300人(14.8%)、生産年齢人口89,800人(59.7%)、高齢者人口38,400人(25.5%)と推計されます。

表2 年齢階層別人口の将来推計

(単位:人、%)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
若年者人口 (0~14歳)	23,063	15.6	22,287	14.9	22,100	14.7	22,200	14.8
生産年齢人口 (15~64歳)	96,094	65.0	95,728	64.0	94,000	62.4	89,900	59.7
高齢者人口 (65歳以上)	28,680	19.4	31,560	21.1	34,500	22.9	38,400	25.5
合計	147,837	100.0	149,575	100.0	150,600	100.0	150,500	100.0

平成12年は、旧米子市、旧淀江町の合計

ウ. 就業別人口

将来の就業別人口は、本構想の目標年度の平成27年(2015年)には、第1次産業就業者は1,357人(1.7%)と減少し、第2次産業就業者は20,822人(26.8%)とわずかに増え、第3次産業就業者は55,661人(71.5%)で増加すると推計されます。

表3 就業別人口の将来推計

(単位:人、%)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
第1次産業 就業者	3,976	5.3	3,069	4.1	2,239	2.9	1,357	1.7
第2次産業 就業者	19,392	26.0	19,937	26.4	20,719	26.6	20,822	26.8
第3次産業 就業者	51,164	68.7	52,495	69.5	54,984	70.5	55,661	71.5
合計	74,532	100.0	75,501	100.0	77,942	100.0	77,840	100.0

平成12年は、旧米子市、旧淀江町の合計

出典 新市まちづくり計画

(2) 世帯数

将来の世帯数は、平成17年度の55,441世帯から平成27年度には8.9%増えて、約60,400世帯になると推計されますが、これは人口増と世帯人数減によるものです。

核家族化や単身世帯の増加がさらに進んで、1世帯あたりの人数は平成17年度の2.70人から平成27年度は2.49人へと0.21人減少すると推計されます。

表4 世帯数の将来推計 (単位：世帯、人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	49,985	55,441	57,500	60,400
1世帯あたり人口	2.78	2.70	2.62	2.49

(3) 土地利用

土地は、人々が生活を営み生産活動を行うための貴重な資源であり、将来にわたり市民のための限りある財産です。

この貴重な土地を、市民活動の共通の基盤とし、社会経済情勢の変動を踏まえ、有効な利用に努めます。

また、自然環境の保全を図りつつ、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、調和のとれた魅力ある都市の形成と、健全な発展を目指します。本市の総面積は132.21km²(鳥取県全体の3.8%)で都市的土地利用のうち宅地は20.1%、自然的土地利用のうち農用地及び山林は44.6%を占めています。

ア．都市的土地利用

適正な規模の市街化区域のもと、それぞれの用途地域に応じた土地利用を規制誘導することにより、都市機能の効率化を図り、また、市街地の無秩序な拡大を抑制し、利便性と快適性に優れた都市形成に努めます。

イ．自然的土地利用

弓ヶ浜半島には白砂青松の日本海、ラムサール条約に登録された中海、そして後背地には、歴史的・文化遺産を有した丘陵地、さらにはこれらの自然景観と調和のとれた田園地帯など、農林水産や観光の資源となる、恵まれた自然環境があり、今後とも、これらの資源の適切な利用、保全に努めます。

表5 地目別土地利用現状(平成17年度) (単位：km²、%)

区分	農用地	山林	原野	池沼	雑種地	宅地	その他	計
面積	38.79	20.19	4.40	0.09	6.75	26.62	35.37	132.21
割合	29.34	15.27	3.33	0.07	5.10	20.13	26.76	100.00

その他：道路、河川など
出典：固定資産税概要調書

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 時代背景とまちづくりの課題

1 時代背景

(1) 人口の減少、少子・高齢化の更なる進行

人口減少時代の到来と少子・高齢化の更なる進行に伴い、まちの担い手となる生産年齢人口（15歳～64歳）が減少することで地域活力の低下を招き、また、このことは、福祉・保健・医療分野等における行政需要の増大につながります。こうした状況に的確に対応していくため、若者の定住促進や子育て環境の充実、高齢者の生きがいづくりなど、地域の活力を生み出すための仕組みづくりが必要になっています。

(2) 国及び地方財政の著しい悪化

国・地方公共団体ともに公債（借入金）残高は著しく増加し、財政状況は著しく悪化してきています。国から地方への税源移譲や国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直し等が実施される中、今後の地方財政を取り巻く状況はより一層厳しくなると予想され、このような状況に対応するため、健全な財政基盤を確立していくことが急務となっています。

(3) 実行段階に入った地方分権時代

住民に身近な行政はできるだけ市町村で行うという地方分権が実行段階を迎えています。これからの市町村には、地域の特性を十分に活かしながら、自らの責任と判断で、主体的に行政を進めていくことが求められています。このため、市町村の行政能力や財政基盤をより一層強化するとともに、自治体としての自立性を高めていくことが必要になっています。

(4) 高度情報化社会の進展

高度情報化の進展は、地域間や国際間の情報ネットワークの拡大や、企業・家庭・個人レベルでの多様な双方向のコミュニケーションの進展に寄与しています。これらの変革は、住民のライフスタイルや、産業社会のあり方、地域社会の形成、圏域のあり方にも大きな影響を与えるものと考えられ、今後は、住民の生活利便性の向上や医療・福祉分野、産業活動の展開に高度情報技術を一層活用し、地域づくりを進めていくことが必要になっています。

(5) 環境問題の深刻化

今日の環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染などの地球規模の問題から、ごみ処理などの身近な地域の問題まで広範囲にわたっています。これらの解決のために、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムを見直し、環境負荷の低減を図る資源循環型の社会システムの構築が必要になっています。

(6) 国際化の進展

人、物、情報などあらゆる分野での国際化が年々活発化し、地方都市においても、文化、スポーツ、経済、環境協力をはじめとする交流・協力活動が増加しています。今後、国際化を一層進展していくため、交流の基盤づくりや世界で活躍する人材の育成、外国人にとっても暮らしやすいまちづくりが必要になっています。

(7) 社会的弱者に対する犯罪の増加

全国で小学生を狙った事件が相次ぐ一方で、ドメスティックバイオレンスや高齢者、幼児に対する虐待など社会的弱者に対する犯罪が増加しています。このような犯罪は、複雑多様化する現代社会に適應することのできない人々によって引き起こされている場合が多く、より弱い立場にある児童や高齢者、女性などにその矛先が向けられています。

このため、家庭や地域、行政が関係行政機関等と密接に連携しながら、より安心して暮らせる安全な環境づくりを進めていく必要があります。

(8) 平成の大合併後の広域連携の必要性

昭和の大合併が行われた昭和30年前後は、徒歩又は自転車による移動の時代でしたが、現代はクルマ社会となっています。また、情報通信網の発達等により、住民の日常生活圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、周辺市町村と連携して広域のかつ一体的に対応することで、より効果をあげられる行政課題も増えてきています。こうした状況に的確に対応していくため、一層広域的な連携を強めていく必要があります。

(9) 市民参画の進展と市民との協働

地方分権の進展に伴い、市民自らが主体的に地域づくりに参加したいという意識が高まっています。市民と行政があらゆる分野で積極的に協働していくためには、情報を共有化し、役割分担をしながらパートナーシップによるまちづくりを進めていくことが必要になっています。

2 まちづくりの課題

(1) 安心して健やかに暮らせる健康と福祉のまちづくり

『福祉のまち』を実現していくことが強く求められています。このことは、赤ちゃんからお年寄りまでのライフステージに対応した健康づくりを充実していくとともに、身近な地域における子育てや生活支援サービスを充実し、市民がともに支えあう地域福祉の取り組みを進めることが求められています。

(2) 豊かな心を育む人権・教育と歴史・文化のまちづくり

基本的人権の尊重を基本に、学校、家庭、地域、行政がより緊密に連携しながら教育環境を充実していくことと、子どもからお年寄りまでの多様なニーズに対応した、生涯学習を推進していくことが求められています。

また、本市は、日本最古級の彩色仏教壁画が出土した上淀廃寺跡など、特色ある数多くの歴史・文化遺産を有する地域であることから、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。

(3) 魅力あふれる定住のまちづくり

すべての市民が快適に暮らすことのできる環境づくりを実現するため、住宅、公園・緑地、交通、上・下水道、防災・防犯、情報・通信など生活基盤を整備・充実していくことが求められています。

(4) 人と自然が共生するまちづくり

『自然を活かしたまちづくり』への期待も高く、環境と共生したまちづくりを実現していくため、本市の特性である豊かな自然環境を保全し、良好な都市景観を形成するとともに、市民の環境問題に対する関心の高まりに応え、資源循環型社会への対応を図っていくことが求められています。

(5) 地域の活力を生み出す産業のまちづくり

本市が今後とも発展していくためには、広域交通ネットワークの形成や高度情報化など産業基盤を整備し、地域資源を積極的に活用した新たな産業技術や地域ブランドを開発していくことで競争力を高め、併せて新たな雇用機会の拡大を図っていくことが求められています。

(6) 交流と連携を育むまちづくり

本市は、これまで県西部圏域の拠点都市として位置づけられてきましたが、国際化の進展と交流と連携の時代を迎え、今まで以上に拠点都市としての役割を果たしていくことが求められています。

(7) 市民に信頼される市役所づくり

厳しい状況で推移する本市の行財政環境のもとで、地方分権の進展に的確に対応し、地域の自立に向けた、個性と創意あふれるまちづくりを実現していくため、財政の健全化をはじめとし、行政の透明性の向上や職員の意識改革など、市民に信頼される市役所づくりが求められています。

第2節 まちづくりの基本理念と市の将来像

1 まちづくりの基本理念

(1) 新市の一体性の確保

合併後の新市が発展していくためには、まちづくりの方向性が示された『新市まちづくり計画』との整合性を図るとともに、新たなニーズを踏まえた施策を展開していく必要があります。

さらに、新市の市民が合併前のそれぞれの地域に存在する個性や特徴を認め合い、まちづくりに活かしていくことで、市民の融和を推進し一体性を確保していかなければなりません。

(2) 市民との協働によるまちづくり

市民との情報の共有化を推進し透明性の高い行政運営を行うことで、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、パートナーとして、ともに手を携えてまちづくりを担っていくことが大切になります。

市政の運営において市民の積極的な参画を図っていくためには、行政能力と効率性の向上に努めながら、市民の意識や価値観の変化に応じた施策を展開し、地域づくり、まちづくりの主役である市民と行政が協働できる体制を整備していかなければなりません。

2 市の将来像

(1) 市の将来像

生活充実都市・米子（交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市^{まち}）

市民と行政が協働でまちづくりを進めることを基調に、産業の活性化、快適な住環境の整備、賑わいのある空間の創出、子育て支援や高齢者福祉等長寿社会施策の充実、学校教育・生涯学習の充実など、本市の総合的な整備と振興を図ることで、市民一人ひとりが、豊かな自然を享受しながら働く場があって、希望と誇りを持って充実した生活を送ることのできる「生活充実都市・米子」を目指します。

さらに、活力ある個性豊かな市民生活基盤を充実していくことで、多種多様な交流と連携から生まれる新しい文化を提案する情報発信拠点として、持続的に発展する都市を目指していきます。

第3節 まちづくりの基本目標とまちづくりの体系

1 まちづくりの基本目標

時代背景とそれに基づくまちづくりの課題を踏まえ、新市の将来像を実現するためのまちづくりの基本目標を次のように掲げます。

(1) 子育てを応援し、お年寄りが元気な米子

『ひと』がいきいき・・・ 安心して健やかに暮らせる健康と福祉のまちづくり

医療が充実している本市の特色を十分に活用しながら、保健・医療・福祉相互の連携を密にし、赤ちゃんからお年寄りまですべての人々が、安心して健やかに暮らせる健康・福祉のまち米子を目指します。

(2) ゆとりある心豊かな米子

『こころ』がいきいき・・・ 豊かな心を育む人権・教育と歴史・文化のまちづくり

市民一人ひとりの尊厳と個性の尊重を基調とし、豊かな心を育む学校教育の実現、人生をより豊かにする生涯学習活動の推進、健やかでたくましく自立した青少年の育成、スポーツや芸術文化活動の振興、さらに、貴重な歴史的遺産の保護と活用を図ることにより、豊かな心を育む人権・教育と歴史・文化のまち米子を目指します。

『暮らし』がいきいき・・・ 魅力あふれる定住のまちづくり

快適な住環境や都市景観の創出、清潔な生活環境づくりと良質な飲料水の供給、さらに、災害に強いまち、犯罪のないまちづくりの推進、交通安全の確保などを行うことにより、魅力あふれる定住のまち米子を目指します。

『自然』がいきいき・・・ 人と自然が共生するまちづくり

人の心が和み、うるおいと癒しを感じられるよう、豊かな自然環境の保全と活用を図りながら、資源循環型社会の構築に努めることにより、人と自然が共生するまち米子を目指します。

(3) 活力みなぎる米子

『産業』がいきいき・・・ 地域の活力を生み出す産業のまちづくり

高い競争力と効率性を発揮できるような産業基盤を確立し、魅力ある地域資源を積極的に活用しながら、地域経済の活性化と雇用環境の充実に努めることにより、地域の活力を生み出す産業のまち米子を目指します。

『よなご』がいきいき・・・ 交流と連携を育むまちづくり

一体的な都市の形成を図り、山陰の中核都市、さらに、国内外の交流拠点都市にふさわしい機能を備えるとともに、活力ある都市の営みを支えていくため、総合的な交通体系の整備及び高度情報化の推進を図ることにより、交流と連携を育むまち米子を目指します。

(4) みんなのための市役所

『市役所』がいきいき・・・ 市民に信頼される市役所づくり

スリムで効率的な市役所の実現や持続可能な行財政基盤の確立、市民や民間事業者との役割分担と協働によるまちづくりなど、米子市行財政改革大綱の目標にそった改革を推進していくことで、地域の自立に向けた、新時代にふさわしい新たな行政サービスの提供や財政の構造改革、職員の意識改革、さらに、行政の透明性の向上と市民との連携に努め、市民に信頼される市役所づくりを目指します。

2 まちづくりの体系

2-1-1-1 時代背景

まちづくりを進めていくうえで、特に留意しなければならない現在の社会情勢

- (1) 人口の減少、少子・高齢化の更なる進行
- (2) 国及び地方財政の著しい悪化
- (3) 実行段階に入った地方分権時代
- (4) 高度情報化社会の進展
- (5) 環境問題の深刻化
- (6) 国際化の進展
- (7) 社会的弱者に対する犯罪の増加
- (8) 平成の大合併後の広域連携の必要性
- (9) 市民参画の進展と市民との協働

2-1-1-2 まちづくりの課題

時代背景から見てくるまちづくりの課題
新米子市総合計画で取り組むべき課題

- (1) 安心して健やかに暮らせる健康と福祉のまちづくり
- (2) 豊かな心を育む
人権・教育と歴史・文化のまちづくり
- (3) 魅力あふれる定住のまちづくり
- (4) 人と自然が共生するまちづくり
- (5) 地域の活力を生み出す産業のまちづくり
- (6) 交流と連携を育むまちづくり
- (7) 市民に信頼される市役所づくり

2-1-2-1 まちづくりの基本理念

まちづくりの課題を一つひとつ解決していくため、各種事業や施策を実施するうえで常に念頭に置くべき市の基本的な考え方

(1) 新市の一体性の確保

合併前のそれぞれの地域に存在する個性や特徴を認め合い、まちづくりに活かしていくことで、市民の融和を推進し一体性を確保していくという考え方

(2) 市民との協働によるまちづくり

市民と情報を共有し透明性の高い行政を行うことで、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、パートナーとして共に手を携えてまちづくりを担っていくという考え方

2-1-2-2 市の将来像

生活充実都市・米子
(交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市)

米子市総合計画に関するアンケート調査の実施

市民3,000人に配布し、1,290を回収
調査内容は下記のとおり
現在の米子市の暮らし
現在の満足度とまちづくりの重要度
これからのまちづくりにおける市民と行政の役割
新しい米子市が力を入れて取り組む分野

まちづくりワークショップの実施

「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり」をテーマに、市民の皆さんとワークショップを開催
住環境・交流グループ
健康・福祉・教育グループ
産業・雇用・都市機能グループ

まちづくりの基本指標

人口や世帯数、土地利用などの基本的な指標の将来推計を行うことで、まちづくりを推進していくための事業や施策の目標水準を設定

2-1-3-1 まちづくりの基本目標

市政推進の柱となる基本的な目標を記述

(1) 子育てを応援し、お年寄りが元気な米子

『ひと』がいきいき
安心して健やかに暮らせる
健康と福祉のまちづくり

(2) ゆとりある心豊かな米子

『ころ』がいきいき
豊かな心を育む
人権・教育と歴史・文化のまちづくり

『暮らし』がいきいき

魅力あふれる定住のまちづくり

『自然』がいきいき

人と自然が共生するまちづくり

(3) 活力みなぎる米子

『産業』がいきいき
地域の活力を生み出す産業のまちづくり

『よなご』がいきいき

交流と連携を育むまちづくり

(4) みんなのための市役所

『市役所』がいきいき
市民に信頼される市役所づくり

2-2 施策の大綱

それぞれの基本目標を実現するためにその基本的な方針と内容を記述

- 1 健康づくり・保健サービスの充実
- 2 明るい長寿社会の実現
- 3 安心して子育てができる環境づくり
- 4 障がい者の自立と社会参加の推進
- 5 地域福祉の充実
- 6 社会保障制度の適正な運営

- 1 人権尊重都市の実現
- 2 男女共同参画社会の実現
- 3 豊かな心を育む学校教育の推進
- 4 生涯学習社会の実現
- 5 青少年の健全育成
- 6 個性豊かな市民文化の振興
- 7 貴重な歴史的遺産の保存と活用
- 8 伯耆の国よなご文化創造計画の推進
- 9 生涯スポーツの推進

- 1 快適な住環境の整備
- 2 都市景観の形成
- 3 清潔な生活環境づくり
- 4 良質な水の安定供給
- 5 災害に強い地域社会づくり
- 6 犯罪のない地域社会づくり
- 7 交通安全の環境づくり
- 8 コミュニティづくり
- 9 消費生活の安定と向上

- 1 総合的な環境保全対策の推進
- 2 豊かな自然環境の保護と活用

- 1 活力ある農業・農村づくり
- 2 漁業経営の安定化と効率化
- 3 商業の活性化
- 4 工業の振興
- 5 観光地としての魅力づくり
- 6 意欲と能力を活かす雇用環境の整備

- 1 効率的で計画的な土地利用の推進
- 2 快適な都市環境の形成
- 3 総合的な交通体系の整備
- 4 高度情報化の推進
- 5 コンベンションを活用した賑わいづくり
- 6 広域連携の推進
- 7 地域間交流の推進
- 8 国際交流の推進

- 1 行政の透明性の向上
- 2 市民との協働
- 3 効率的な行政運営の推進
- 4 国・県等関係機関との連携強化

第2章 施策の大綱

第1節 子育てを応援し、お年寄りが元気な米子

1 『ひと』がいきいき

・・・ 安心して健やかに暮らせる健康と福祉のまちづくり

(1) 健康づくり・保健サービスの充実

市民自らの健康管理をサポートするため、保健、福祉、医療の緊密な関係のもとに、多様化する市民ニーズに対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健事業、健康づくりに関する情報の提供等を推進し、地区組織等との協働によるきめ細かい地域活動、市民の健康づくり・保健サービスの充実に努めます。

(2) 明るい長寿社会の実現

高齢者自らの社会参加の取り組みを支援する生きがい対策の推進、介護や支援が必要となるおそれのある高齢者の介護予防体制づくり、住み慣れた地域での生活を支える在宅、施設サービスの推進と包括支援センターの体制づくりなど、「いつでも、どこでも、だれでも、必要なサービスの提供」を受けられることができるような施策の推進を図り、明るい長寿社会の実現に努めます。

(3) 安心して子育てができる環境づくり

急速な少子化の進行に対応し、出産や育児のための相談等支援体制の整備や情報提供、多様な保育サービスの展開、児童の健全育成事業の拡充などを図るとともに、母子（父子）家庭の社会的・経済的自立への支援充実を図り、安心して子どもを生み育てられ、子どもがいきいきと個性豊かに育つ環境づくりに努めます。

(4) 障がい者の自立と社会参加の推進

障がいの有無にかかわらず、市民のだれもがお互いの人格と個性を尊重し支え合い、共に暮らせる社会を実現するため、障がいのある方の活動等を制限している諸要因の除去に努めるとともに、豊かな地域生活を実現するための生活環境の整備、利用者本位の考え方に立った適切なサービスの提供、就労機会の提供等の施策を実施し、障がい者の自立と社会参加の推進に努めます。

(5) 地域福祉の充実

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの地域住民が力を合わせる活動を促進するとともに、社会福祉団体やボランティア等の育成と活動支援を通じ、それぞれの地域に根ざした地域福祉活動の充実に努めます。

(6) 社会保障制度の適正な運営

市民の健康を守り、老後の生活を保障するため、国民健康保険、国民年金及び介護保険の適正かつ持続可能な制度の運営に努めるとともに、生活困窮者については、適正な生活保護行政の運用による生活の安定と自立助長に努めます。

第2節 ゆとりある心豊かな米子

1 『こころ』がいきいき

・・・ 豊かな心を育む人権・教育と歴史・文化のまちづくり

(1) 人権尊重都市の実現

すべての人が個人として尊重され、市民的権利と自由が保障されるとともに、安心して暮らすことができ、それぞれの個性を発揮しながら多様な生き方ができる人権尊重都市の実現に努めます。

(2) 男女共同参画社会の実現

男女が性別にとらわれることなく個人として尊重され、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、対等に活動し、かつ責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に努めます。

(3) 豊かな心を育む学校教育の推進

子どもたちの豊かな人間性や、自ら学び、考え、行動することができる資質や能力、そして健康でたくましい人間の育成を図るため、子どもたち一人ひとりの個性を大切にされた特色ある学校づくりを推進し、多様な学習活動を行うことで子どもたちの豊かな心を育む教育の充実と環境づくりに努めます。

(4) 生涯学習社会の実現

市民は、生涯を通じて健康でうるおいを持って生きがいのある人生を過ごすことを求めています。そのため、いつでも、どこでも、誰でも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果がまちづくりに活かされるような生涯学習社会の実現に努めます。

(5) 青少年の健全育成

青少年の健全育成にとって最も大切な家庭・地域・学校の連携を支援するとともに、地域における青少年団体や体験活動等の指導者の養成・確保、体験活動の機会の提供、奉仕活動の促進、有害環境の浄化等の推進を通じて、郷土を愛し、思いやりの心とたくましく生きる意志を持った青少年の育成に努めます。

(6) 個性豊かな市民文化の振興

優れた芸術文化を鑑賞する機会の拡充、市民参加の文化事業の開催、多種多様な交流と連携事業の推進、市民自らの芸術文化活動への支援、文化関連情報の収集・提供を図り個性豊かな市民文化の振興に努めます。

(7) 貴重な歴史的遺産の保存と活用

本市には長い歴史と特色ある風土のなかで培われた有形・無形の貴重な文化財が多数あります。これらの歴史的遺産を、わかりやすく伝え活用することで、将来の文化向上につなげ歴史と文化を活かしたまちづくりに努めます。

(8) 伯耆の国よなご文化創造計画の推進

本市の持つ歴史・文化を踏まえて、伯耆古代の丘整備をはじめ、美術館や図書館、歴史館などの文化拠点施設の整備とネットワーク化を行い相互に有機的な連携を可能にすることで、情報発信力を高め、市民の文化活動への参加を促し、新しい文化を創造するまちの実現に努めます。

(9) 生涯スポーツの推進

心身の健康の保持・増進、市民の連帯感の醸成など、市民生活を営むためにスポーツの果たす役割は非常に大きいものです。関係機関・団体等と連携を図り、大会や教室・講習会等を開催し、市民それぞれがライフスタイルに応じてスポーツに親しめる機会を提供するとともに、活動の場の充実を図り、生涯スポーツの推進に努めます。

2 『暮らし』がいきいき

・・・ 魅力あふれる定住のまちづくり

(1) 快適な住環境の整備

市民が安心して快適に暮らしていけるため、良質な住宅の供給や緑地の保全、都市公園の整備、生活排水対策の促進に取り組むなど、快適な住環境の向上に努めます。

(2) 都市景観の形成

地域の特性をいかした都市景観の創出を図るため、市民、事業者、行政が協働し、自然景観や歴史的景観が調和した、うるおいのある、緑豊かで文化の薫る都市景観の形成に努めます。

(3) 清潔な生活環境づくり

市民の環境美化意識の高揚や環境美化団体の育成、ごみの減量化及び再生利用、し尿の適切で効率的な処理を図るとともに、産業廃棄物については事業者の自己処理責任の徹底と減量化及び再生利用を促進するなど、循環型社会の形成の推進を基本とした清潔な生活環境づくりに努めます。

(4) 良質な水の安定供給

毎日の暮らしに必要な生活用水について、震災に強い上水道施設への改良、水質管理・改善の強化、配水管網の適切な管理を行うほか、工業用水、農業用水についても関係機関との連携・協力を得ながら供給量の確保に努めるとともに、施設整備や水源かん養のため森林の保全と育成を推進するなど、良質な水の安定供給に努めます。

(5) 災害に強い地域社会づくり

市民の生命と財産を守り、生活の安全を確保するため、大規模災害等の非常時に備えて、消防救急体制の充実、自主防災組織の拡充と支援、情報伝達網の整備、防災体制の充実などを関係機関等と密接に連携しながら推進し、安全で安心して生活できる災害や有事に強い地域社会づくりに努めます。

(6) 犯罪のない地域社会づくり

市民一人ひとりの防犯意識の高揚や地域における自主的な防犯活動の促進を図るとともに、関係機関と連携しながら、犯罪が発生しにくい環境づくりの推進、地域に根ざした防犯対策を総合的に展開することにより、安全で安心して暮らせる犯罪のない地域社会づくりに努めます。

(7) 交通安全の環境づくり

交通事故のない安全な地域社会を実現するため、幼児から高齢者まで、さまざまな交通安全教育を推進するとともに、関係機関等と連携した交通安全運動、交通安全施設の整備など、総合的に交通安全対策を推進し、人命の尊重を基本にした交通安全の環境づくりに努めます。

(8) コミュニティづくり

地域社会を取り巻く多様な地域課題に的確に対応し、地域住民自らが主体的・自主的に解決していくため、市民の社会参加意識や連帯意識の高揚を図るとともに、コミュニティ組織の育成・支援やコミュニティ活動促進のための環境整備、まちづくりに取り組む市民団体や関係機関等との連携・協力を推進し、地域におけるコミュニティづくりに努めます。

(9) 消費生活の安定と向上

市民が健全で豊かな生活を営むことができるよう、消費者被害の救済に向けた相談活動の充実、適正な取引環境の整備、環境に配慮した資源循環型社会の構築を図るとともに、主体的・合理的に行動できる自立した消費者を育成するなど、消費者の利益を保護・増進するための施策に取り組み、消費生活の安定と向上に努めます。

3 『自然』がいきいき

・・・ 人と自然が共生するまちづくり

(1) 総合的な環境保全対策の推進

市民、事業者、行政が協働して環境にやさしいまちづくりを推進することができるよう、環境学習・教育の推進、資源やエネルギーを有効活用するための知識の普及啓発と活動の実践を図るとともに、公害の未然防止や公害苦情に適切に対応する総合的な環境保全対策の推進に努めます。

(2) 豊かな自然環境の保護と活用

本市が有する豊かな自然環境を適切に保全・再生し、後の世代に引き継いでいくとともに、人と自然が共生できる環境を形成していくため、湿地環境の保全や公共水域の水質浄化、森林資源の保全と育成等を推進し、豊かな自然環境の保護と活用に努めます。

第3節 活力みなぎる米子

1 『産業』がいきいき

・・・ 地域の活力を生み出す産業のまちづくり

(1) 活力ある農業・農村づくり

農業の持続的な発展と農村の振興のため、農業生産基盤の整備、生活環境の改善に努めるとともに、農地の保全と有効活用、多様な担い手の育成、地産地消の推進などの施策を推進し、活力ある農業・農村づくりに努めます。

(2) 漁業経営の安定化と効率化

水産資源の育成・確保のため「つくり育てる漁業」を推進し、漁場の整備や栽培漁業の振興を図るほか、漁港施設の充実と生産・流通・販売体制の強化を促進し、漁業経営の安定化と効率化に努めます。

(3) 商業の活性化

空洞化が進む中心市街地の活性化に向けて、関係団体や事業者等と連携しながら商業地の再構築に取り組むとともに、中小企業の経営基盤の安定・強化、流通業務団地の分譲・土地活用を促進することによる地域物流の効率化を推進し、商業の活性化に努めます。

(4) 工業の振興

既存企業の体質強化、立地環境の整備、積極的な企業誘致の推進等を図るとともに、産・学・官の協力体制の強化を推進し、高い競争力と効率性を発揮できるような工業振興策の推進に努めます。

(5) 観光地としての魅力づくり

観光は、目的地における交流や消費を伴い、地域活性化が期待できる有力な分野です。

本市の集客力を一層増加させるため、広域的な観光資源のネットワーク化を促進して周遊型観光の滞在地としての形成を図るほか、観光資源の活用、開発や観光物産の振興を行い、諸外国からの誘客も視野に入れた観光地としての魅力づくりに努めます。

(6) 意欲と能力を活かす雇用環境の整備

求人絶対量を増やし、魅力ある就業機会を創出する企業誘致の推進、高齢者や女性などの就業促進を図るとともに、雇用の安定対策として企業の労働福祉向上対策への支援を充実するなど、意欲と能力を活かす雇用環境づくりに努めます。

2 『よなご』がいきいき

・・・ 交流と連携を育むまちづくり

(1) 効率的で計画的な土地利用の推進

健康で文化的な生活環境を確保し、都市としての健全な発展を維持するため、限りある市域の効率的で計画的な土地利用の推進に努めます。

(2) 快適な都市環境の形成

市民が快適に過ごせる市街地を整備するため、米子駅周辺等での中心市街地にふさわしい都市機能の集積を推進するとともに、土地区画整理事業等による土地の有効利用と住環境の整備などを推進し、快適な都市環境の形成に努めます。

(3) 総合的な交通体系の整備

人・物・情報の活発な交流を図るため、高速道路網の整備、鉄道の充実、米子空港の機能強化を推進するとともに、安全で快適な市民生活の基盤となる幹線道路や生活道路網の整備、公共交通機関の充実を図り、総合的な交通体系の整備に努めます。

(4) 高度情報化の推進

本格的な情報ネットワーク社会の進展に的確に対応し、地域経済の活性化や豊かな市民生活の実現のため、情報通信基盤の整備・拡充を図り、地域における高度情報化の推進、情報通信格差の是正に努めます。

(5) コンベンションを活用した賑わいづくり

多くの人が集う会議の誘致は宿泊、観光などを通じて交流や消費を生み、本市の経済活性化に貢献します。本市が有する観光資源や交通の利便性などの特色を有効に利用して各種会議の積極的な誘致を促進するとともに、受入体制の整備・充実を図り、コンベンションを活用した賑わいづくりに努めます。

コンベンション・・・ 人を中心とした物、知識、情報などの交流の場の意味。会議、学会、見本市、展示会、博覧会、スポーツ大会、祭りなどを含んでいる。

(6) 広域連携の推進

中海圏域や鳥取県西部地域の市町村で重層的に構築されている連携ネットワークを十分に活用し、広域的な視野に立った効率的な行政の推進と圏域の一体的な振興に努めます。

(7) 地域間交流の推進

地域と地域が社会、経済、生活、文化などのさまざまな分野で交流と連携を深め、多様な地域特性を持った新たな交流圏を形成することにより地域の活性化が図れるよう、関係市町村と連携して日本海国土軸の形成や西日本中央連携軸を推進するとともに、文化、観光など各分野における交流と連携の推進に努めます。

(8) 国際交流の推進

友好都市・姉妹都市をはじめとする諸外国の都市との交流事業を推進するとともに、国際性豊かな人材の育成や国際化に対応する基盤整備など外国人にわかりやすいまちづくり施策を推進し、国際交流の推進に努めます。

第4節 みんなのための市役所

1 『市役所』がいきいき

・・・ 市民に信頼される市役所づくり

(1) 行政の透明性の向上

市民と行政が情報の共有化を図るため、積極的に行政情報を発信するとともに、情報公開制度の充実を通じて行政の透明性の向上に努めます。

(2) 市民との協働

多様化・複雑化する行政ニーズに対応していくため、市民参画のしくみを構築し、公益的な市民活動の支援や市民等との協働の体制づくりを推進していくなど、市民との連携に努めます。

(3) 効率的な行政運営の推進

厳しい状況で推移する行財政環境の下で、市民の期待と信頼にこたえる行政を展開して行くため、行政管理の充実と財政健全化の推進に努めます。

(4) 国・県等関係機関との連携強化

総合計画を円滑に推進するため、国・県等関係機関との連携を密にし、総合的・体系的な事業の推進に努めます。

第 3 部 基本計画

第 1 章 子育てを応援し、お年寄りが元気な米子

第 1 節 『ひと』がいきいき・・・安心して健やかに暮らせる健康と福祉のまちづくり

1 健康づくり・保健サービスの充実

(1) 健康づくり施策の充実

【現況と課題】

本市では、疾病予防や健康増進のために、健康フェスティバル等を通じ市民自らの健康管理意識を喚起するとともに、地区保健推進員、食生活改善推進員等によるきめ細かい地域活動により、健康づくりに関する知識の普及に努めています。

生活様式等の変化に伴い複雑化、多様化している個々の保健ニーズに的確に対応するため、福祉・医療等との連携のもと、健康づくりに関する施策の更なる充実を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 「自分の健康は自分で守る」という意識の普及を図ります。
- 2 健康づくりに関する市民との協働の推進を図ります。
- 3 多様化する保健ニーズへの的確な対応を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17 年度	H22 年度	
「病気予防、健康維持のための日頃の取り組み」をしている市民の割合	65.3%	70.0%	市民が健康づくりのため日頃の取り組みを行っている状況を表します。 日頃からの運動やさまざまな取組が、健康の維持・増進、疾病の予防、そして、老年期の寝たきり予防などにつながると考えられていることから、市民の70%が積極的に意識し行動することを目標とします。

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

【主な施策】

- 1 健康づくり意識の普及促進
 - ・健康づくりに関する情報提供の推進
 - ・健康フェスティバルの開催
- 2 健康づくりに関する市民との協働の推進
 - ・地区保健推進員会、食生活改善推進員会等地区組織との協働の推進
 - ・公民館を単位として実施する健康教室の開催
- 3 多様化する保健ニーズへの的確な対応
 - ・こころのケア対策の推進
 - ・健康づくり推進協議会の開催

【参考資料】

健康づくりに関する事業の実施状況の推移

(単位：人)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
健康フェスティバル参加者数	約 2,000	約 1,800	約 1,500	約 1,900
食生活改善伝達講習参加者数	52	52	52	55
地区住民に対する伝達講習参加者数	371	475	406	409
母と子の食生活共同体験伝達講習参加者数	56	56	54	57
地区住民に対する伝達講習参加者数	729	875	846	817

「資料：健康対策課」

(2) 母子保健施策の充実

【現況と課題】

本市では、母と子の健康保持を図るため、乳幼児・妊産婦健康診査、訪問指導、歯科衛生等の母子保健事業を推進するとともに、両親学級、育児相談等父親を交えた事業を展開してきました。近年は、社会環境の変化等に伴う乳幼児等の保健ニーズも多様化しており、育児不安を抱える家庭に対する育児支援、児童虐待防止に関する母子保健対策、障がい児の早期発見や早期療育、子どもの事故防止に向けた意識啓発等子どもたちの健やかな成長のための総合的な保健施策を一層充実させる必要があります。

【計画目標】

- 1 子どもの健やかな成長を目指して、総合的な保健対策の充実を図ります。
- 2 子どもの事故防止に向けた意識啓発の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現 状 値	目 標 値	説 明
	H 17 年度	H 22 年度	
1 歳 6 ヶ 月 児 童 健 康 診 査 受 診 率	94.9%	97.0%	1 歳 6 ヶ 月 児 健 康 診 査 の 受 診 状 況 を 表 し ま す 。 定期的に健康診査を受けることが、健康的な発育につながるだけでなく、育児不安の解消をはじめとする総合的な母子保健対策につながることから、医療機関で受診している児童を除き全ての児童の受診を目標とします。

【主な施策】

- 1 総合的な保健施策の充実
 - ・ 妊婦、乳児、1歳6か月及び3歳児の健康診査等健康管理の強化
 - ・ 育児支援の視点を取り入れた健康教育・相談の充実
 - ・ 心身障がい児の早期発見・早期療育について関係機関との連携の強化
 - ・ 食育の視点を取り入れた栄養指導の充実
- 2 子どもの事故防止に向けた啓発活動の推進
 - ・ 子どもの事故防止対策に関する保護者等への意識啓発
 - ・

【参考資料】

母子保健事業の実施状況の推移

(単位：人)

区 分	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度
妊婦健康診査受診者数	3,059	2,967	2,975	3,036
あかちゃん訪問実施者数	679	695	737	771
乳児健康診査受診者数	1,641	1,733	1,588	1,638
1歳6か月児健康診査受診者数	1,497	1,470	1,456	1,353
3歳児健康診査受診者数	1,392	1,511	1,408	1,401
両親学級参加者数	288	237	258	245
(うち父親の参加者数)	(56)	(55)	(62)	(70)
離乳食講習会参加者数	410	422	383	396

「資料：健康対策課」

(3) 成人保健施策の推進

【現況と課題】

急速な高齢化の進行、食生活の変化などに伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加しており、その予防対策が重要な課題となっているため、本市では、基本健康診査や各種がん検診を中心に、健康教育、健康相談などを展開しています。

引き続き、健康で生活できる期間の延伸、生活の質の向上にむけ、関係機関との連携を密にし、健康保持・増進に対する一人ひとりの自覚を促しながら、生活習慣の改善を目指した成人保健施策を推進していく必要があります。

【計画目標】

生活習慣の改善を目指した生活習慣病予防対策等の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現 状 値	目 標 値	説 明
	H 17 年 度	H 22 年 度	
基本健康診査受診率※	43.1%	50.0%	基本健康診査の受診状況を表します。基本健康診査を受けることで、心臓病や脳卒中などの循環器系疾患、糖尿病、肝臓病などが早期に発見され、適切な治療や生活習慣の改善を図ることができるため、基本健康診査受診対象者の2人に1人が受診することを目標とします。

※ 基本健康診査受診率＝受診者数／米子市に住所を有する40才以上の者（被用者等職域等において事業主又は保険者が実施する健診で、この事業に相当する健診を受けることができる者を除く）×100

【主な施策】

生活習慣病予防対策等の推進

- ・ 健康状態を把握するために健康診査の受診勧奨の推進
- ・ 生活習慣改善のための健康教育、健康相談、栄養指導等の推進
- ・ 食育、食事バランスを取り入れた予防食実習等栄養施策の推進
- ・ 口腔衛生に関する意識啓発の推進

(4) 感染症予防対策の推進

【現況と課題】

本市では、感染症予防対策として各種予防接種、結核健康診断、感染症に関する意識啓発、環境衛生対策等を実施しています。感染症のまん延を防止し、安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、引き続き、関係機関との連携・協力のもと予防接種等感染症対策事業の推進、感染症に関する正しい知識の普及促進など予防対策の推進を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 予防接種等感染症予防対策事業の推進を図ります。
- 2 感染症に関する正しい知識の普及と意識啓発、情報提供の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
結核予防接種累積 接種率（BCG） ※	97.2%	98.0%	代表的な結核予防接種（BCG）の接種率の状況を表します。 結核予防接種（BCG）を引き続き実施することで、結核の感染、まん延を防止することができるため、結核予防接種累積接種率（BCG）を0.8ポイント向上させることを目標とします。

※結核予防接種累積接種率：1歳から2歳未満の乳児の接種率

【主な施策】

- 1 予防接種等感染症予防対策事業の推進
 - ・ 各種予防接種事業の推進
 - ・ 結核健康診断の推進
- 2 感染症に関する正しい知識の普及促進
 - ・ 感染症とその予防に関する広報等啓発活動の推進
 - ・ 新型感染症等に関する情報提供の推進

【参考資料】

新規結核患者登録数 (単位：人)

年 度	登録数
平成14年度	43
平成15年度	34
平成16年度	28
平成17年度	39

「資料：健康対策課」

2 明るい長寿社会の実現

(1) 在宅福祉施策の推進

【現況と課題】

本市の65歳以上の人口は3万1千人を超えていますが、今後10年間増え続け、これに伴い介護を必要とする人も増加すると見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で、予防から介護に至るまでのサービスが利用できるよう、計画的な基盤整備を行うことにより、在宅介護サービスの効果的・効率的利用を図り、できるだけ在宅で生活できるようにすることが必要です。

また、高齢者を介護している家族の負担軽減を図るための支援策の充実、さらには、保険、医療、福祉の各分野が連携を図り、高齢者を地域全体で支える地域ケア体制の確立を図るため、地域包括支援センターの充実等による在宅福祉施策の推進を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 介護予防の充実を図ります。
- 2 介護を要する状態となっても在宅で生活できるよう在宅福祉の充実を図ります。
- 3 総合的相談・支援を行なう地域包括支援センターの充実を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
通所型介護予防事業利用者数	2,984人	6,480人	通所型介護予防事業の延べ利用者数の状況を表します。 介護が必要な状態の軽減、悪化の防止や介護が必要な状態となることの予防となるサービスが、在宅生活を送りながら受けられるよう事業を推進して

			<p>います。</p> <p>この事業の利用者数は、平成20年度までに高齢者人口の5%まで上昇し、それ以後は横ばいになるものと推計されることから、高齢者人口の5%を目標とします。</p>
介護保険利用者における居宅サービス利用率	77.2%	77.6%	<p>要介護認定者のうち在宅サービスを利用した人の割合を表します。</p> <p>介護が必要となっても住み慣れた地域、居宅の中で可能なかぎり自立した生活が継続できるよう、毎年、0.1ポイント程度の微増を目標とします。</p>

【主な施策】

1 介護予防の充実

- ・ 通所型介護予防事業の実施
- ・ 訪問型介護予防事業の実施

2 生活支援・在宅福祉の充実

- ・ 配食、軽易な日常生活の援助等の生活支援サービスの提供
- ・ 介護知識、介護技術、福祉用具等の普及促進
- ・ 介護用品購入費への助成
- ・ 介護を要する高齢者等の住宅改修費の助成
- ・ 地域密着型サービスの充実

3 地域包括支援センターの充実

- ・ 介護予防ケアマネジメントの実施
- ・ 多様なネットワークを活用した総合的な相談支援及び権利擁護の実施
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施

【参考資料】

居宅サービス受給者の推移

(単位：人、%)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
居宅サービス受給者数(人) A	3,282	3,562	3,846
施設サービス受給者数(人) B	1,227	1,195	1,139
合計 C (A+B)	4,509	4,757	4,985
居宅サービス利用率(%) A/C	72.8	74.9	77.2

「資料：長寿社会課」

(2) 社会参加への環境づくり

【現況と課題】

平均余命が伸びたことにより、老後生活の期間は長くなり、生きがいを持つことが大切であると言われてしています。

高齢者が閉じこもることなく、元気で老後を過ごすため、高齢者自らが生きがいを持ち、その豊かな経験や知識・技能を地域社会の中で生かしながら、積極的に社会活動に参加することにより、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活できるような環境づくりを推進する必要があります。

【計画目標】

高齢者の社会参加のための環境づくりを推進します。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
65歳以上の高齢者のうち、介護保険要介護者にあたらない人の割合	81.0%	80.6%	高齢者のうち、要介護認定を受けていない人の割合を表します。 高齢者になっても生きがいを持って、元気に老後を過ごせる環境づくりを推進することが大切であり、要介護認定率は、平成12年度から7ポイント上昇していますが、各種予防対策を実施することにより、0.4ポイントの上昇に抑制することを目標とします。

【主な施策】

社会参加のための環境づくりの推進

- ・社会活動の普及啓発のための広報活動の推進
- ・老人福祉バスの運行など交通手段の確保
- ・地域介護予防活動支援事業の実施
- ・健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜の提供
- ・ボランティア活動を促進する啓発事業の実施

【参考資料】

要介護認定者の推移

(単位:人、%)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
要支援 1	897	1,050	1,094
要介護 1	1,800	1,708	1,772
要介護 2	930	922	957
要介護 3	701	684	729
要介護 4	642	717	703
要介護 5	781	787	797
合 計 A	5,751	5,868	6,052
65 歳以上人口 B	30,642	31,181	31,855
出現率 A/B	18.80	18.80	19.00
非要介護者率	81.20	81.20	81.00

「資料：長寿社会課」

(3) 認知症高齢者対策の推進

【現況と課題】

介護保険認定状況によると、認知症高齢者は、その数、率ともに増加しており、今後も高齢化の進行に伴い、さらに増えていくものと予想されます。

認知症に関する根本的な治療法は確立されておらず、予防対策は手探り状態ですが、増大する認知症高齢者に対処するため、認知症の程度に応じた総合的な対策の推進に取り組む必要があります。

【計画目標】

- 1 認知症高齢者への生活支援の充実を図ります。
- 2 介護する家族の負担の軽減を図ります。
- 3 認知症予防・支援の充実を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17 年度	目標値 H22 年度	説 明
認知症高齢者見守り事業利用時間数	533 時間	1,000 時間	認知症高齢者見守り事業の延べ利用時間数を表します。 認知症高齢者の介護では、問題行動に伴う本人の安全確保と介護する家族への支援ができる体制づくりに努めていますが、見守り体制を強化することにより、約 2 倍の利用時間を目標とします。

認知症高齢者出現率	15.0%	15.0%	身体的には自立しているものの、中重度以上の認知症が見られる高齢者の割合を表します。 予防対策により、現状維持を目標とします。
-----------	-------	-------	---

【主な施策】

1 生活支援の充実

- ・地域密着型サービスの推進
- ・成年後見制度利用支援事業の実施

2 介護者への負担軽減

- ・徘徊高齢者の居場所探知システムの普及促進
- ・認知症高齢者見守り事業の実施

3 認知症予防・支援の充実

- ・認知症の予防及び介護に関する正しい知識の普及啓発
- ・介護に関する悩み事相談、実習教室等の開催
- ・認知症高齢者にかかわる人々がネットワークを形成する地域支援システムの構築

3 安心して子育てができる環境づくり

(1) 子育て支援施策の充実

【現況と課題】

わが国における急速な少子化の進行は、女性の社会進出の増加や結婚観の変化による晩婚化の進行、子育てと仕事の両立の負担感に加え「夫婦の出生力そのものの低下」※という新しい現象がみられ、このまま少子化が進行すると、社会保障費用の負担増や若年労働者の減少による地域社会の活力低下が懸念されます。

本市における出生率は、国のそれを上回ってはいるものの大きな伸びも見られておらず、安心して出産や育児のできる環境づくりに向け、子育ての負担の軽減や育児不安の解消等に向けた施策の充実を図る必要があります。

※「夫婦の出生力そのものの低下」: 若い時期のダイエットによる排卵障害等の増加による不妊症の率の増加及び環境ホルモンの影響で、精子の数の減少による生殖能力の低下の意味。

【計画目標】

- 1 安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図ります。
- 2 相談支援体制の充実と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
「子育て環境整備」に関する市民の「不満足」「やや不満足」の割合	不満足 12.7% やや不満足 22.6%	不満足 6.4% 以下 やや不満足 11.3% 以下	どのくらいの市民が子育て環境に対して不満を持っているかを表します。 安心して出産や育児のできる環境づくりに向けた施策の充実を図り、「不満足」、「やや不満足」と感じる市民が、現在の半分以下になることを目標とします。

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

【主な施策】

- 1 子育て環境の整備
 - ・ 一時保育、ショートステイ事業の拡充
 - ・ トワイライトステイ事業※の拡充
- 2 相談支援体制の充実と経済的負担の軽減
 - ・ 子育て支援センターの充実
 - ・ 保育料等の軽減

※トワイライトステイ事業：保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

（2）児童福祉施策の充実

【現況と課題】

児童を健全に育成するためには、保護者と行政がともにそれぞれの責任を適切に果たしていくことが重要ですが、核家族化や共働きの増加など、家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

多様化する保育ニーズへの対応や子育て不安の解消のための相談、指導、サークルづくりなど、時代の変化に即した児童福祉施策の充実が求められています。

また、近年、保護者などによる児童虐待が大きな社会問題となっており、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童対策に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。

【計画目標】

- 1 保育所における保育環境の整備・充実を図ります。
- 2 児童の健全育成事業の拡充を図ります。
- 3 児童虐待をはじめとする要保護児童対策の体制整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
保育所入所待機児童数	31人	0人	<p>保育所入所待機児童数の状況を表します。</p> <p>少子化が進む中、その対策として男女ともに子どもを育てながら働き続けられる環境整備が重要で、保育所入所待機児童(入所希望数から入所者数を差し引いた入所保留数)の解消が求められていることから、保育所入所待機児童をなくすことを目標とします。</p>
なかよし学級実施学級数	19箇所	23箇所	<p>なかよし学級が設置されている学校数の状況を表します。</p> <p>放課後、児童に健全な育成環境と遊びの場を提供するため、なかよし学級の設置が求められており、市内すべての小学校23校になかよし学級を設置することを目標とします。</p>

【主な施策】

- 1 保育所における保育環境の整備・充実
 - ・ 延長保育・乳児保育・休日保育・病児病後児保育・障がい児保育等の特別保育の充実
 - ・ 保育所の施設整備
- 2 児童の健全育成事業の拡充
 - ・ 放課後学童保育等の拡充・遊び場の確保・相談支援体制の充実
- 3 要保護児童対策の体制整備
 - ・ 要保護児童対策地域協議会運営事業の推進

(3) 母子・父子福祉施策の充実

【現況と課題】

母子・父子家庭の数は、近年では死別のほか離婚を原因とするものが増加しています。

子どもを養育しながら生活することは、精神的にも経済的にも不安定な状況を生じやすいため、母子・父子家庭の生活基盤を確立し、安心して生活ができるよう施策を講じていく必要があります。

【計画目標】

- 1 母子・父子家庭の自立促進のための施策を推進します。
- 2 母子・父子・寡婦家庭の福祉の充実を図ります。

【主な施策】

- 1 母子・父子家庭の自立促進
 - ・ 生活相談、自立指導の強化
 - ・ 母子家庭高等技能訓練促進費の給付
- 2 母子・父子・寡婦家庭の福祉の充実
 - ・ 児童扶養手当・小中学校入学支度金の支給
 - ・ 母子家庭生活資金貸付事業の推進

4 障がい者の自立支援と社会参加の推進

(1) 障がい者（児）福祉サービスの充実

【現況と課題】

社会情勢の変化や生活様式、価値観の多様化等に伴い、地域の中で生活している障がいのある人が増えており、その生活を支援するため、個々のニーズに適應したよりきめ細かい福祉サービスが求められています。

障がいのある人が人権を尊重され、社会の一員としてその責任を担いながら自己選択と自己決定のもとに社会参画し、地域のなかで自立した生活を送るためには、物理的なバリアフリーだけでなく、生活しやすい環境づくりや地域で支えていく支援体制など福祉サービスの充実を図る必要があります。

※障がい者：漢字の「害」という字が否定的な意味を持つことから、不快な印象を与えることがあるため、ひらがなの「がい」と表現します。

【計画目標】

- 1 誰もが生活しやすい環境づくりを図ります。
- 2 障がい者のゆとりと生きがいのある暮らしの実現を図ります。
- 3 地域における支援体制の整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
障がい者が暮らしやすく、社会参加できる環境が整っていると感じる市民の割合	19.0%	25.0%	障がい者が暮らしやすく、社会参加できる環境が整ってきていると感じている状況を表します。 障がい者が暮らしやすく、社会参加しやすい環境をハード・ソフトの両面から整えていくことが必要とされており、市民の4人に1人が肯定的に評価することを目標とします。

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

【主な施策】

- 1 誰もが生活しやすい環境づくり
 - ・ 障がいに対する理解を深める啓発・広報の推進
 - ・ 福祉教育・ボランティア活動の推進
 - ・ 福祉のまちづくりの推進
 - ・ 防災・緊急連絡体制の整備
- 2 ゆとりと生きがいのある暮らしの実現
 - ・ 社会参加と地域交流の促進
 - ・ 情報・コミュニケーション支援等の充実
 - ・ レクリエーション・文化活動の振興
 - ・ 移動手段等の確保
 - ・ 就労促進に向けた支援の充実
 - ・ 福祉的就労の充実
 - ・ 住宅の改良など居住環境の整備
- 3 地域における支援体制の整備
 - ・ 身近な相談・支援体制の整備
 - ・ 地域福祉サービスの充実
 - ・ 総合的な保健、医療体制の整備

5 地域福祉の充実

(1) 地域福祉活動の促進

【現況と課題】

少子高齢化や核家族化など急速な社会情勢の変化の中で、地域の連帯感が希薄になってきていると言われていますが、一方ではボランティアやNPO法人などの活動なども活発になっています。

ノーマライゼーションの理念に基づき、だれもが住み慣れた地域の中で、安心して快適に暮らすことができるよう、一人ひとりがお互いに支えあうことの大切さを認識し、地域における福祉活動に主体的に関わっていけるような環境づくりを進めるとともに、市民と行政との協働により地域の福祉団体等の活動を促進していく必要があります。

地域福祉の推進に当たっては、「自助—互助—共助—公助」のそれぞれの視点で、何ができるか、どのように役割分担や協働体制を図っていくかを考え行動していくことが重要です。同時に、その基盤となる福祉サービスの質の確保や適正な量の設定を図るための体制を整備していく必要があります。

※ノーマライゼーション：障がいの有無や年齢に関わらず、すべての人が地域で日常的な生活を送ることが普通の社会であるという考え方。

※自助：市民（住民）一人ひとり（あるいはその家族）ができること。

互助：市民（住民）同士が協力し合えば（組織的に共同して）できること。

共助：市民（住民）や市民（住民）組織と行政や専門機関等が協力し合えばできること。

公助：行政や専門機関ができること。

【計画目標】

- 1 地域福祉に対する市民意識の高揚を図ります。
- 2 各種福祉団体やボランティア団体等の育成・支援策の充実を図ります。
- 3 地域の組織化・活性化のための活動支援を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H 17 年度	H 22 年度	
福祉ボランティア団体に登録している市民の割合	2.6%	5.0%	市民が、福祉ボランティア団体に登録している状況を表します。 日常的な生活を送る上で何らかの支援を必要とする人が、住みなれた地域社会で安心して快適に生活できる社会づくりを進めるには、ボランティアの活動が、今後ますます期待され、必要となってきたことから、市民の5%の方が福祉ボランティア団体に登録することを目標とします。

【主な施策】

- 1 市民意識の高揚
 - ・ 広報誌の発行などによる福祉情報の提供
 - ・ 地域の連帯意識醸成のための啓発活動の推進
- 2 福祉団体等の育成・支援
 - ・ 米子市社会福祉協議会の活動支援
 - ・ 地域福祉活動団体の育成・支援
 - ・ 福祉ボランティアに関する広報、啓発、相談等の充実
 - ・ 福祉ボランティアの人材・団体育成と活動支援の充実
- 3 地域の組織化・活性化のための活動支援
 - ・ 地区社会福祉協議会を中心とした、民生児童委員協議会や自治会など地区組織の連携及び機能の強化

【参考資料】

福祉ボランティア登録者数の推移 (単位:人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
ボランティア登録者	3,907	4,073	4,653

「資料：長寿社会課」

6 社会保障制度の適正な運営

(1) 国民健康保険

【現況と課題】

本市の国民健康保険は、急速な高齢化の進行に伴う医療費の増大と長引く経済の低迷等による保険料収入の伸び悩みなどにより、厳しい財政運営を強いられています。

今後、医療技術の高度化や高齢化社会の一層の進行により、医療費の更なる増大が見込まれるため、引き続き、健全な財政運営の確立と医療費の抑制に積極的に取り組んでいく必要があります。

【計画目標】

- 1 健全な財政運営の確立に努めます。
- 2 医療費の抑制に努めます。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H16年度	目標値 H22年度	説 明
国民健康保険料の徴収率(現年分)	88.41%	92.00%	国民健康保険料の徴収率(現年分)の状況を表します。 健全な財政運営を確立するためには、保険料の徴収率を向上させることが必要であることから、徴収率の3.59ポイント増を目標とします。

【主な施策】

1 健全な財政運営の確立

- ・ 事業運営の現状と保険料負担の重要性に関する広報の充実
- ・ 保険料徴収体制の充実・強化

2 医療費の抑制

- ・ 人間ドック事業などの健康の保持・増進に向けた保健事業の推進による医療費の抑制

(2) 国民年金

【現況と課題】

国民年金業務は、平成14年4月から保険料収納業務等が国に移管され、市町村は、資格の取得・保険料免除や年金受給請求などの届出に関する窓口業務のほか、制度の周知に関する広報、相談業務等を行っています。

今後も国との協力・連携を図りながら、未加入者や未納者の解消に取り組んでいく必要があります。

【計画目標】

市民の年金受給権の確保を図ります。

【主な施策】

市民の年金受給権の確保

- ・ 未加入者の加入促進
- ・ 保険料口座振替、前納の推進
- ・ 年金受給、保険料免除などの相談事業の推進
- ・ 国民年金制度、保険料納付等に関する広報活動の充実

【参考資料】

米子市の国民年金受給権者の推移

(単位：人)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
受給権者数	23,128	24,268	25,597	26,492	27,453

「資料：市民課」

(3) 介護保険

【現況と課題】

高齢者やその家族が安心して生活を送ることができるよう、介護を社会全体で支えていくための介護保険制度は、認定された要介護者の数、高齢者に占める割合ともに増加し、また、サービスを提供する事業者も増加して、社会に定着してきました。

このような中で介護保険法が改正され、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の向上、負担のあり方など制度運営の見直しがなされました。

介護保険事業の円滑な運営を図るため、高齢者が要介護となることを予防し、介護を必要とする人の悪化防止に努め、適切なサービスを総合的、効果的に利用できるよう取り組んでいく必要があります。

【計画目標】

- 1 適正な介護サービスの提供、事業の運営を図ります。
- 2 介護保険サービスの基盤整備、適正運営の指導に努めます。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17 年度	H22 年度	
介護保険要介護者認定率	19.0%	19.4%	介護保険で要介護者として認定される状況を表します。 介護保険制度の円滑な事業運営を図るため、要介護者となることの予防や悪化防止に努めることが必要であり、予防対策の実施により、0.4ポイント増に抑えることを目標とします。

【主な施策】

- 1 適切な介護サービスの提供
 - ・地域包括支援センター事業の推進
 - ・サービス利用者の相談に応じて事業者との調整を図る介護相談員の派遣

2 サービス供給の基盤整備

- ・ 介護サービス事業者の資質向上、指定業務の実施
- ・ 地域密着型サービス事業者の指定業務の実施

(4) 生活保護

【現況と課題】

本市の被保護世帯は、長引く景気の低迷や失業の増加に加え、扶養意識の減退等を背景として、年々増加する傾向にあります。被保護世帯の大半は、高齢者、母子、傷病者、心身障がい者等、社会的弱者といわれる世帯であり、社会経済情勢の変化による影響を大きく受けやすいため、今後も社会経済情勢の動向に応じた各種福祉制度の効果的な活用に努め、低所得世帯の生活の安定を図る必要があります。

【計画目標】

低所得者の生活の安定のため、きめ細かな福祉施策の推進を図ります。

【主な施策】

低所得者の生活の安定

- ・ 適切な保護措置と自立助長の推進
- ・ 関係機関と連携した福祉施策の推進と相談援助体制の充実

第2章 ゆとりある心豊かな米子

第1節 『こころ』がいきいき・・・豊かな心を育む人権・教育と歴史・文化のまちづくり

1 人権尊重都市の実現

(1) 社会における人権教育・啓発の推進

【現況と課題】

本市では、家庭、地域、職場、行政などで、人権尊重の視点から人権に対する正しい理解と認識を深めるため、教育・啓発を推進してきました。その結果、市民意識調査などに見られるように一定の成果が認められるようになりました。

しかし、依然として同和問題、外国人、障がい者、女性、子ども、高齢者、病気にかかっている人などの分野に解決すべき課題が残っており、インターネットによる人権侵害などの新たな人権問題も発生しています。

「米子市人権施策基本方針」及び「米子市人権施策推進プラン」に基づき、人権を自分の問題として、考え、学び、行動できる社会を実現するため、社会における人権教育・啓発を推進する必要があります。

【計画目標】

1 人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりに向けて、社会における人権教育・啓発の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
人権教育地域懇談会の参加者数	2,741人	3,000人	地域懇談会の参加者数の状況を表します。 地域の中で偏見や差別による人権侵害を未然に防ぎ、人権教育・啓発をすすめるため、地域懇談会を開催していますが、今より参加者を1割増やすことを目標とします。

【主な施策】

1 人権教育・啓発の推進

- ・ 人権教育・啓発事業（啓発紙、ポスター等の発行・配布、シンポジウムの開催など）の推進
- ・ 人権問題に関する調査研究と情報提供
- ・ 人権問題の学習に関する相談・支援の充実
- ・ 自治会単位での懇談会の開催

- ・ 人権・同和問題市民意識調査の実施
- ・ 関係機関と連携した人権相談活動の推進

【参考資料】

人権教育地域懇談会の推移

(単位:人、回、人/回)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
参加者数(A)	2,504	2,635	2,888	2,432	2,741
開催回数(B)	71	80	86	76	86
1回当たりの参加者数(A/B)	35.3	32.9	33.6	32.0	31.9

「資料：人権政策課」

(2) 学校における人権教育の推進

【現況と課題】

本市では、学校教育において、これまで「米子市同和教育基本方針」に基づいて部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取組を進めてきました。

しかし、いじめや差別発言などの児童生徒による人権侵害や同和地区児童生徒、障がいのある児童生徒、外国人児童生徒等の学力・進路保障、児童虐待への対応など、引き続き取り組んでいかなければならない課題が多くあります。

さらに、国際化や情報化の急速な進展に伴って新たな人権問題も生じており、児童生徒があらゆる人権問題と向き合い、解決していく意欲と実践力を身につけることが重要となります。

新たに策定した「米子市人権教育基本方針」及び「米子市人権教育推進プラン」に基づき、あらゆる差別や人権侵害をなくし、平和ですべての人が幸せに生きることができる社会を実現するため、学校における人権教育を推進することが必要です。

【計画目標】

- 1 豊かな人間関係を築く取組と人権教育の推進体制の整備を図ります。
- 2 人権に関する様々な課題について人権教育の推進を図ります

【主な施策】

- 1 豊かな人間関係を築く取組と人権教育の推進体制の整備
 - ・ いのちの大切さを学ぶ人権教育の推進
 - ・ 自分に自信と誇りを持てる人権教育の推進
 - ・ ちがいを認め合い、豊かにつながる人権教育の推進
 - ・ 学校と関係機関とを結ぶネットワークづくり
 - ・ 教職員研修の充実

2 各人権課題に関する人権教育の推進

- ・ 同和問題学習の充実
- ・ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
- ・ 特別支援教育及び障がい者の理解と共生に関する教育の推進
- ・ 男女平等意識を育てる教育の推進
- ・ 子どもの権利条約等の趣旨に基づく子どもの人権を守る取組の推進
- ・ 高齢者に対する理解を深める取組の推進
- ・ 健康教育、性教育及びエイズやハンセン病等への偏見を解消する教育の推進
- ・ メディア・リテラシー※を育成する教育の推進
※メディア・リテラシー：情報を読み解く力

(3) 同和対策の推進

【現況と課題】

本市では、同和対策審議会答申の「差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」という基本理念の下に、同和問題の解決に向けて諸施策を推進してきました。

その結果、同和地区の生活環境などの分野の格差是正について一定の成果が認められていますが、就労、教育、啓発などの分野では今なお解決すべき課題が残されています。

市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動の推進と同和地区関係者を取り巻く様々な課題の解決に向けた施策を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 同和地区関係者を取り巻く課題の解決に向けた施策の推進を図ります。
- 2 同和地区関係者に対する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進を図ります。

【主な施策】

- 1 課題の解決に向けた施策の推進
 - ・ 隣保館・地区会館事業をはじめとする各種同和対策事業の推進
 - ・ 相談活動の推進
 - ・ 部落差別事象への適切な対応
 - ・ 同和地区実態調査の実施
 - ・ 市民意識調査の実施

2 同和教育・啓発の推進

- ・市民啓発の推進
- ・同和地区における学習活動の促進

2 男女共同参画社会の実現

(1) 男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現

【現況と課題】

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、本市も「米子市男女共同参画推進計画」を策定して女性の地位向上と社会参画に向けた取組を進めてきましたが、依然として性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行が根強く残っているほか、DV（ドメスティック・バイオレンス）※等の女性に対する人権侵害など引き続いて取り組んでいかなければならない課題もあります。

女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとられることなく、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある又はあったパートナーから受ける身体的、精神的、経済的、性的な暴力

【計画目標】

- 1 総合的・計画的な施策の推進を図ります。
- 2 男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。
- 3 男女共同参画社会実現のための環境整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
男女が平等に生活していく社会づくりが進んでいると思う割合	49.5%	60.0%	男女平等社会について市民がどのような意識を持っているかを表します。 市民一人ひとりが自分らしく、個人として尊重される社会を実現するように取り組んできていますが、市民の60%が男女平等社会が進んでいると感じることを目標とします。
※米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果			
審議会等委員に占める女性の割合	31.4%	40.0%	審議会等の委員のうち女性委員の登用の状況を表します。

合			「米子市男女共同参画計画」、「米子市審議会等委員選任基準」に基づき、4：6ルール※の達成に向けて、女性委員の登用を積極的に働きかけていますが、現状を踏まえ、40%の女性委員の登用を目標とします。
---	--	--	---

※米子市男女共同参画推進計画で「会議を構成する委員の男女のいずれか一方の比率が60%以下になるよう定めた」ルール

【主な施策】

- 1 総合的・計画的な施策の推進
 - ・ 男女共同参画推進計画の進行管理
- 2 男女共同参画意識の普及・啓発
 - ・ 研修会・イベント等の開催
 - ・ 企業に対する啓発活動の充実
 - ・ 市民意識調査の実施
- 3 男女共同参画社会実現の環境整備
 - ・ 市の審議会、委員会等での女性の登用推進
 - ・ 女性人材バンクの活用
 - ・ DV被害者等の相談体制の充実
 - ・ 女性団体及び女性リーダーの育成
 - ・ 子育て支援、介護支援、仕事と家庭の両立支援の推進

【参考資料】

女性の社会参画への取組に対する市民の満足度 (単位：%)

区 分	満足している	やや満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である	無回答
女性の社会参画への取組	2.8	12.2	62.2	12.0	3.5	7.4%

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

審議会等委員に占める女性の割合の推移 (単位：%)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
審議会等委員に占める女性の割合	18.0	19.6	25.7	31.4

「資料：職員課」

3 豊かな心を育む学校教育の推進

(1) 幼児教育の充実

【現況と課題】

本市には、幼児教育の場として私立幼稚園11園があり、平成17年5月現在2,036人の児童が入園しています。

幼稚園においては、幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で特に重要な時期であることから、園児の健やかな成長のため、教育内容の充実が図られています。

平成15年8月には米子市全体が構造改革特別区域計画の認定を受け、早期の幼児教育について充実が図られたところですが、引き続き幼児教育の振興と家庭教育の充実を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 幼稚園における教育の振興を図ります。
- 2 家庭教育の充実を図ります。

【主な施策】

- 1 幼稚園教育の振興
 - ・ 幼稚園への運営費の助成
 - ・ 一定の所得以内の世帯に対する就園費用の助成
 - ・ 第三子以降の園児に係る保育料の助成
- 2 家庭教育の充実
 - ・ 子育て講座等の開催

【参考資料】

市内幼稚園の園児数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区 分	園児数	教員数	職員数
平成 8 年（1996年）	2,102	125	34
平成 9 年（1997年）	2,061	125	35
平成10年（1998年）	2,038	127	35
平成11年（1999年）	2,110	130	37
平成12年（2000年）	2,082	125	38
平成13年（2001年）	1,981	134	35
平成14年（2002年）	2,030	144	36
平成15年（2003年）	2,008	148	38
平成16年（2004年）	2,042	156	41
平成17年（2005年）	1,914	162	41

「資料：学校基本調査」

(2) 小・中学校教育の充実

【現況と課題】

国際化、情報化、科学技術の進展、少子・高齢社会の進行、多様な価値観の広まり、子どもを狙った事件の増加などの社会環境の変化への対応が学校教育における大きな課題となる中で、子どもたちの規範意識や道徳心、自律心の低下、いじめや不登校、学級崩壊、問題行動などが社会問題となっており、これまで以上に自らを守るとともに、未来を切り拓き、心豊かでたくましい子どもたちの育成が求められています。

このため、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指し、基礎・基本の確実な定着と学力の向上を図ることはもとより、人間としての生き方・在り方の問題を含めた多様な学習指導法や学習形態についての研究を推進し、より一層の指導の充実を図ることで、子どもたちの自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成をこれまで以上に図る必要があります。

【計画目標】

- 1 特色ある学校づくりの推進を図ります。
- 2 開かれた学校づくりの推進を図ります。
- 3 心の教育の充実を図ります。
- 4 個性を生かす教育の充実を図ります。
- 5 健康教育の充実を図ります。
- 6 生徒指導の充実を図ります。
- 7 進路指導の充実を図ります。
- 8 特別支援教育の充実を図ります。
- 9 人権教育の充実を図ります。
- 10 情報教育の充実を図ります。
- 11 英語教育の充実を図ります。
- 12 国際理解教育の充実を図ります。
- 13 図書館教育の充実を図ります。
- 14 福祉教育の充実を図ります。
- 15 環境教育の充実を図ります。
- 16 教職員研修の充実を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
児童1人当たりの年間図書貸し出し数	40冊	48冊	児童が学校図書館を利用している状況を表します。 子どもたちの自ら学ぶ意欲や個々の能力を伸ばすため、学校図書館教育の充実に努めていることから、児童1人当たり年間8冊の増加を目標とします。

【主な施策】

- 1 特色ある学校づくりの推進
 - ・ 創意ある教育課程を編成し、児童生徒がさまざまな体験を通して豊かな心を培えるよう「豊かな人間づくり事業」の推進
- 2 開かれた学校づくりの推進
 - ・ 学校評議員制度による教育活動や学校運営の見直しと改善
 - ・ 学校からの情報発信の充実
- 3 心の教育の充実
 - ・ 道徳教育の一層の充実
 - ・ ボランティア活動や自然体験活動等の実施
 - ・ 職場体験学習の実施
- 4 個性を生かす教育の充実
 - ・ 個に応じた多様な指導方法の工夫・改善
 - ・ 少人数指導等による基礎・基本の確実な定着
- 5 健康教育の充実
 - ・ 健康や安全に関する基本的な知識習得のための教育の実施
 - ・ 専門家による各種教室の実施
 - ・ 生涯体育への意欲と積極的な実践力の育成
- 6 生徒指導の充実
 - ・ 学校、家庭、地域社会、関係諸機関が一体となった生徒指導の充実
 - ・ 心の教室相談員や子どもと親の相談員などによる教育相談活動の充実
 - ・ 不登校いじめ対策事業の推進
- 7 進路指導の充実
 - ・ 正しい職業観や勤労観の養成
 - ・ 自己の進路を主体的に考え、選択できる力の育成
- 8 特別支援教育の充実
 - ・ 児童生徒の障がいの種類や程度、能力・適性等を的確に判断し、適正な就学の推進と指導の充実
 - ・ 個々の児童生徒の能力・適性に応じた支援の充実
 - ・ 障がいに対する正しい認識と人間尊重の精神の育成
- 9 人権教育の充実
 - ・ あらゆる差別や偏見を解消する意欲や態度の育成と人権意識の高揚
 - ・ いのちを大切にし、自分に自信と誇りを持てる意識の育成
- 10 情報教育の充実
 - ・ 情報の適切な選択や活用など、高度情報化社会に適応する能力の養成
- 11 英語教育の充実
 - ・ 英語指導助手設置事業の活用によるコミュニケーション能力の育成

12 国際理解教育の充実

- ・ 我が国及び諸外国の文化・伝統等についての理解と認識を深める教育の充実
- ・ 平和を尊び国際社会の中で信頼と尊敬を得ることのできる人間の育成

13 図書館教育の充実

- ・ 学習情報センターとしての機能の強化
- ・ 学校図書館ネットワークを活用した図書館教育の推進

14 福祉教育の充実

- ・ 共に生きる福祉の心の大切さに関する指導の充実
- ・ 美化活動、ボランティア活動、交流活動などの実践活動による協力や奉仕の態度、実践力の育成

15 環境教育の充実

- ・ 環境保全に参加する態度及び環境問題を解決する能力の育成

16 教職員研修の充実

- ・ 教育の専門的知識と技能を高める研修の充実

【参考資料】

小・中学生の推移（各年5月1日現在）

（単位：人）

区 分	小学生	中学生	合計
平成 8 年（1996年）	9,033	5,110	14,143
平成 9 年（1997年）	8,876	4,991	13,867
平成10年（1998年）	8,710	4,968	13,678
平成11年（1999年）	8,636	4,697	13,333
平成12年（2000年）	8,626	4,560	13,186
平成13年（2001年）	8,576	4,446	13,022
平成14年（2002年）	8,532	4,305	12,837
平成15年（2003年）	8,533	4,258	12,791
平成16年（2004年）	8,489	4,171	12,660
平成17年（2005年）	8,953	4,503	13,456

「資料：学校基本調査」

（3）学校施設の充実

【現況と課題】

本市には、市立の小学校が23校、中学校が10校、養護学校が1校、米子市日吉津村中学校組合立の中学校が1校あり、それぞれ、多様化する教育内容や児童・生徒数の変化に対応して、施設等の整備・拡充に努めてきていますが、教育

内容や施設等は、情報化や国際化などの社会状況の変化に伴って大きく変化しつつあるため、引き続きこれらに対応した学校施設等の整備・充実を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 校舎の増改築など、教育施設の整備・充実を図ります。
- 2 情報教育に対応した施設・設備の整備・充実を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
校内LAN整備率	54.4%	100.0%	校内LANの整備の進み具合を表します。 すべての学校からインターネットを利用した学習が行えるよう、校内LANの整備を行ってきており、市内すべての小学校23校に校内LANを整備することを目標とします。

【主な施策】

- 1 学校施設等の整備・充実
 - ・ 淀江小学校体育館などの改築
 - ・ 福米西小学校校舎などの増築
 - ・ 学校施設の耐震補強工事の推進
- 2 情報教育設備の整備・充実
 - ・ 小学校パソコン教室の整備
 - ・ 校内LANの整備

【参考資料】

小・中学校施設の概要（平成17年5月1日現在） （単位：校、級、人）

区分	学校数	学級数	教員数	職員数	在学児童・生徒数		
					総数	男	女
小学校	23	360	524	87	8,951	4,515	4,436
中学校	11	156	313	34	4,496	2,318	2,178
養護学校	1	4	15	3	9	4	5

「資料：学校基本調査」

(4) 学校給食の充実

【現況と課題】

本市では、徹底した食中毒防止を図るため、共同調理場3施設、単独調理校4校の調理施設や機器等の整備を行ってきたところですが、子どもたちをとりまく最近の食の状況を見ると、偏った栄養摂取や朝食欠食、孤食などさまざまな問題が発生しており、肥満や高血圧など生活習慣病の要因が広まっています。

このため、正しい食事のあり方と望ましい食習慣についての学習をはじめ、地場産食材の積極的な使用や行事食を取り入れた特色ある献立の提供、さらに、学校給食センターの整備による衛生管理の強化など、学校給食の充実を図っていく必要があります。

また、中学校給食については、財政状況を勘案しながら検討する必要があります。

【計画目標】

- 1 徹底した食中毒防止のため、衛生管理の充実を図ります。
- 2 地場産食材を使用した献立の充実を図ります。
- 3 食に関する指導の充実を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
学校給食における県内産食材の使用割合	44.8%	50.0%	学校給食における県内産品の使用状況を表します。 郷土の産業や食文化への理解を深めるといふ教育的効果や生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な食材の提供、地場農林水産物の消費拡大の観点から地産地消を推進してきており、給食食材の半分は県内産品を使用することを目標とします。

【主な施策】

- 1 衛生管理の充実
 - ・ 学校給食センターの改築
- 2 献立の充実
 - ・ 地場産物を活かし、行事食を取り入れた特色ある献立の充実
- 3 食に関する指導の充実
 - ・ 正しい食事マナーの習得と望ましい食習慣を形成するための指導の充実

【参考資料】

学校給食の状況（平成17年5月1日現在）

（単位：食、人）

区 分	給食数	調理員数	備 考
学校給食センター	4,514	17(4)	()は非常勤職員 外数
弓ヶ浜共同調理場	1,545	7(1)	〃
尚徳 共同調理場	2,431	10(2)	〃
淀江 共同調理場	823	4(1)	〃
啓成 小学校	349	3	
加茂 小学校	616	3(1)	()は非常勤職員 外数
五千石 小学校	211	2(0.5)	()は4時間パート職員 外数
彦名 小学校	246	2(0.5)	〃

「資料：学校基本調査」

（5）高等教育機関との連携

【現況と課題】

本市にある鳥取大学医学部、米子工業高等専門学校、YMCA米子医療福祉専門学校などの高等教育機関は、地域を担う優れた人材の育成や産業振興、複雑多様化する地域の諸問題に対処するための高度な専門知識の提供など、地域振興に欠かせないものになってきています。

このため、高等教育機関との一層の連携強化を図る必要があります。

【計画目標】

高等教育機関との連携強化を図ります。

【主な施策】

高等教育機関との連携強化

- ・協力体制の強化
- ・連携事業の実施
- ・高等教育機関が実施する学校発展施策への協力

4 生涯学習社会の実現

（1）生涯学習活動の推進

【現況と課題】

都市化や核家族化等の進行に伴い、地域社会や家庭環境が大きく変化する中、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化、さらに、地域社会の一員である

という意識や連帯感の希薄化など、家庭や地域での教育力が低下する状況にあります。

市民一人一人は、生涯を通じて健康でうるおいを持って生きがいのある人生を過ごすことを求めており、単に知識や教養の習得だけでなく、地域づくりなどの活動に役立つ多様な学習の場を提供することにより、いつでも、どこでも、誰でも自由に学ぶことができ、その成果が適切に活かされる生涯学習活動を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 今日の課題や地域課題に対応した多様な学習機会の提供を図ります。
- 2 生涯学習に関する情報の提供と相談機能の充実を図ります。
- 3 市民の主体的・自主的なまちづくり活動等の支援を図ります。
- 4 図書館利用の拡大と学習（読書）活動の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
生涯学習の機会の提供に満足している市民の割合	18.2%	20.0%	市民が生涯学習の機会の提供に対して満足している状況を表します。 多様な学習機会や生涯学習に関する情報を市民に提供し、市民の自主的な活動に発展するような取組を行っており、5人に1人の市民が満足している状況を目指します。

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

【主な施策】

- 1 多様な学習機会の提供
 - ・ 人生大学、公民館大学、アカデミー等の充実
- 2 学習情報の提供と相談機能の充実
 - ・ 文化・生涯学習ネットや公民館ホームページの充実
 - ・ 生涯学習に関する相談機能の充実
- 3 まちづくり活動等の支援
 - ・ ひとづくり・まちづくり推進事業による市民の自主的・主体的活動の支援
- 4 図書館利用の拡大と学習（読書）活動の推進
 - ・ 学校図書館との連携による子ども読書活動の推進
 - ・ 移動図書館車の運行による地域読書活動の支援

(2) 図書館・公民館の整備

【現況と課題】

本市には、個人学習を総合的に支援する知の施設としての図書館と、地域の生涯学習の拠点で、地域コミュニティの拠点施設としての公民館が27館、その分館が2館あり、それらの利用が増加しています。

社会情勢や利用者のニーズの変化に対応して、これまでも図書館や公民館の整備・充実に努めてきていますが、生涯学習への関心の高まりとともに、市民が自主的・主体的に学習し、活動する場として、引き続きこれらの施設等の整備・充実に努める必要があります。

【計画目標】

生涯学習活動の拠点として図書館や公民館の整備・充実に努めます。

【主な施策】

図書館・公民館施設等の整備

- ・ 図書館の整備
- ・ 公民館の施設・設備の改修及び整備検討
- ・ 生涯学習関連施設ネットワーク化の推進

【参考資料】

平成17年度市立図書館の状況

(単位：人・団体、冊、冊/人)

利用者数 (個人+団体数)	蔵書数	1人あたり 蔵書数	貸出数	1人あたり 貸出数
92,573	247,730	1.65	351,959	2.35

「資料：生涯学習課」

5 青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成

【現況と課題】

本市では、体験活動の実施や青少年にかかわる団体の活動支援、さらに、子ども達の活動の拠点となる児童文化センターでのさまざまな事業展開など、青少年の健全育成に取り組んできていますが、都市化や核家族化、少子化等の進行に伴い、地域での連帯感の希薄化や家庭の孤立化などが進みつつあり、家庭や地域で青少年を育成する力の低下が指摘されています。

青少年が、社会の中で責任を持って行動できるよう成長していくため、子ども会など青少年団体の育成・支援を行なうとともに、国外や国内他地域などとの体験や交流を通じて、奉仕の心や豊かな心、郷土を愛する心を育てることなど、青少年を健全に育成するためのさまざまな施策を展開する必要があります。

【計画目標】

- 1 体験・交流活動など青少年活動の推進を図ります。
- 2 国際的な視野・感覚を持った青少年の育成を図ります。
- 3 青少年団体の育成・支援を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
中高生が子ども会のボランティア活動に参加している人数	200人	350人	中高生が子ども会のボランティア活動に参加している状況を表します。 体験・交流活動を通じて、青少年の奉仕の心や豊かな心を育てる取組を行っていることから、中高生が子ども会のボランティア活動に参加する人数について、75ポイント増を目標とします。

【主な施策】

- 1 青少年活動の推進
 - ・ 児童文化センターでの各種クラブ活動等の実施
 - ・ 沖縄県読谷村子ども会連絡協議会との交流
- 2 国際的視野・感覚を持つ青少年の育成
 - ・ 小中学生国際交流体験事業の実施
 - ・ 青年海外協力隊活動の支援
- 3 青少年団体の育成・支援
 - ・ 米子市子ども会連合会の活動支援
 - ・ 青少年育成米子市民会議の活動支援
 - ・ 子どもに関係するボランティア団体の活動支援
 - ・ 子ども会育成者、ジュニアリーダー、高校生、ボランティア団体会員などの研修会等へ派遣

【参考資料】

平成17年度児童文化センターの状況 (単位：㎡、講座、人)

区 分	延床面積	講座開設数	利用者数
児童文化センター	2,248.95	269	190,602

「資料：生涯学習課」

(2) 青少年の非行防止

【現況と課題】

近年、社会全体における規範意識の低下は著しく、大人社会の影響を受けた青少年非行の低年齢化や凶悪化が全国的に深刻化しています。本市においては、特に深刻な問題は発生していませんが、刑法犯での逮捕・補導のほか将来刑罰法令に触れるおそれのあるぐ犯少年※や、飲酒、喫煙、深夜徘徊など不良行為による補導が報告されています。また、高度情報化の進展による有害情報や有害図書類の氾濫、それらの自動販売機の設置など、青少年をとりまく環境は憂慮すべき状況にあります。

このような状況の中、効果的な青少年健全育成施策を展開していくため、青少年問題は大人自身のあり方が問われている問題であるとの認識のもと、少年育成センターを中心として、少年指導委員会や青少年育成米子市民会議などと連携し、大人自身の規範意識の確立や、巡回・補導・声かけ運動、有害環境浄化活動などに取り組み、引き続き、青少年の非行防止活動を推進する必要があります。

※ぐ犯少年：性格、行状等から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者をいう。

【計画目標】

- 1 青少年の非行防止を図ります。
- 2 青少年に有害な地域環境の浄化を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
米子市に住所を有する少年の万引き、自転車盗、置き引きなどの初発型非行者数	179人	120人	米子市に住所を有する少年の万引き、自転車盗、置き引きなどの初発型非行者数の状況を表します。 声かけ運動をはじめとする様々な活動を通じて、青少年の非行防止に取り組んでおり、初発型非行者数を3分の2に減らすことを目標とします。

【主な施策】

- 1 青少年の非行防止
 - ・ 少年育成センターを中心とした青少年の非行防止活動の推進
 - ・ 少年指導委員会での巡回・補導・声かけ運動の実施
 - ・ 学校との連携による指導活動のサポート
 - ・ 悩みを抱えた青少年の相談と悩みの解決の推進

2 有害環境の浄化

- ・ 県・警察・地域との連携による有害図書類等自動販売機等の青少年に有害な環境の浄化
- ・ ゲームセンター等青少年が集まる場所の点検と改善申入れの実施

6 個性豊かな市民文化の振興

(1) 芸術文化活動の推進

【現況と課題】

本市では、文化ホール、公会堂、淀江文化センター、美術館等において、鑑賞・普及・学習・交流事業を実施し、市民の参加を得ながら芸術文化活動の推進に努めてきましたが、市民の活動への参加意欲と期待はますます高まりつつあり、数多くの文化団体が活発に活動するようになっています。

市民が、多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加できるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化活動を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 優れた芸術文化の鑑賞機会の充実を図ります。
- 2 芸術文化活動の活性化を図ります。
- 3 芸術文化に関する情報提供の推進を図ります。
- 4 地域間の文化交流の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
芸術文化鑑賞機会の提供に満足している市民の割合	16.8%	20.0%	市民が芸術文化の鑑賞機会の提供に満足している状況を表します。 文化施設を利用して鑑賞・普及・学習・交流事業の推進を図っており、5人に1人の市民が満足していることを目標とします。

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

【主な施策】

- 1 芸術文化の鑑賞機会の充実
 - ・ 文化ホール等での自主事業（舞台芸術関係）の実施
 - ・ 美術館特別展、常設企画展の開催

- 2 芸術文化活動の活性化
 - ・ 米子市音楽祭の開催
 - ・ 童謡講座・ユースオーケストラ発表会による普及・育成事業の実施
 - ・ 市展・県展の開催
 - ・ ミュージアムスクールなどの普及・体験事業の実施
 - ・ 米子市秋の文化祭の開催
- 3 情報提供の推進
 - ・ 国・県や財団・企業等からの支援・助成に関する情報の提供
 - ・ 文化・生涯学習ネットによる文化関連情報の提供
- 4 地域間の文化交流の推進
 - ・ 出雲市・津山市及び大洲市・高島市（安曇川町）との文化交流事業の推進
 - ・ 交流先の歴史・文化に関する情報の提供

（２）文化施設の整備

【現況と課題】

本市では、これまで多様な文化施設の整備に努めてきました。これらの施設については、各種文化団体をはじめ、市民の芸術文化の鑑賞・集会・発表の場、活動の拠点として活発に利用されていますが、今後とも、市民ニーズに応えるため文化施設の整備・充実を図る必要があります。

【計画目標】

文化施設の整備・充実を図ります。

【主な施策】

文化施設の整備

- ・ 美術館・歴史館等の整備

【参考資料】

平成 17 年度文化施設の状況

（単位：席、事業、人）

区 分	客席数等	自主事業数	利用者数	職員数
文 化 ホ ー ル	672	5	135,142	10
公 会 堂	1,120	2	100,491	7
淀江 文化センター	588	2	33,320	5
美 術 館	—	8	55,570	6

「資料：文化課」

7 貴重な歴史的遺産の保存と活用

(1) 文化財の保護と活用

【現況と課題】

本市には、史跡や名勝、重要文化財など国・県・市の指定を受けた古代から近代に至る歴史的文化財が多数存在し、適切に保護されています。一方で、文化財の所在する歴史的環境や未指定の文化財の中には、失われつつあるものもあります。

これらの歴史的環境や遺産を後世に守り伝え、文化財を活かした地域づくりを推進するために、文化財の適切な保護と活用を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 文化財保護の充実と活用を図ります。
- 2 文化財保護に関する理解が深まるよう普及活動の促進を図ります。
- 3 埋蔵文化財調査の推進と出土品等の保存・活用を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
山陰歴史館・福市考古資料館・淀江歴史民俗資料館の年間入館者数	9,699人	30,000人	山陰歴史館・福市考古資料館・淀江歴史民俗資料館等文化財関連施設の入館者数の状況を表します。 多数の歴史的文化遺産を適切に保護するとともに、施設での展示や教室の開催による普及活動を行ってきていることから、現在の約3倍の入館者数を目標とします。

【主な施策】

- 1 文化財保護の充実と文化財の活用
 - ・ 国・県・市指定文化財の保護管理と修理
 - ・ 文化財の調査研究の促進
 - ・ 文化財を活かしたモデル地域づくりの推進
- 2 文化財保護に関する普及活動の促進
 - ・ 文化財の展示・公開・保存の推進
 - ・ 学習講座・教室・講演会の開催
 - ・ 文化財に関する各種広報活動の推進
- 3 埋蔵文化財の保護と活用
 - ・ 遺跡発掘調査の推進
 - ・ 出土品の保存・公開と活用

(2) 市史編さんの推進

【現況と課題】

本市では平成5年度から新修米子市史の編さん事業を開始し、現在までに11巻の配本を数えました。

新修米子市史は全15巻の刊行を計画していますが、郷土の歴史資料の中でも個人所蔵のものについては、散逸・廃棄の可能性が高く、資料調査と保存の体制を充実しながら計画的な編さん事業を推進していく必要があります。

【計画目標】

- 1 新修米子市史の編さんと刊行配本を行います。
- 2 散逸の可能性のある資料の調査と保存を図ります。

【主な施策】

- 1 新修米子市史の編さんと刊行配本
 - ・ 通史編近代、現代、資料編音声・映像記録、別巻補遺編の編さんと刊行
- 2 資料の調査と保存
 - ・ 郷土の歴史資料の調査研究
 - ・ 郷土の歴史資料の保存

8 伯耆の国よなご文化創造計画の推進

(1) 伯耆の国よなご文化創造計画の推進

【現況と課題】

本市は、上淀廃寺跡、妻木晩田遺跡など数多くの歴史的資源や、美術館、歴史館などの文化・歴史に関する拠点施設も有していますが、これらの資源と施設は必ずしも一体性や関連性を持ったものとして有機的なつながりを形成しているとはいえません。

このため、図書館や美術館、歴史館、さらに、歴史的資源である伯耆古代の丘（史跡上淀廃寺跡、向山古墳群等）を整備・充実するとともに、それぞれが持つ収蔵資料や史料の情報をデータベース化して保存し、ネットワーク化して共有し、随時、閲覧・情報発信・公開できるようにするなど、本市の重点プロジェクトである「伯耆の国よなご文化創造計画」を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 歴史・文化拠点施設の整備を図ります。
- 2 伯耆古代の丘の整備を図ります。
- 3 歴史・文化ネットワークの構築を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H 17 年度	H 22 年度	
「伯耆古代の丘整備事業」の進捗率	9.2%	77.0%	重点プロジェクトである「伯耆の国よなご文化創造計画」の主要事業の1つである「伯耆古代の丘整備事業」の進み具合を表します。 計画期間内に総事業費換算で77パーセントの整備が進むことを目標とします。

【主な施策】

- 1 歴史・文化拠点施設の整備
 - ・ 図書館の整備と機能の充実
 - ・ 美術館の展示・収蔵の拡充と機能の充実
 - ・ 山陰歴史館の耐震強化を含めた保存修理と博物館機能の充実
 - ・ 埋蔵文化財センターの整備
- 2 伯耆古代の丘の整備
 - ・ 史跡上淀廃寺跡の整備
 - ・ 淀江歴史民俗資料館の整備とガイダンス機能の充実
- 3 歴史・文化ネットワークの構築
 - ・ 歴史・文化施設の資料のデータベース化
 - ・ 展示・学習ネットワークの構築
 - ・ 歴史探訪ネットワークの構築
 - ・ 調査・研究ネットワークの構築
 - ・ レクリエーションネットワークの構築

9 生涯スポーツの推進

(1) スポーツ活動の推進

【現況と課題】

心身の健康の保持・増進、市民の連帯感の醸成など、市民生活を営むためにスポーツの果たす役割は非常に大きいものがあります。

本市では、体育協会をはじめとするスポーツ団体等と連携しながら各種の大会、教室、講習会などを開催し、スポーツ活動の普及・推進を図ってきました。

今後も、各種スポーツ団体等との連携をより一層強化し、すべての市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ活動を推進する必要があります。

【計画目標】

市民のスポーツ意識の高揚を図り、スポーツ活動の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
市民が週1回以上、スポーツ活動を行っている割合	21.4%	30.0%	どのくらいの市民が、週1回以上スポーツ活動を行っている状況を表します。 心身の健康の保持・増進のため、スポーツ団体等との連携を図りながら、全ての市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めていることから、3割の市民が週1回以上スポーツ活動を行うことを目標とします。

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

【主な施策】

意識の高揚と活動の推進

- ・ スポーツ活動への意識啓発（各種大会、教室、講習会等の開催）
- ・ スポーツ団体・クラブ等の育成強化
- ・ 指導者の発掘と活用

（2）スポーツ施設の整備

【現況と課題】

本市では、東山運動公園、淀江運動公園等に各種のスポーツ施設を設置するとともに、中学校区単位に地区体育館を設置して地域住民が気軽にスポーツ活動を楽しむことができる環境を整備してきました。

しかしながら、これらのスポーツ施設の中には老朽化が見受けられるものもあるため、今後は、改修等によりスポーツ施設等の整備・充実を図っていく必要があります。

【計画目標】

各種スポーツ施設等の整備・充実を図ります。

【主な施策】

各種スポーツ施設等の整備・充実

- ・ 市民体育館の改修
- ・ 東山水泳場の改修
- ・ 錦海ボートコースの整備
- ・ 東山陸上競技場公認必備用器具等の整備

【参考資料】

各種スポーツ施設の整備状況に対する市民の満足度

(単位：%)

区 分	満足して いる	やや満足 している	どちらとも いえない	やや不満 である	不満であ る	無回答
各種スポーツ施設の 整備	3.4	17.3	49.5	16.4	6.4	7.0

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

(3) スポーツ・レクリエーション祭の開催

【現況と課題】

平成18年10月に、国民の生涯スポーツを通じたスポーツ・レクリエーション活動を振興することを目的として、第19回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレク鳥取2006」が県下13市町村で開催されます。

市民へ生涯スポーツの大切さをアピールし、スポーツ・レクリエーション活動への関心を高めるとともに、全国各地から来訪する参加者との交流・ふれあいを図り「米子」を全国へ発信する絶好の機会でもあり、全市をあげて取り組む必要があります。

【計画目標】

「スポレク鳥取2006」を開催します。

【主な施策】

本市で開催する種目別大会

- ・ 女子ソフトボールの実施
- ・ 年齢別ソフトテニスの実施
- ・ インディアカの実施

第2節 『暮らし』がいきいき・・・魅力あふれる定住のまちづくり

1 快適な住環境の整備

(1) 市営住宅の整備

【現況と課題】

核家族化の進行や単身世帯の増加に伴い世帯数が増えています。民間貸家や高層マンション等の建設も活発で、住宅の量についてはほぼ安定した供給が行われており、質的にも改善が進んでいます。一方、市営住宅に対する市民ニーズも依然として高いものがあります。

今後も世帯数等の動向を見極めながら、市営住宅の計画的な建替えにより、住宅の量的充足と質的向上を図ることによって、安心して快適に居住できるような住宅の整備を進めていく必要があります。

【計画目標】

市営住宅の建て替えを推進します。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
「白浜住宅建て替え事業」の進捗率	0%	100%	老朽化の著しい白浜住宅の建て替え事業の進み具合を表します。 計画期間内に完了することを目標とします。
「五千石住宅建て替え事業」の進捗率	0%	28%	老朽化の著しい五千石住宅の建て替え事業の進み具合を表します。 計画期間内に28%の進捗率となることを目標とします。

【主な施策】

市営住宅の建て替えの推進

- ・ 白浜住宅の建て替え
(低層耐火2階建及び木造平屋建)
- ・ 五千石住宅の建て替え
(中層耐火3階建)

(2) 都市公園・緑地の整備

【現況と課題】

本市の公園緑地(都市公園のみ)は、市民一人当たり10.39㎡の面積で鳥取県内の12.97㎡に及ばないものの、全国平均の8.90㎡を上回っています。

公園は、都市にうるおいをもたらし、市民の憩いと安らぎをもたらすだけでなく、都市の防災上も重要な役割を担っています。今後も長期的展望に立って、市民が安心して快適に過ごすことのできる都市空間を形成するため、公園・緑地の整備を図ることが必要です。

また、市民との協働による緑化活動や公園緑地の維持管理などを推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 都市公園の整備を図ります。
- 2 市民との協働により緑化活動の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
市民1人当たりの公園面積	10.39 m ²	10.43 m ²	市民が利用できる都市公園の市民1人当たりの面積を表しています。 計画期間内に市民1人当たり0.04 m ² 増やすことを目標とします。

【主な施策】

- 1 都市公園の整備
 - ・日常生活に身近な街区公園の整備
 - ・湊山公園の改修
- 2 市民との協働による緑化活動の推進
 - ・米子市緑の基本計画の改定
 - ・花壇の草花の植付けや公園等の維持管理活動を通じた緑化意識の高揚

【参考資料】

公園の現況(平成18年3月31日現在) (単位:箇所、ha)

種 別			現 況	
			箇所数	面積
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	69	14.30
		近隣公園	4	5.25
		地区公園	-	-
	都市基幹公園	総合公園	2	39.40
		運動公園	1	23.30
特殊公園	墓園	1	12.80	

	歴史公園	1	4.40
都市緑地		7	25.94
都市林		1	28.70
広場公園		1	0.30
緑道		1	1.20
合計		88	155.59
市民一人当たりの面積		10.39	

「資料：都市整備課」

(3) 河川・海岸等の整備

【現況と課題】

多くの河川と美しい海岸を有する本市は、経済や社会生活のあらゆる分野において水の恩恵を受けながら発展してきましたが、一方で、過去にはたびたび洪水も記録されているため、これまで河積※の拡大と護岸の整備を進め、洪水対策を講じてきました。

河川等の改修や管理に当たっては、治水と利水を図ることはもとより、水質や生態系などの河川環境の保全に配慮しながら、親水性のある河川や海岸の整備を推進する必要があります。

※河積：流水の横断面積

【計画目標】

- 1 河川の整備を図ります。
- 2 海岸の整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
準用河川の改修済み延長 (準用河川区間延長 L=17.41km)	8.03Km	8.28Km	準用河川のうち改修が終了した河川の長さを表しています。 計画期間内に0.25km延長することを目標とします。

【主な施策】

- 1 河川整備
 - ・ 日野川、法勝寺川、加茂川（後藤川を含む）、佐陀川、精進川等の護岸整備、水質浄化、河川環境整備の推進
 - ・ 堀川の改修の推進

- ・ 普通河川の整備
- 2 海岸整備
- ・ 弓ヶ浜海岸の侵食対策の促進

(4) 生活排水対策の推進

【現況と課題】

本市では、生活排水対策として、公共下水道をはじめ農業集落排水、合併処理浄化槽等の事業を計画的に取り組んできました。平成16年度末の汚水処理人口普及率※は66.3%で、鳥取県平均79.5%、全国平均79.4%を下回っています。これらの生活排水対策事業は、市民の生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、河川等の公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を果たすものです。

引き続き、管渠等施設整備を計画的に推進するとともに、水洗化率※の向上を図ることが必要です。また、下水道汚泥や高度処理水の有効利用についても取り組んでいく必要があります。

※汚水処理人口普及率： 汚水処理可能人口／行政人口

※水洗化率： 水洗便所設置済み人口／汚水処理施設整備済み区域内人口

【計画目標】

- 1 計画的な汚水処理施設整備の推進と適切な維持管理を図ります。
- 2 水洗化率の向上を図ります。
- 3 汚泥等の有効利用を図ります。
- 4 合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
汚水処理人口普及率	68.0%	85.1%	本市の人口のうち、汚水処理施設を使えるようになった市民の割合を表します。 汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等）の計画的な整備を進めており、年度的に整備を進めることで、汚水処理人口普及率の17.1ポイント増を目標とします。
水洗化率	82.8%	85.7%	汚水処理施設が使えるようになった市民のうち、水洗便所に改造し、汚水処理施設に接続した市民の割合を表します。 市民への普及活動を推進し、2.9ポイント増を目標とします。

【主な施策】

- 1 計画的な整備の推進と施設の適切な維持管理
 - ・ 人口集中地区の計画的な整備
 - ・ 下水道施設の改築・更新など適切な維持管理
- 2 水洗化率の向上
 - ・ 水洗化の啓発活動の推進
- 3 汚泥等の有効利用
 - ・ 循環型社会に向けた汚泥の有効利用の取組
 - ・ 高度処理水の有効利用の推進
- 4 合併処理浄化槽の普及促進
 - ・ 公共下水道事業認可区域外及び農業集落排水事業区域外について普及促進

2 都市景観の形成

(1) 良好な都市景観の創出

【現況と課題】

都市としての発展は、これまで都市機能の充足を中心とした考え方で行われてきましたが、近年、地域の自然、歴史、文化などの特性を活かした個性的で快適な都市空間の形成が求められるようになっていきます。

自然景観や歴史的景観等の保全を行い、地域の特性を活かした、うるおいのある緑豊かで文化の薫る都市景観の創出を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 うるおいのある、緑豊かで文化の薫る景観の創出を図ります。
- 2 景観形成重点地区における歴史的な街並みの整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
米子市の景観を魅力的と感じる市民の割合	40.9%	43.0%	市民が本市の景観を魅力的であると感じている状況を表します。 本市の保有する自然環境や文化環境を活かしたまちづくりの実現に努めていることから、市民が本市の景観を魅力的と感じる割合の2.1ポイント増を目標とします。

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

【主な施策】

1 良好な景観の創出

- ・ 歩道、路面、街路灯、信号機、電線類地中化、街路緑化等の道路空間の質的向上
- ・ 自然景観を活かした公共施設の整備
- ・ 地域の歴史的・文化的な特色を活かした街並みの形成

2 景観形成重点地区の整備

- ・ 街なみ環境整備事業の推進

(2) 景観形成活動の推進

【現況と課題】

都市化の進展は、本市の自然、歴史、文化などの特性を反映した景観の形成・維持に少なからず影響を及ぼしています。

快適な環境と良好な都市景観を計画的に維持創出するため、市民、事業者、行政が互いに協調しながら、都市への愛着と誇りを高め、景観形成活動を推進する必要があります。

【計画目標】

景観形成活動の推進を図ります。

【主な施策】

景観形成活動の推進

- ・ 都市景観写真展の開催等、景観形成に関する啓発の推進
- ・ 緑化活動支援事業等、景観形成を図る市民団体の活動への支援
- ・ 各地区の特性を活かした景観形成の推進

【参考資料】

米子市緑と花の街づくり基金活動支援件数の推移 (単位：件)

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
件数	10	12	15	14	7

「資料：都市計画課」

3 清潔な生活環境づくり

(1) 環境美化の推進

【現況と課題】

地域の環境美化活動を行っている各種団体と連携し、まちの美化活動に努めるとともに環境美化の啓発を図っていますが、依然として、空き缶などのポイ捨てによる散乱ごみが後を絶たない現状があり、なお一層、市民一人ひとりのモラル

の向上が求められています。

清潔で快適なまちづくりを進めるためには、一人ひとりが「自分の住むまち」に愛着を持ち、環境美化に積極的に取り組む必要があります。

【計画目標】

- 1 環境美化活動への市民参加の促進を図ります。
- 2 環境美化意識の啓発を図ります。

【主な施策】

- 1 環境美化活動への市民参加
地域住民、各種団体、ボランティア組織などと連携した美化活動の実施
市内一斉清掃の実施
- 2 環境美化意識の啓発
環境美化に貢献した団体・個人の顕彰
環境美化作文の募集・表彰（小・中学校対象）

【参考資料】

この1年間に環境美化活動に参加したことがある市民の割合（単位：％）

区 分	回 答		
	は い	い い え	無 回 答
この1年間に環境美化活動に参加したことがありますか	46.7	52.5	0.8

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

（2）ごみ処理対策の推進

【現況と課題】

平成14年4月に米子市クリーンセンター（処理能力270t／日）を供用開始し、可燃ごみの処理体制を充実したほか、鳥取県西部広域行政管理組合のリサイクルプラザにおける資源ごみ等の再生利用を促進するなど、ごみの適正かつ安全な処理に努めています。

本市における、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均を上回っているため、市民や事業者の協力を得ながら、ごみの発生抑制及び再使用を促進し、ごみの減量化を図るとともに、ごみ質の多様化に対応した分別の徹底など、ごみの再生利用を推進し、循環型社会の実現を目指す必要があります。

【計画目標】

- 1 ごみの減量化を図ります。
- 2 ごみの再生利用の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H16年度	H22年度	
平成12年度を基準としたごみの削減率	5%	8%	平成12年度のごみ排出量を100とした時、ごみがどの程度削減されてきているかを表します。 市民や事業者に対して、ごみの発生を抑制し、再利用を促進するよう取り組んできていることから、現在より3ポイントごみを減らすことを目標とします。
ごみのリサイクル率	15.9%	21.0%以上	本市がごみをリサイクルしている状況を表します。 分別収集や資源ごみ回収運動により、ごみのリサイクル（再生利用）を推進してきていることから、現在より5.1ポイント以上のごみのリサイクル率の向上を目標とします。

【主な施策】

1 ごみの減量化

- ・ 広報、チラシ等による啓発の推進
- ・ 自治会・公民館等での説明会の開催
- ・ 環境フェア等の開催
- ・ 生ごみの減量対策への取組
- ・ ごみの有料化への取組

2 ごみの再生利用の推進

- ・ 分別収集の推進
- ・ リサイクル推進員、市民及び自治会等の協力体制の強化
- ・ 資源ごみ回収運動の推進
- ・ 旧清掃工場解体・廃棄物再生利用施設整備事業等の推進

【参考資料】

ごみ処理量の推移

(単位：t)

区 分	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
旧米子市	67,891	66,954	65,776	64,516	
旧淀江町	2,814	2,965	3,057	3,141	
計	70,705	69,919	68,833	67,657	67,244

「資料：環境政策課」

分別収集の推進状況

(単位：t)

区 分	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
可燃ごみ	56,666	55,566	54,420	53,438	53,438
不燃ごみ	3,423	3,594	3,890	3,693	3,415
不燃性粗大ごみ	1,181	1,154	1,223	1,083	1,001
缶・ビン類	2,290	2,248	2,038	2,016	2,026
発泡スチロール等	279	285	288	292	47
ペットボトル	229	260	251	284	286
古紙類	6,439	6,638	6,567	6,706	6,931
再利用ビン	118	101	84	71	62
有害ごみ	80	73	72	74	77

「資料：環境政策課」

日頃からごみを減らそうと意識している市民の割合

(単位：%)

区 分	回 答		
	は い	い い え	無 回 答
日頃からごみを減らそうと意識していますか	86.3	13.3	0.4

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

(3) し尿処理対策の推進

【現況と課題】

し尿及び浄化槽汚泥の収集対象世帯は約35,000世帯で、収集量は年間43,747k1(平成16年度)に上ります。

このうち、し尿の収集量は、公共下水道や農業集落排水施設の整備、浄化槽の新設に伴い、減少する傾向にあります。一方、浄化槽汚泥の収集量は、農業集落排水施設の整備や浄化槽の新設に伴い、微増するものと考えられます。

今後も、し尿等の効率的な収集・処理体制の確立を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図るなど、し尿処理対策を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 し尿等の効率的な収集・処理体制の確立を図ります。
- 2 浄化槽の維持管理の徹底を図ります。

【主な施策】

- 1 し尿等の収集・処理体制の確立
許可業者等関係者との協調による効率的な収集と迅速な処理ができる体制の確立

2 浄化槽の維持管理の徹底

放流水による環境悪化の防止と適切な維持管理に関する啓発活動の推進

【参考資料】

し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：k l)

区 分	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度
し尿処理量	26,915	24,369	24,092	22,642	21,588
浄化槽汚泥処理量	19,223	21,088	22,301	21,106	20,603
計	46,138	45,457	46,393	43,748	42,191

「資料：環境政策課」

(4) 産業廃棄物処理対策の促進

【現況と課題】

産業廃棄物は、事業者自らの負担と責任において適正に処理することが義務付けられていますが、一部には環境等への配慮が不十分なまま不適正に処理されたり、不法に投棄されるなどの問題も発生しています。

このため、産業廃棄物の減量化、再生利用及び適正な処理の促進を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 産業廃棄物の減量化及び再生利用を図ります。
- 2 産業廃棄物の適正な処理の促進を図ります。

【主な施策】

- 1 産業廃棄物の減量化及び再生利用
減量化及び再生利用に関する事業者への意識啓発の推進
- 2 産業廃棄物の適正な処理
関係機関と連携した不法投棄監視体制の強化
公共関与による共同処理施設の建設促進

4 良質な水の提供

(1) 水の安定供給と水源の確保

【現況と課題】

本市の水道は、計画1日最大取水量 108,300 m³を有し、平成16年度の給水実績は、境港市及び日吉津村を含めて給水人口は 190,283 人、1日平均給水量は 70,825 m³、1日最大給水量は 83,730 m³となっています。

今後も安定した給水を行うため、関係機関及び関係者の協力のもと、円滑な事業運営に努めるとともに、地震等の災害に強い施設等の整備を促進していく必要があります。

また、水源地域を保全するため、関係市町村と連携しながら、良質で豊かな水源の確保に向けた取組を推進していくことも必要です。

【計画目標】

- 1 水の有効利用を図ります。
- 2 水質管理の強化を図ります。
- 3 災害に強い施設等の整備を図ります。
- 4 水源の確保を図ります。
- 5 水源地域の自然と環境の保全を図ります。

【主な施策】

- 1 水の有効利用
 - ・ 配水管網の整備による水量・水圧の適正化
 - ・ 漏水調査、電気防食対策の推進
- 2 水質管理の強化
 - ・ 水質検査機器の整備及び水質管理の強化
- 3 災害に強い施設等の整備
 - ・ 管路の耐震化
- 4 水源の確保
 - ・ 水源の再生・更新の推進
- 5 水源地域の自然と環境の保全
 - ・ 水源かん養林（市行造林及び水道局所管分）の保全・育成
 - ・ 自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進

【参考資料】

給水量・給水人口及び戸数の推移（境港市、日吉津村を含む）

区 分	平成 1 3 年度	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度	平成 17 年度
給水区域人口(人)	181,725	182,584	183,141	192,048	191,669
給水人口(人)	179,805	180,724	181,332	190,283	189,953
普及率(%)	98.9	99.0	99.0	99.1	99.1
給水戸数(戸)	65,124	65,547	65,958	69,649	70,016
1人1日平均給水量(ℓ)	390	385	375	372	375
1人1日最大給水量(ℓ)	459	482	465	440	453
1日平均給水量(m ³)	70,206	69,516	67,975	70,825	71,186
1日最大給水量(m ³)	82,603	87,062	84,348	83,730	85,986

※平成16年度は旧淀江町を含む

「資料：水道局」

上水道の安定した供給に対する市民の満足度

(単位：%)

区 分	満足して いる	やや満足 している	どちらとも いえない	やや不満 である	不満であ る	無回答
上水道の安定した 供給	28.4	36.2	21.2	5.7	3.6	4.9

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

5 災害に強い地域社会づくり

(1) 消防体制の充実

【現況と課題】

本市では、市街地の拡大や建築物の中・高層化などが進みつつありますが、同時に、木造建築物の密集地域も存在しています。そのような都市構造の複雑化に伴って、火災による被害の拡大する危険性が増してきています。

火災をはじめ、地震、風水害等のあらゆる災害に迅速かつ的確に対応できるよう、消防力の近代化と消防体制の充実・強化を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 消防力の近代化を図ります。
- 2 常備消防と消防団の連携による総合消防力の向上を図ります。
- 3 消防水利の充実を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
消防団員数	498人	530人	本市の消防団員数の状況を表します。 消防体制の充実・強化を図るため、条例で定めた消防団員の定員を充足させる必要があることから、消防団員の32人増を目標とします。

【主な施策】

- 1 消防力の近代化
 - ・ 消防施設・設備の近代化の促進
 - ・ 米子消防署庁舎の改築
- 2 総合消防力の向上
 - ・ 消防団員の確保等による活性化の推進
 - ・ 各種教育、訓練等による消防団員の資質の向上
 - ・ 消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、消防資機材等の整備
- 3 消防水利の充実
 - ・ 上水道消火栓の増設・改修
 - ・ 耐震性防火水槽の整備

【参考資料】

消防団員数の推移

(単位：人)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
消防団員数	519	513	509	508	501

「資料：総務課」

(2) 地域防災対策の強化

【現況と課題】

過去10年間に阪神淡路大震災をはじめとする各種の大災害が日本各地で発生しており、平成12年10月の鳥取県西部地震では本市も大きな被害を受けました。

大規模災害では、瞬間的な建造物の倒壊や火災の同時多発など、行政の対応能力を超える場合も想定されます。「自らの命は自らで守る、自らの地域は皆で守る。」という防災の基本に立って、地域における防災力の向上のため、自主防災組織等による地域ぐるみの防災体制を確立し、災害時に適切な活動が行えるよう日ごろから実践的な訓練を行うことが大切です。

震災を経験して得た貴重な教訓を風化させることなく、今一度原点に立ち返り、

市民や関係機関と一体となって、地域防災対策の強化に取り組む必要があります。

【計画目標】

- 1 防災活動の総合的・計画的な推進を図ります。
- 2 防災意識の高揚を図ります。
- 3 自主防災組織等の育成強化に努め、地域防災力の向上を図ります。
- 4 他の地方自治体及び防災関係機関との連絡・協力体制の強化を図ります。
- 5 地域防災拠点の整備を図ります。
- 6 災害発生時を想定した情報伝達網の整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
自主防災組織の 結成率	27%	37%	地域住民による「自主防災組織」の結成状況を表します。 市域の広範囲にわたって災害が発生した場合、救急、救助、消化などの活動については、地域住民による行動が重要となるため、毎年2ポイント増の自主防災組織の結成を目標とします。

【主な施策】

- 1 防災活動の総合的・計画的な推進
 - ・ 地域防災計画の改定とそれに基づく防災体制の整備・充実
- 2 防災意識の高揚
 - ・ 防災意識啓発冊子の全戸配布等の啓発活動の推進
 - ・ 総合防災訓練をはじめとする各種防災訓練の実施
- 3 自主防災組織等の育成強化
 - ・ 自主防災組織の結成促進と育成強化
 - ・ 単位自治会規模での住民参加による災害図上訓練の実施
- 4 他の地方自治体及び防災関係機関との連絡・協力体制の強化
 - ・ 他市町村との相互応援協力体制の確立
 - ・ 災害ボランティアとの連携体制の強化
- 5 地域防災拠点の整備
 - ・ 地域防災拠点施設としての公共施設の整備
- 6 情報伝達網の整備
 - ・ 災害時要援護者への情報伝達体制の確立
 - ・ 防災無線放送施設の更新

(3) 震災対策の強化

【現況と課題】

震災は、災害の中でも被災範囲が広く、一旦大地震が発生すれば全市的な災害対策が必要となり、復興にも長期間を要するなど、市民生活に甚大な被害と混乱を及ぼします。このような大規模災害に対しては、災害発生時に即時に対応できる防災体制を整備するとともに市民一人ひとりが自発的に防災対策の取組を行うことが重要です。

多数の被災者や避難生活の長期化も想定しながら、避難所や避難場所の整備、被災者への配布物品の備蓄の充実などを図るとともに、避難所や民間建築物等の耐震化を推進して震災対策を強化していく必要があります。

【計画目標】

- 1 地震災害に係る防災活動の総合的・計画的な推進を図ります。
- 2 避難所、避難場所を整備するとともに避難所や民間建築物等の耐震化の推進を図ります。
- 3 備蓄物品等の整備充実を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
公共建築物(昭和56年以前に建築)の耐震調査の割合	70%	86%	昭和56年以前に建築された公共建築物の耐震調査の状況を表します。 災害発生時には公共施設を避難所として使用するため、これらの建物の安全を確保する必要があることから、耐震調査の割合の16ポイント増を目標とします。

【主な施策】

- 1 防災活動の総合的・計画的な推進
 - ・ 地域防災計画震災対策編の改定とそれに基づく防災体制の整備・充実
- 2 避難所等の整備
 - ・ 避難所等になる公共施設の耐震調査及び耐震化の推進
 - ・ 避難所等として必要な施設・設備の整備
 - ・ 民間の住宅、建築物の耐震化に対する助成制度の整備
- 3 備蓄物品等の整備充実
 - ・ 備蓄倉庫の整備
 - ・ 食糧、資機材及び防災物品の整備

(4) 原子力災害対策の推進

【現況と課題】

平成11年に茨城県東海村のウラン加工施設で起きた臨界事故以来、原子力災害に対する国民の不安は増大しています。

国や県の見解によれば、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域は原子力施設から8～10kmの範囲とされており、本市は島根原子力発電所から最短で約20kmの距離にあるため、技術的には起こり得ないような大事故が起こったとしても、人体に影響するおそれはないとされています。

しかし、不測の事態が発生した場合でも的確に対応することができるように、市民への的確な情報提供と原子力災害に対する防災体制の整備に努めていく必要があります。

【計画目標】

- 1 原子力災害に係る防災活動の総合的・計画的な推進を図ります。
- 2 市民への的確な情報提供を図ります。

【主な施策】

- 1 防災活動の総合的・計画的な推進
 - ・ 地域防災計画原子力災害対策編の策定とそれに基づく防災体制の整備
- 2 市民への的確な情報提供
 - ・ 原子力災害に関する情報提供の推進

(5) 災害に強い基盤整備

【現況と課題】

本市には、旧市街地の一部に、老朽化した木造家屋が密集し、防災上危険な地区があるほか、各地に地すべりや山崩れ、土石流の危険のある地区、河川の氾濫による浸水のおそれがある地区などが存在しています。

災害の危険のある地域の的確な把握に努めるとともに、災害対策事業の充実を図り、災害に強いまちづくりの基盤整備を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 危険地域の把握と住民への情報提供を図ります。
- 2 国土保全事業の促進を図ります。

【主な施策】

- 1 危険地域の把握と情報提供
 - ・ 防災マップ、洪水ハザードマップ※など各種ハザードマップの作成
- 2 国土保全事業の促進

- ・ 河川・排水路・海岸の整備
 - ・ 急傾斜地崩壊対策危険箇所、山地災害危険地区、土石流危険渓流等の整備
- ※ハザードマップ：

災害が発生した場合に備えて、被害が想定される区域、避難場所、避難施設など、災害対策のために必要な情報を住民に分かりやすく提供し、人的被害を防ぐことを主な目的として作成された地図

（６）国民保護推進体制の整備

【現況と課題】

「国民保護」とは、日本が武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に、国、県、市町村等が住民を守る仕組みのことで、平成16年6月に国民保護法※が制定されました。

武力攻撃等の人的災害による市民の被害を最小にするためには、国民保護の意義や計画について啓発し、有事に迅速かつ的確に対応できるよう国民保護の推進体制を整備する必要があります。

※国民保護法：正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」

【計画目標】

- 1 米子市国民保護計画及び避難マニュアルを策定します。
- 2 関係機関と連携して国民保護計画に関する啓発と訓練を実施します。
- 3 有事において市民が取るべき行動等の啓発と資機材等の整備を図ります。

【主な施策】

- 1 国民保護計画等の策定
 - ・ 米子市国民保護計画、避難マニュアル等の策定
- 2 国民保護計画に関する啓発と訓練
 - ・ 講演会・フォーラム等の開催
 - ・ 関係機関と連携した国民保護に関する訓練等の実施
- 3 有事の場合の行動等の啓発と資機材の整備
 - ・ 避難計画等の啓発資料の作成と配布
 - ・ 生活物資等の資機材の整備

6 犯罪のない地域社会づくり

（１）防犯対策の推進

【現況と課題】

身近な場所で発生する空き巣やひったくり、車上ねらいといった街頭犯罪をはじめ犯罪は、多様化、複雑化しています。また、子どもが犯罪の被害者となるとい

った痛ましい事件も発生しています。

まちの安全と住民の安心を確保するためには、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、地域社会の連帯感の醸成に努め、市民や関係団体、行政機関等が緊密に連携して、防犯対策の推進に努める必要があります。

【計画目標】

- 1 防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成を図ります。
- 2 防犯施設の整備を図ります。
- 3 暴力行為の追放を図ります。

【主な施策】

- 1 防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成
 - ・ 地域防犯組織の育成と連携・協力
 - ・ 地域や学校、家庭に対する犯罪関連情報の提供と防犯意識啓発の促進
- 2 防犯施設の整備
 - ・ 自治会が設置・管理する防犯灯に対する経費の助成
- 3 暴力行為の追放
 - ・ 暴力追放運動の推進

【参考資料】

防犯対策強化の取組に対する市民の満足度 (単位：%)

区 分	満足して いる	やや満足 している	どちらとも いえない	やや不満 である	不満であ る	無回答
防犯対策強化の 取組	3.0	13.5	48.6	20.6	7.4	6.9

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

7 交通安全の環境づくり

(1) 交通安全対策の推進

【現況と課題】

本市では、交通環境の整備と併せ、交通安全運動など市民と一体となって交通事故の防止に努めていますが、社会状況の変化や交通量の増加に伴い、依然として、交通事故は後を絶たない状況にあります。

子どもから高齢者に至るまでのすべての市民が、悲惨な交通事故に遭わぬよう、交通安全教育と啓発活動の推進を図るとともに、交通安全施設など交通環境の整備を推進し、総合的・計画的かつ広域的な交通安全対策を推進する必要があります。

また、交通事故における被害者の救済を図っていくことも求められています。

【計画目標】

- 1 交通安全教育と啓発活動の推進を図ります。
- 2 交通安全施設の整備を図ります。
- 3 交通事故による被害者の救済を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現 状 値	目 標 値	説 明
	H 17 年	H 22 年	
交通事故発生件数	1,043 件	985 件	本市での交通事故の発生件数の状況を表します。 交通安全施設の整備、交通安全意識の高揚や交通安全教育の推進など、交通安全対策に努めていることから、交通事故の発生件数を58件減らすことを目標とします。

【主な施策】

- 1 交通安全教育と啓発活動の推進
 - ・ 第1次米子市交通安全計画の策定
 - ・ 交通安全運動の推進
 - ・ 各年齢段階や交通社会へのかかわり方に応じた段階的・体系的な交通安全教育の推進
 - ・ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・ 交通安全を推進する民間団体等の主体的活動の促進と連携協力
- 2 交通安全施設の整備
 - ・ 歩道の新設・拡幅、障害物・段差の除去
 - ・ 交通信号機、横断歩道、道路照明、ガードレール、カーブミラーなどの整備、交差点の改良の促進
 - ・ 効果的な交通規制の実施
- 3 被害者の救済
 - ・ 交通災害共済の加入促進

【参考資料】

米子市内における交通事故発生状況の推移

(単位：件、人)

区 分	平成14年		平成15年		平成16年	
	旧米子	旧淀江	旧米子	旧淀江	旧米子	旧淀江
事故件数	950	73	972	63	986	62
交通事故死亡者数	16	3	8	2	9	1
負傷者数	1,222	108	1,212	92	1,281	85

「資料：米子警察署」

交通安全運動の取組に対する市民の満足度

(単位：%)

区 分	満足して いる	やや満足 している	どちらとも いえない	やや不満 である	不満であ る	無回答
交通安全運動の 取組	5.7	24.4	45.7	12.6	4.7	6.9

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

8 コミュニティづくり

(1) コミュニティ活動の促進

【現況と課題】

都市化や核家族化の進行による市民の生活観・価値観の変化に伴い、地域社会の一員としての住民意識や連帯感が希薄化する中、地域社会では、ごみなどの生活環境問題をはじめ、青少年の健全育成、防犯や防災、交通安全などの安心・安全の問題、さらに、高齢化社会の到来による福祉問題等、市民生活の周辺にさまざまな問題や課題が発生しています。

明るく住みよい地域社会を実現するためには、市民一人ひとりがコミュニティ活動の大切さに共通の理解を持ち、地域社会が直面する問題や課題にきめ細かく対応していくことが求められています。

このため、市民相互の連帯感のもとで、市民による自主的・主体的な活動やボランティア団体・NPO等の活動を促進しながら、地域づくり意識の高揚や環境づくり、活動組織の育成・支援に努めるなど、さまざまな形でコミュニティ活動を促進していく必要があります。

【計画目標】

- 1 地域づくり意識の高揚を図ります。
- 2 コミュニティ活動促進のための環境づくりを図ります。
- 3 コミュニティ活動組織の育成・支援を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
自治会に加入している割合	73.3%	74.1%	自治会に加入している市民の状況を表します。 地域の中心組織である自治会への加入率を向上することが、地域づくり意識の高揚につながると考えられることから、毎年0.2ポイント程度の自治会に加入している割合の増を目標とします。

【主な施策】

- 1 地域づくり意識の高揚
 - ・ 地域づくり活動への参加意識を高揚するための啓発活動の推進
 - ・ 市民相互の連帯意識を高揚するための啓発活動の推進
- 2 コミュニティ活動促進のための環境づくり
 - ・ コミュニティ活動の拠点としての公民館の利用促進
 - ・ 学校開放の推進と公共施設の利用促進
 - ・ 地区集会所やスポーツ広場整備への助成
- 3 コミュニティ活動組織の育成・支援
 - ・ 自治会活動との連携・協力と活動支援
 - ・ ボランティア団体、NPO等の活動支援
 - ・ コミュニティ活動におけるリーダーの育成

【参考資料】

日頃から地域コミュニティ活動や地域の行事に積極的に参加している市民の割合
(単位：%)

区 分	回 答		
	は い	い い え	無 回 答
日頃から地域コミュニティ活動や地域の行事に積極的に参加していますか	28.8	68.8	2.4

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

9 消費生活の安定と向上

(1) 消費者の保護と育成

【現況と課題】

社会・経済情勢の進展に伴い消費生活も豊かさを増す反面、流通システムの複雑化、ITの普及による消費者取引の多様化など、消費者を取り巻く環境が大きく変化しています。このため、消費生活の安定を脅かすトラブルも一層複雑・多様化しています。

消費者の生活を守るため、自らの合理的な判断に基づいて消費生活を営むことのできる消費者を育成するとともに、消費被害の未然防止・拡大防止を図るよう消費者被害の救済に向けた取り組みを一層強化する必要があります。

【計画目標】

- 1 主体性のある消費者の育成を図ります。
- 2 消費者被害の救済を図ります。

【主な施策】

- 1 主体性のある消費者の育成
 - ・消費者教育、消費者啓発の推進
 - ・消費者団体の育成、支援
- 2 消費者被害の救済
 - ・消費生活相談の充実

【参考資料】

消費生活相談件数の推移

(単位：件数)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1,116	1,575	2,682	2,535	2,229

「資料：市民参画課」

第3節 『自然』がいきいき・・・人と自然が共生するまちづくり

1 総合的な環境保全対策の推進

(1) 環境保全対策の推進

【現況と課題】

通常の日常生活や事業活動等、人の活動による環境への負荷の増大により、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模での環境破壊の進展に加えて、生活排水による水質汚濁、自動車交通による大気汚染、廃棄物の増加等、市民一人ひとりが被害者であると同時に加害者であるという都市型・生活型公害が顕著になっています。

これら幅広い環境問題に総合的・体系的に対応していくためには、市民、事業者、行政が一体となって、環境への関心を高め、社会経済活動や生活様式を環境に配慮したものに転換することなど、環境保全対策を推進していく必要があります。

【計画目標】

- 1 環境施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- 2 環境保全に関する市民、事業者などへの普及啓発を図ります。

【主な施策】

- 1 環境施策の総合的・計画的な推進
 - ・ 環境基本計画の策定
- 2 環境保全に関する市民、事業者などへの普及啓発
 - ・ 環境学習・教育の推進
 - ・ 環境講演会、中海湖上観察学習会、水辺体験学習会などの開催
 - ・ 環境保全団体との環境保全事業などの協力

(2) 資源循環対策の推進

【現況と課題】

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式は、便利で快適な生活をもたらす一方、地球規模で環境を悪化させる原因の一つとなっています。

市民一人ひとりが資源やエネルギーが限りあることを認識するとともに、環境保全意識の高揚を図ることが重要であり、市民、事業者、行政が一体となって循環型社会の構築に向けた取組を推進する必要があります。

【計画目標】

循環型社会の構築に向けた取組の推進を図ります。

【主な施策】

循環型社会の構築

- ・ 環境保全及び資源・エネルギーの有効利用に関する意識啓発
- ・ リサイクル製品等に関する情報提供及び利用促進（グリーン購入）
- ・ ISO14001の認証取得施設の拡大

（3）公害対策の充実

【現況と課題】

工場、事業場などを発生源とする産業型公害は、法的規制の強化や公害防止技術の進歩、事業者の施設改善等により全般的に改善の傾向にあります。

一方で、自動車の増加による大気汚染や騒音、日常生活に伴う様々な騒音による近隣騒音、生活排水による公共用水域の水質汚濁の問題等が発生しています。

また、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等による身体への影響や、アスベストによる健康被害が発生するなど、新たな問題も生じてきています。

市民生活に関わりの深いこれらの環境問題に的確に対応するため、関係機関等との連携を密にしながら、市民、事業者、行政が一体となって、公害対策に取り組んでいく必要があります。

【計画目標】

- 1 公害の未然防止を図ります。
- 2 公害苦情への適切な対応を図ります。

【主な施策】

- 1 公害の未然防止
 - ・ 発生源（工場・事業場など）の監視・指導
- 2 公害苦情への適切な対応
 - ・ 公害苦情の事例研究及び関係機関との情報の共有化

【参考資料】

大気中の二酸化窒素(年度平均値)の推移

(単位：ppm)

測定局	年度平均値					
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
鳥取保健所	0.009	0.008	0.009	0.008	0.009	0.009
米子保健所	0.009	0.010	0.011	0.010	0.010	0.009
倉吉保健所	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006

「資料：平成16年度大気汚染調査報告書(鳥取県)」

大気中の二酸化窒素（年間 98%値）の推移

（単位：ppm）

測定局	年間 98%値					
	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度
鳥取保健所	0.019	0.017	0.017	0.017	0.018	0.018
米子保健所	0.018	0.019	0.022	0.019	0.019	0.02
倉吉保健所	0.011	0.013	0.012	0.013	0.011	0.012

「資料：平成 16 年度大気汚染調査報告書（鳥取県）」

※二酸化窒素：代表的な大気汚染物質の 1 つ。米子保健所測定局においては、環境基準を満足しており、経年変化については横ばい状態。

※年間 98%値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値

2 豊かな自然環境の保護と活用

（1）湿地環境の保全

【現況と課題】

中海が国際的に重要な湿地として認められ、**2005 年 11 月 8 日**にラムサール条約湿地登録されたことにより、中海の自然環境の価値を再評価するよい機会となりました。

また、中海をはじめとする湿地環境は、様々な生物が相互にかかわり合いをもつ微妙なバランスの上に成り立っていますが、これまで人間が行ってきた自然の再生能力を超えた環境負荷や過度の利用行為等により、貴重な環境が徐々に損なわれつつあります。

今後、行政と市民・事業者が協力し、地域の特性に応じた湿地環境の保全を適切に実施するほか、中海においてはラムサール条約の趣旨である農水産業、観光、環境学習等の中海の賢明な利用を推進していく必要があります。

【計画目標】

- 1 中海の賢明な利用等の推進を図ります。
- 2 地域に応じた自然保全、自然再生の支援を図ります。

【主な施策】

- 1 中海の賢明な利用等の推進
 - ・ 中海の賢明な利用等の支援及び調査、検討
- 2 自然環境保全等の推進
 - ・ 自然環境の保全・再生事業に対する支援及び調査、検討
 - ・ ビオトープ再生事業に対する支援
 - ・ 環境保全団体等との連携

(2) 公共用水域の水質浄化の推進

【現況と課題】

古くから市民が慣れ親しんできた中海や加茂川などの湖沼や河川は、流域の産業活動の発展や生活様式の変化等により水質汚濁が進んできました。このうち、中海については、本市の浄化施策が盛り込まれた「中海に係る湖沼水質保全計画」（鳥取・島根両県策定）に基づいた水質浄化対策、加茂川などの河川については、「米子市生活排水対策推進計画」による生活排水対策に取り組んでいます。

その結果、一時期の汚濁状況も改善に向かってきていますが、依然として、一部の公共用水域において水質の改善が進んでいないため、引き続き、市民・事業者・行政が一体となった水質浄化対策の推進を図っていく必要があります。

【計画目標】

- 1 公共用水域の水質浄化を図ります。
- 2 水質浄化対策の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
生活排水対策重点地域「加茂川・旧加茂川流域」、「大沢川流域」における施設整備によるBOD※汚濁負荷量	「加茂川・旧加茂川流域」 466.9 kg/日 「大沢川流域」 560.0 kg/日	439.6 kg/日 532.1 kg/日	BOD汚濁負荷量とは、河川の水質汚濁の原因となる生活排水等の汚れの総量を表します。 公共下水道整備等の事業を推進することにより、「加茂川・旧加茂川流域」については 27.3 kg/日減少を、「大沢川流域」については、 27.9 kg/日減少を目標とします。 [公共下水道水洗化人口] 「加茂川・旧加茂川流域」 H17年度 15,712人⇒H22年度 15,944人 「大沢川流域」 H17年度 2,870人⇒H22年度 4,371人

※BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、この値を持って汚れの量を表している。

【主な施策】

- 1 公共用水域の水質浄化
 - ・中海水質汚濁調査の実施
 - ・水環境保全団体の活動支援
- 2 水質浄化対策の推進
 - ・生活排水対策講習会の開催
 - ・環境にやさしい料理教室の開催

【参考資料】

環境基準地点のCOD（75%値）の経年変化 (単位：mg/l)

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
米子湾中央部COD（75%値）	6.2	7.0	8.1	5.1	5.2	7.3
水質保全計画目標値(3期)	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	
水質保全計画目標値(4期)					4.6	4.6
環境基準（3.0）	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

「資料：中海水質汚濁防止対策協議会」

※75%値とは、測定値の評価方法の1つで、すべての測定値を小さいものから順に並べ、「 $0.75 \times$ 測定値」番目の値

（3）森林資源の保全と育成

【現況と課題】

森林は、木材生産のほか、山地災害の未然防止や水源かん養など重要な役割を果たしています。このような森林の重要性を認識し、本市では、市行造林事業として昭和40年代以降日野川水系上流地域において、計画的にスギ・ヒノキなど約229haの植栽を実施しており、併せて、本宮ふれあいの森（ドングリの森）の維持管理を通じ、保健休養機能をもつ森林を育成しています。

引き続き松くい虫被害対策を行うとともに「人と自然のふれあいの場」や「貴重な環境資源」として、豊かな森林環境を保全・育成していく必要があります。

【計画目標】

- 1 市行造林の保育事業の推進を図ります。
- 2 保健休養機能を持った本宮ふれあいの森（ドングリの森）の保全と活用を図ります。
- 3 地域の実態に応じた松くい虫の駆除及び防除を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現 状 値 H17 年度	目 標 値 H22 年度	説 明
市行造林地内で 間伐・枝打ち等の 作業を実施する 面積	32.53ha	35.00ha	市行造林の保育事業として間伐や枝 打ち等の作業を実施している面積を表 します。 保育事業実施面積の2.47haの増 を目標とします。

【主な施策】

- 1 市行造林の保育事業の推進
 - ・ 市行造林地での、間伐・枝打ち等の適時適正な保育事業の推進
- 2 本宮ふれあいの森（ドングリの森）づくり
 - ・ 本宮ふれあいの森の適正な維持管理
- 3 松くい虫の防除
 - ・ 伐倒駆除、油剤・破砕処理、樹種転換、特別防除など、地域の実態に応じた駆除及び防除の推進

第3章 活力みなぎる米子

第1節 『産業』がいきいき・地域の活力を生み出す産業のまちづくり

1 活力ある農業・農村づくり

(1) 農地の保全と集積

【現況と課題】

農地は、食料の生産、環境の保全など重要な役割を果たしていますが、近年、農業従事者の高齢化や担い手の減少による労働力不足等を背景に、遊休農地(耕作放棄地)が増加してきています。

食料の安定供給を確保するため、遊休農地を解消し、優良農地の保全に努めるとともに、有効活用を図るよう、担い手等に利用集積を促進する必要があります。

また、中山間地域においては、平地地域と比べ農業生産条件が不利な状況にあり、耕作放棄の発生を防止する必要があります。

【計画目標】

- 1 長期的な展望に立ち、優良農地の保全を図ります。
- 2 農地の利用集積の促進を図ります。
- 3 遊休農地の解消を図ります。
- 4 中山間地域の耕作放棄の発生を防止します。
- 5 農地の多面的機能の活用を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
担い手の農地利用集積面積が地域の農用地に占める面積の割合	6.1%	21.1%	担い手への農地利用集積の状況を表します。 担い手農家の規模拡大や農地の有効利用のため、農地の流動化や集約化を推進していることから、毎年3ポイント増を目標とします。
遊休農地面積	441ha	406ha	遊休農地の状況を表します。 農地の保全と農業の持続性を図るため、遊休農地の解消に努める必要があることから、毎年7haの削減を目標とします。

【主な施策】

- 1 優良農地の保全
 - ・ 農業振興地域整備計画に基づく優良農地の保全

- 2 農地の利用集積の促進
 - ・ 担い手等への農地の利用集積の促進
- 3 遊休農地の解消
 - ・ 遊休農地対策協議会を核とした施策の推進
 - ・ 農業委員会と連携した遊休農地対策の推進
- 4 中山間地域の耕作放棄の発生防止
 - ・ 中山間地域等直接支払制度等による農業生産に対する支援
- 5 農地の多面的機能の活用
 - ・ 農村の景観・環境の保全に向けた地域ぐるみの取り組みに対する支援

【参考資料】

経営耕地面積の推移

(単位：h a)

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
経営耕地面積	旧米子	2,710	2,540	2,277	2,049
	旧淀江	700	654	615	571
	合計	3,410	3,194	2,892	2,620

「資料：農業センサス」

(2) 農業基盤整備の推進

【現況と課題】

近年、農業用排水路や農道などの農業用施設は、農業従事者の高齢化や担い手の減少による管理能力の低下、さらに施設の老朽化など、様々な問題を抱えています。

このような問題を解消し、農家の経営規模の拡大と農地の高度利用を推進するためには、土地改良事業をはじめとする農業生産基盤を整備する必要があります。

【計画目標】

農業生産基盤整備の計画的な推進を図ります。

【主な施策】

農業生産基盤整備の推進

- ・ 水田及び畑地の土地改良総合整備事業の推進
- ・ 中海淡水化事業の中止に伴う代替水源確保対策事業の推進
- ・ 農業用排水路及び水利施設整備の推進
- ・ 農道の改良・舗装の推進

(3) 農業経営安定化の促進

【現況と課題】

輸入農産物の増加等による市場価格の下落や産地間競争の激化など、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、農家数の減少が進み、担い手不足が深刻化しています。

農業の持続的な発展のため、経営感覚に優れた認定農業者をはじめ多様な担い手を育成するとともに、これらの担い手が農業生産の相当部分を占める農業構造を確立する必要があります。

【計画目標】

- 1 多様な担い手の育成を図ります。
- 2 水田農業経営の確立を図ります。
- 3 特産物の生産振興を図ります。
- 4 野菜生産農家の経営安定の確保を図ります。
- 5 畜産の振興を図ります。
- 6 農作物の被害対策に取り組みます。
- 7 各種制度資金の活用促進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
担い手の数	38 経営体	101 経営体	担い手の状況を表します。 農業の発展のため、法人・大規模農家・認定農業者・新規参入者・高齢者や女性などの多様な担い手を育成することから、毎年概ね13経営体ずつ増やすことを目標とします。

【主な施策】

- 1 多様な担い手の育成
 - ・ 担い手育成総合支援協議会を核とした担い手の育成
 - ・ 集落営農の促進
 - ・ 法人の農業参入の促進
 - ・ 新規就農者の支援
 - ・ 農業に携わる青年の活動の支援
- 2 水田農業経営の確立
 - ・ 主要食糧の需給及び価格の安定の確保
 - ・ 安心・安全な売れる米作りの促進

- ・ 生産調整水田での大豆、飼料作物、白ねぎ、ブロッコリーの生産振興
 - ・ 転作田の団地化の促進
 - ・ 作業受託組織の育成
- 3 特産物生産の振興
- ・ 地域の特性・条件をいかした作物生産の振興
 - ・ ハウス等の施設園芸の普及
 - ・ 白ねぎ、葉たばこ、二十世紀なし、にんじん、甘しょなど、既存の特産物生産の振興
 - ・ 花卉の消費拡大
- 4 野菜生産農家の経営安定の確保
- ・ 野菜の価格安定対策の推進
- 5 畜産の振興
- ・ 和牛繁殖農家の支援
 - ・ 畜産農家の飼料自給率向上に向けた施策の推進
- 6 農作物の被害対策
- ・ 有害鳥獣対策の推進
 - ・ 被害農業者の経営安定の確保
 - ・ 病虫害の防除等の促進
- 7 各種制度資金の活用促進
- ・ 農業経営基盤強化資金、農業近代化資金等の活用促進

【参考資料】

農家数の推移

(単位:戸)

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
農家数	旧米子	4,188	3,832	3,486	3,331
	旧淀江	725	685	654	601
	合計	4,913	4,517	4,140	3,932

「資料：農業センサス」

(4) 地産地消の推進

【現況と課題】

近年、鳥インフルエンザや BSE、食品の偽装表示、残留農薬等の問題が相次いで発生し、市民の食の安全・安心に対する関心が高まっています。

このため、生産者と消費者のふれあいを通じて、互いの信頼関係を築き、地元で生産された安全で安心な農産物を地元で消費する「地産地消」を推進していく必要があります。

※BSE：異常プリオン（タンパク質）が原因で牛の脳がスポンジ状に変化する病気のことで、人に感染すると変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を発症

するとされます。日本では、安全確認のため食肉処理される牛は全て検査しています。

【計画目標】

- 1 農産物の地産地消の推進を図ります。
- 2 地元農産物の加工販売の促進を図ります。
- 3 生産者と消費者のふれあいの機会の創出を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
農産物を購入する際に地元産を優先する市民の割合	65.0%	70.0%	市民が地元産の農産物を優先して購入している状況を表します。 地産地消の推進を図っていることから、市民の7割が地産地消に取り組むことを目標とします。

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

【主な施策】

- 1 農産物の地産地消の推進
 - ・ 学校給食における地元農産物使用の推進
 - ・ 地産地消に関する情報の提供
 - ・ 関係機関と連携した地産地消の推進体制の整備
 - ・ 「地産地消推進計画」の策定
- 2 地元農産物の加工販売の促進
 - ・ 生活改善グループや女性グループへの加工・販売活動の支援
- 3 生産者と消費者のふれあい
 - ・ 農林水産祭等のイベントの開催支援
 - ・ 農家等が開設する市民農園への支援
 - ・ 地元農産物を販売するふれあい市などの支援

2 漁業経営の安定化と効率化

(1) 水産資源の育成と確保

【現況と課題】

本市の漁業は刺網を中心とした沿岸漁業ですが、周辺水域における漁業を取り巻く情勢は、水産資源の減少、漁価の低迷、漁業従事者の高齢化及び後継者不足など、依然として厳しい状況にあります。

本市では、魚礁の設置による漁場生産力の向上や、稚魚、稚貝の放流などによ

る水産資源の育成と確保を図ってきていますが、引き続き計画的な魚礁の設置に努めるほか、稚魚・稚貝の放流等を促進し、「つくり育てる漁業」を推進していく必要があります。

【計画目標】

栽培・資源管理型漁業の推進を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
美保湾沿岸に設置した魚礁の設置箇所数	19箇所	21箇所	美保湾沿岸への魚礁設置の実績を表します。 水産資源の育成と確保のため、計画的に魚礁を設置していることから、計画期間内に2箇所増やすことを目標とします。

【主な施策】

栽培・資源管理型漁業の推進

- ・ 中海の浅場覆砂、藻場造成の促進
- ・ 美保湾沿岸への魚礁の設置
- ・ ガザミ、アワビ、サザエ等稚魚稚貝放流への助成
- ・ 休漁日の設定

(2) 漁港の整備

【現況と課題】

本市には、漁業生産活動基地として、米子市の管理する皆生漁港、崎津漁港、鳥取県の管理する淀江漁港の3つの漁港があります。

しかし、漁業従事者の高齢化や後継者不足などの厳しい漁業環境が続く中で、操業の安定性の向上や効率化の推進等による漁業経営の安定化が急務となっており、引き続き、漁業生産基盤として漁港整備を進める必要があります。

【計画目標】

皆生漁港の基盤整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
皆生漁港の北防波堤の延長	151m	211m	皆生漁港の北防波堤を計画的に整備しており、この事業の進行状況を表します。 皆生漁港の安全性を向上するため、北防波堤を60m延長することを目標とします。

【主な施策】

皆生漁港の整備

- ・ 出入港の安全性向上のための防波堤の整備
- ・ 漁船の破損防止、作業等の効率化を図る物揚場の整備

(3) 内水面漁業の振興

【現況と課題】

河川を取り巻く環境は、水量の減少、生息適地の減少、水質悪化など淡水魚にとって厳しい状況にあり、本市では、日野川水系の漁業振興を図るため、アユ等の人工ふ化を行い、種苗の生産及び放流を進めるほか、産卵場の整備を行ってきました。

今後も、水産資源を確保するため、淡水魚の積極的な保護・増殖を図る必要があります。

【計画目標】

淡水魚の保護・増殖を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
放流するアユの稚魚の数	183万尾	150万尾	日野川へのアユの稚魚放流の状況を表します。 淡水魚の積極的な保護・増殖を図る必要があることから、自然遡上する稚魚の増加と、放流する稚魚の数を減らすことを目標とします。

【主な施策】

淡水魚の保護・増殖

- ・ アユ、サケ、コイの種苗生産事業に対する助成
- ・ アユ、コイ、イワナ、アマゴ、ヤマメ、ニジマス、サケ、ウナギの放流事業の助成

3 商業の活性化

(1) 中心市街地の活性化

【現況と課題】

本市の中心市街地では、車社会の進行、商業施設の郊外展開、消費者の生活様式の多様化等により、居住人口の減少、空き店舗の増加など、空洞化が進んでいます。

しかし、中心市街地には、これまでの本市発展の過程において形成された歴史的・文化的資産が数多く残されているほか、公共・公益施設、商業・業務施設、医療施設等が集積し、公共交通機関も集中するなど、膨大な社会資本が蓄積されています。

これらの歴史的・文化的資産や蓄積された社会資本を有効に活用し、中心市街地を訪れる人や居住する人が充実した都市機能を享受できるよう整備を図るとともに、民間事業者、商工団体、地域住民、行政等が連携し、地域自らの創意工夫を活かしながら、商業地の再構築に向けた取組を積極的に推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 中心市街地活性化の計画的な推進を図ります。
- 2 商業活性化事業の推進を図ります。
- 3 活性化推進組織の整備促進を図ります。
- 4 市街地の整備改善を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
中心市街地商店街空き店舗への出店数	20店舗 ※	45店舗	中心市街地の空き店舗への出店の実績（累積）を表します。 商店街の活性化を図るため、テナントの誘致や新規出店希望者への支援を行い、空き店舗の活用に努めていることから、毎年5店舗の出店を目標とします。

※平成7年度以降の市補助金対象店舗数

【主な施策】

- 1 中心市街地活性化の計画的な推進
 - ・ 米子市中心市街地活性化基本計画の改訂
- 2 商業活性化事業の推進
 - ・ 商店街が連携して実施するソフト事業への支援
 - ・ 空き店舗を活用したテナントの誘致
 - ・ 新規出店希望者への指導・支援
 - ・ 商店街共同施設の整備支援
- 3 活性化推進組織の整備促進
 - ・ まちづくり関係のNPOなど、民間まちづくり団体の設立促進と活動支援
- 4 市街地の整備改善
 - ・ 道路網整備、米子駅周辺整備
 - ・ 懐かしい街並み・景観の保存と活用

(2) 経営基盤の強化

【現況と課題】

商業をめぐる地域環境は、消費者ニーズの多様化、物流の高速化・広域化、ネット販売の進展など、急激に変化しています。

また、本市の事業者の多くは中小企業であり、人材、資金、技術力などの経営基盤は脆弱な状況にあります。

このため、関係機関・団体と連携して、中小企業の組織化を進めるとともに、近代化と合理化、経営安定化に向けた対策を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 中小企業の組織化の促進を図ります。
- 2 中小企業の近代化・合理化の促進を図ります。
- 3 中小企業の経営安定化の促進を図ります。

【主な施策】

- 1 組織化の促進
 - ・ 組合設立等の促進
- 2 近代化・合理化の促進
 - ・ 経営指導体制の充実
 - ・ 人材育成研修等の開催促進
- 3 経営安定化の促進
 - ・ 制度融資の充実

(3) 流通業務機能の強化

【現況と課題】

広域交通体系の整備や情報通信技術の発展により、輸送の集約化・高速化等、物流システムの効率化が進行しており、これらに対応するため米子流通業務団地の整備を推進してきました。また、最近の物流業の傾向として業態の多様化、あるいは展示場などの流通業務を支援する施設のニーズ等、状況変化が進んでいます。

物流に携わる企業がさらに米子流通業務団地に進出しやすい条件を整え、山陰地方の物流拠点都市としての役割を果たすため、流通業務機能の強化を図る必要があります。

【計画目標】

流通業務拠点を確立し、物流の効率化と流通業務機能の強化を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
米子流通業務団地への進出率	43.5%	100%	米子業務流通団地への進出実績を表します。 流通業務拠点として整備した米子流通業務団地への企業誘致を推進し、団地の分譲に取り組んでいることから、米子業務流通団地が全て埋まることを目標とします。

【主な施策】

- 1 流通業務拠点の確立と機能の強化
 - ・ 流通業務団地の分譲・土地活用の促進
 - ・ 企業が更に進出しやすい条件整備
 - ・ 立地企業の事業運営の共同化、情報化及び高度化の促進に対する支援

【参考資料】

米子流通業務団地への進出率の推移 (単位：%)

区分	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
進出率	15.2	21.0	25.6	27.1	36.2	43.5

「資料：商工課」

4 工業の振興

(1) 工業基盤の整備

【現況と課題】

本市には米子港・旗ヶ崎工業団地、夜見・富益工業団地、和田浜工業団地などの工場用地がありますが、一部に基盤整備の遅れや経年変化等により改修が必要な箇所があるため、計画的に整備を図っていく必要があります。

また、企業が重視する立地条件は多様化しているため、それら企業のニーズに合わせた工場用地の確保を図ることが必要です。

【計画目標】

- 1 工場用地の基盤整備を図ります。
- 2 工場用地の確保を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H 17 年度	H 22 年度	
工業団地内への立地企業数	144 件	150 件	工業団地内への立地企業数の実績を表します。 工業用地を計画的に整備し、企業誘致を推進していることから、毎年1～2件の企業立地を目標とします。

【主な施策】

- 1 基盤整備
 - ・ 既存の工業団地の道路・排水処理施設等の整備
 - ・ 需要に応じた工業用水の確保と安定供給
- 2 工場用地の確保
 - ・ 立地企業のニーズに合わせた工場用地の確保

(2) 経営基盤の強化

【現況と課題】

国内における産業の空洞化が進む中で、本市の工業は、事業所数、従業者数、製品出荷額のいずれも減少傾向にあり、市内事業所の多くが中小企業であることから、受注の減少や輸入品との競合等による影響を受けています。

このため、産・学・官の連携により、製品の高付加価値化、技術開発力の養成、人材の育成等を推進するとともに、企業体質の改善、新産業の起業化など、経営基盤の強化を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 産・学・官の連携を推進します。
- 2 経営基盤の充実にに向けた取組を支援します。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
地元企業の産学官連携事業数	2件※	12件	産学官が連携して実施する事業の状況を表します。 財団法人鳥取県産業振興機構と連携し、産・学・官の連携事業を増加させるよう取り組んでいることから、年間2件程度の新規連携事業を実施することを目標とします。

※平成14年度以降の産官学連携事業数

【主な施策】

- 1 産・学・官の連携推進
 - ・ 鳥取大学地域共同研究センター、米子高専地域共同テクノセンター、鳥取県産業技術センター等との連携による新製品・新技術の研究開発の推進
 - ・ 産業技術フェアの開催による企業の販路拡大と技術交流の促進
 - ・ 技術交流プラザによる異業種交流の促進
- 2 経営基盤の充実
 - ・ 新たな事業拡張や設備投資等に対する助成
 - ・ 設備の近代化・高度化、経営安定化のための制度融資の充実

(3) 企業誘致の推進

【現況と課題】

企業活動のグローバル化や製造拠点の海外シフト等による国内産業の空洞化が進展していますが、その一方で、新技術・新商品の開発に積極的な企業や、主として国内向けの製品を生産する企業の場合、立地条件次第では国内での事業所展開を考える企業も少なくないと考えられます。

新たな企業の立地による地域経済への波及効果には多大なものがあり、今後も積極的に企業誘致を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 積極的な企業誘致活動の展開を図ります。
- 2 誘致企業の設備投資等を支援します。

【数値目標】

指 標 名	現 状 値	目 標 値	説 明
	H 17 年度	H 22 年度	
企業誘致件数	7 企業 ※	12 企業	企業誘致の実績を表します。 地域経済への波及効果を期待し、積極的な企業誘致活動に取り組んでいることから、毎年1社の企業誘致を目標とします。

※平成7年度以降の誘致企業数

【主な施策】

1 積極的な企業誘致活動の展開

- ・ 米子市大阪事務所の活動、企業誘致推進委員の活用による情報収集と誘致活動の推進
- ・ 鳥取県及び鳥取県の大阪・東京・名古屋各事務所との連携

2 誘致企業への支援

- ・ 工場用地、雇用確保への協力・支援
- ・ 設備投資等に対する助成

5 観光地としての魅力づくり

(1) 観光資源の整備・活用

【現況と課題】

本市には、皆生温泉をはじめ、古い町並みや妻木晩田遺跡といった歴史的・文化的遺産、ラムサール条約に登録された中海など観光資源が多くありますが、旅行地として選択されるための整備は、未だ十分とはいえない状態です。

また、交通の利便性が高い反面、近隣観光地への通過点や日帰り観光地となるおそれもあり、一層魅力ある観光地となるよう、観光資源の整備・活用を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 観光資源の充実と活用を図ります。
- 2 交流を生む観光資源の開発を図ります。
- 3 観光物産の振興を図ります。

【主な施策】

1 観光資源の充実と活用

- ・ 遺跡、史跡、文化財など歴史的価値を有する観光資源の活用
- ・ 米子がいな祭、全日本トリアスロン皆生大会など集客力のあるイベント及び郷土芸能の観光活用

- ・ 民間で実施される観光事業への支援
 - ・ 潜在的な観光資源の発掘
- 2 交流を生む観光資源の開発
- ・ 体験型観光の育成・振興
- 3 観光物産の振興
- ・ お土産となる地域ブランド物産の振興

【参考資料】

新たな観光資源づくりに対する市民の満足度

(単位：%)

区 分	満足して いる	やや満足 している	どちらとも いえない	やや不満 である	不満であ る	無回答
新たな観光資源 づくり	1.6	4.3	49.1	21.8	16.2	7.1

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

(2) 観光客の誘致

【現況と課題】

本市では、観光的魅力を様々な形で情報発信していますが、近年では、観光客の情報獲得方法も旅行社経由ばかりでなく、インターネットを活用した観光地の検索が一般化してきました。また、旅行形態も、小グループで多数の観光地を周遊するよう変化しています。

こういった変化に対応して観光的魅力の情報発信を強化し、本市の認知度を高めることや、市町村の枠組みを超えた広域連携により、様々な観光的魅力を持った場所として紹介し、観光客の誘致を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 観光的魅力の情報発信の充実・強化を図ります。
- 2 隣県を含めた広域観光の振興を図ります。
- 3 外国人観光客の受入態勢の整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
米子・皆生温泉周辺の観光客入込み客数	127.7万人	150万人	米子・皆生温泉周辺の観光客入込み客数を表します。 観光的魅力の情報発信の充実などにより、観光客の誘致を図っていることから、米子・皆生温泉周辺の観光客入込み客数について、過去5年間の最高値と同レベルまで回復することを目標とします

【主な施策】

- 1 観光的魅力の情報発信の充実・強化
 - ・ インターネットを活用した情報発信の充実・強化
 - ・ 人口集積地に対する観光宣伝の実施
 - ・ マスコミへの情報提供
 - ・ 海外観光客誘致活動の推進
- 2 隣県を含めた広域観光の振興
 - ・ 広域観光連携の推進
 - ・ 広域観光キャンペーンへの参加
 - ・ 本市を宿泊拠点とした観光ルートの確立
- 3 外国人観光客の受入態勢の整備
 - ・ 観光関連施設の受入態勢の振興
 - ・ 観光案内標識、パンフレット等の整備

(3) 皆生温泉の活性化

【現況と課題】

皆生温泉は、本市最大の観光施設集積地ですが、宿泊客は平成9年をピークとして減少しており、現在では年間50万人を下回る状態です。

また、旅行の目的や形態が変化し、安価な海外旅行も可能となるなど、温泉地に向かう団体客が少なくなった近年は、単に温泉という魅力のみで誘客できる時代ではなくなってきていますが、日本人の国内旅行の希望地としては、やはり温泉が多く挙げられることから、潜在需要は大きいと考えられます。

このため、温泉の泉質や海岸に面した立地、周辺の豊富な自然、近隣の魅力的な観光地などを活用し、独特の魅力を発揮し宿泊地として選択されるよう、皆生温泉の活性化を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 泉質、海浜を活用した独特の魅力づくりを図ります。
- 2 観光施設等の整備を図ります。
- 3 誘客促進策の充実を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値 H17年度	目標値 H22年度	説 明
皆生温泉宿泊者数（入湯税対象客数）	47.8万人	60万人	皆生温泉への宿泊客の状況を表します。 観光客の誘致を促進する取組を行っていることから、鳥取県西部地震以前（平成12年10月）の状態に回復することを目標とします。

【主な施策】

- 1 泉質、海浜を活用した独特の魅力づくり
 - ・ 海岸遊歩道の散策活用
 - ・ 泉質の研究
- 2 観光施設等の整備
 - ・ 米子市観光センターの充実
 - ・ 民間による観光施設等の整備支援
 - ・ 温泉街の街灯整備等安心して散策するための環境整備
 - ・ 周辺観光地、駅、空港等へのアクセスの改善
- 3 誘客促進策の充実
 - ・ トライアスロンの開催支援
 - ・ 海水浴場の開設支援
 - ・ 泉質、海浜の魅力を中心とした情報発信
 - ・ イベントの開催支援
 - ・ 海外観光客に対応した案内表示の整備等の促進

6 意欲と能力を活かす雇用環境の整備

- (1) 雇用の安定と創出

【現況と課題】

日本経済は回復基調に入ったとはいえ、現在の雇用失業情勢は依然として厳しい状況であり、完全失業率も4%中盤を推移しています。

また、企業は正規社員の採用を手控え、社員の教育・労働コストの削減を理由

に、中途採用、パート、派遣社員への切り替えを進めるなど、雇用環境の変化が生じており、良好な雇用状況とはなっていません。ハローワーク米子管内の有効求人倍率をみても、0.6～0.8台で推移しており、雇用の機会が少なく、若年層を中心とした労働力が大都市圏に流出したり、定職に就かない若者の増加も目立ってきています。

このため、関係機関と連携を図りながら、若者に魅力のある企業の誘致の推進など雇用の拡大を図る必要があります。

また、引き続き高齢化社会の進行と女性や障がい者の社会進出に対応した雇用環境の整備を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 雇用機会の確保と高齢者、女性、障がい者の雇用促進を図ります。
- 2 労働条件の改善と福利厚生の実施を図ります。
- 3 若者の雇用と地元定着及びU・J・Iターン事業※の促進を図ります。

【主な施策】

- 1 雇用機会の確保と高齢者、女性、障がい者の雇用促進
 - ・企業誘致の推進と地場産業の活性化の促進
 - ・継続雇用制度の普及・啓発
 - ・シルバー人材センターにおける新規事業の開拓と高年齢者の能力活用への支援
 - ・ハローワーク米子駅前相談室の利用促進
 - ・ファミリー・サポート・センター運営事業の推進
 - ・雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
 - ・障がい者の雇用を促進する普及・啓発活動の推進
- 2 労働条件の改善と福利厚生の実施
 - ・中小企業退職金制度等各種福利厚生制度の普及促進
 - ・育児・介護休業制度の利用促進
 - ・勤労者福祉施設の利用促進
 - ・中小企業勤労者福祉サービスセンターの拡充
 - ・勤労者向け融資の実施
- 3 若者の雇用と地元定着等の促進
 - ・よなご若者仕事ぷらざ運営への支援
 - ・(財)ふるさと鳥取県定住機構によるU・J・Iターン事業の促進
 - ※Uターン：出身地から進学や就職のため地区外の都会等に出た後、出身地に戻ることにすること
 - ※Jターン：出身地から進学や就職のため地区外の都会等に出た後、出身地の近隣地域に戻ることにすること
 - ※Iターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと

【参考資料】

有効求人倍率の推移

(単位：人、倍)

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
月間有効求人数の計①	37,987	33,589	35,230	36,671	41,131
月間有効求職者数の計②	54,245	55,357	54,265	51,097	54,694
有効求人倍率①÷②	0.70	0.61	0.65	0.72	0.75

「資料：ハローワーク米子」

雇用機会の確保に対する市民の満足度

(単位：%)

区 分	満足している	やや満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である	無回答
雇用機会の確保	1.0	3.8	40.5	26.9	20.1	7.7

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

第2節 『よなご』がいきいき・・・交流と連携を育むまちづくり

1 効率的で計画的な土地利用の推進

(1) 適正な土地利用の推進

【現況と課題】

本市は **132.21k m²** の市域を有しており、**109.36k m²** が都市計画区域となっています。このうち、**24.01k m²** に用途が指定されており、この用途地域及びそれ以外の既存集落において、都市的な土地利用が図られています。また、都市的な土地利用以外の地域については、歴史的・文化的な遺産や農業振興地域を含めた豊かな森林・田園地帯など自然的な土地利用が図られています。

しかし、それぞれの土地利用において必ずしも目的と一致しない状況も起こっており、市街化の無秩序な拡大の防止や、優良農地の保全など今後とも適正な整備・開発・保全に努め、効率的で計画的な土地利用の推進を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 用途地域に応じた土地利用の推進を図ります。
- 2 市街化の無秩序な拡大を防止し、優良農地の保全を図ります。

【主な施策】

- 1 用途地域に応じた土地利用の推進
 - ・ 「米子市都市計画マスタープラン」「淀江都市計画区域マスタープラン」に沿った土地利用の推進
 - ・ 新米子市都市計画マスタープランの策定
- 2 優良農地の保全
 - ・ 「米子農業振興整備計画」に沿った土地利用の推進

【参考資料】「新市まちづくり計画」におけるゾーニング

地域の地形的条件や土地利用の状況等から、新市の都市構成は、大きく分けて、都市中心ゾーン、田園居住ゾーン、自然環境保全ゾーン、海浜環境保全ゾーンの4つに区分されます。

都市中心ゾーン

この区域は、産業・文化・行政施設や住宅をはじめとする各種都市機能が集積しています。多くの市民が集まる場である一方、皆生温泉や湊山公園等の内外交流の拠点であり、新市の中心市街地を形成するゾーンです。

海浜環境保全ゾーン

美保湾及び中海は、外海及び内海として市民等に親しまれてきました。弓ヶ浜と中海の海浜は、新市のうるおいのある渚空間で、市内外からの多くの来訪者があり、今後も優れた景観の保全を図るゾーンです。

自然環境保全ゾーン

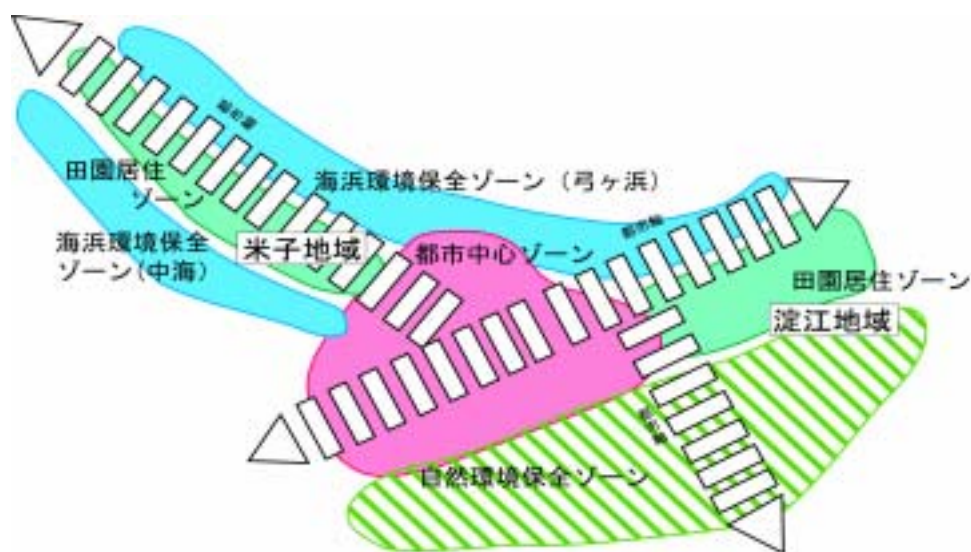
この区域は、新市の市街地後背にあたり、大山山麓の緑豊かな自然を有し特色ある優れた景観を呈しています。これらの美しい自然、景観を観光振興等に生かしながら、自然環境の保全を図るゾーンです。

田園居住ゾーン

この区域は、まとまった農地等の生産基盤と集落が調和した田園地帯です。良好な営農環境を保全するとともに、市街地周辺の貴重な緑地空間であり、下水道等の生活環境の整備・充実を図りながら、快適な居住地の形成を進めるゾーンです。

※ゾーニング:土地を区別して、それぞれの地区の利用法を決めていくこと

都市構成（ゾーンの図）



2 快適な都市環境の形成

(1) 市街地の形成

【現況と課題】

米子駅周辺は、J R 山陰本線の南と北で都市機能集積に大きな差が生じており、米子駅の南北一体化を念頭に置きながら、近代的な都市にふさわしい高次都市機能の集積を推進していく必要があります。

また、市街地の整備は土地区画整理事業や民間開発によって進められており、市街化区域面積の約 17 パーセントが土地区画整理事業により整備されていますが、整備を要する地区が、なお多く残されています。これら整備を要する地区の多くは、防災上の危険、住環境の悪化、都市機能への影響など、様々な問題を抱えており、今後もこれらの問題解消のため、市街地の整備を推進し、魅力ある都市空間の創出を図っていく必要があります。

【計画目標】

- 1 米子駅周辺について、山陰地方の玄関としてふさわしい都市機能の集積と優れた都市環境の創出を図ります。
- 2 既成市街地における都市機能の増進と新市街地における秩序ある都市化の推進を図ります。
- 3 米子駅のバリアフリー化の促進及び米子駅を中心とした一定の地域における公共施設、福祉施設等に至るまでの道路、駅前広場、通路等のバリアフリー化の推進を図ります。

【主な施策】

- 1 米子駅周辺の都市機能集積
 - ・ 米子駅周辺の道路網整備による商業、業務、文化等の機能集積の促進
- 2 土地区画整理事業の推進
 - ・ 米子駅前東土地区画整理事業の調査
 - ・ 米子駅南土地区画整理事業の調査
- 3 バリアフリー化の推進
 - ・ 交通バリアフリー基本構想の策定

【参考資料】

市街地に魅力があると感じている市民の割合 (単位：%)

区 分	回 答		
	は い	い い え	無 回 答
市街地に魅力があると感じていますか	22.1	75.7	2.2

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

(2) 地籍調査の推進

【現況と課題】

地籍の多くは、明治初期の地租改正に伴う土地調査の成果を基礎として修正を加えたものであり、実際の土地に比べて、大きさも形も異なるものが多く、ほとんど隣接する地図と接合できない状況です。

これを是正するため、米子市では昭和35年から地籍調査を実施してきましたが、その進捗率は平成16年度末で約32.0%であり、引き続き計画的に地籍調査を実施していくことが必要です。

【計画目標】

地籍調査を継続的に推進します。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
米子市の地籍調査進捗率	33%	37%	地籍調査事業の進み具合を表します。計画的に地籍調査事業を実施してきていることから、計画期間内に4ポイントの増を目標とします。

【主な施策】

地籍調査の推進

- ・ 富益町地内
- ・ 淀江町稲吉外地内

3 総合的な交通体系の整備

(1) 道路網の整備

【現況と課題】

近年、市民や企業の活動範囲の広域化や他地域との交流の活発化に対応した、全国的、広域的な交通体系の整備が求められています。

また、市民の日常生活においては、通勤・通学・買物など暮らしの向上や高齢化の進展に対応する道づくりへの関心も高まっています。

このため、国・県・市が連携し、高速自動車道路をはじめ広域幹線道路などの整備を図るとともに、生活環境の向上にむけて、幹線市道や生活道路の整備を図る必要があります。

【計画目標】

1 高速自動車道

都市間の時間的距離を大幅に短縮する高速交通ネットワークの形成に向け、高速自動車道の整備・充実を図ります。

2 国道、主要地方道及び一般県道

国・県道の整備を促進し、広域幹線道路の充実を図ります。

3 幹線市道

国・県道の整備に合わせて有効に機能する交通網を確保するとともに、周辺地域との交流の基盤となる路線の整備を図ります。

4 生活道路

緊急性重要性の高いものから順次改良・整備を図ります。

5 橋りょう

緊急性重要性の高いものから順次改良・整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
幹線市道の整備延長 (実延長 L= 141,922m 改良済 L=125,105m)	125,105 m	126,968 m	幹線市道整備事業の進み具合を表します。 計画的に幹線市道を整備してきていることから、計画期間内で、 1863m 整備することを目標とします。

【主な施策】

1 高速自動車道

区分	事業主体	内 容
山陰自動車道	国	建設促進
中国横断自動車道 岡山米子線	国	4車線化の早期実現
山陰自動車道 米子道路	国	4車線化の早期実現

2 国道、主要地方道及び一般県道

区 分	事業主体	内 容
国道 9 号	国	今津～佐陀 歩道改良 及び右折レーン設置
国道 181 号岸本バ イパス	県	諏訪～伯耆町吉定 道路新設
国道 431 号	県	和田町～大篠津町 交差点改良等
米子岸本線	県	榎原～古市 道路新設
皆生車尾線	県	車尾～上福原 道路新設
米子環状線	県	目久美町～大谷町 道路新設
米子環状線	県	葭津～和田町 道路新設
米子環状線	県	弥生町～陰田町 道路改良
米子環状線	県	車尾 道路改良
米子境港線	県	大篠津 道路改良
赤松淀江線	県	淀江町平岡 ～西尾原 道路改良

3 幹線市道

分	内 容
日原加茂川石井線	日原～石井 道路改良
内浜中央線	彦名町 道路新設
西原佐陀線	西原 道路改良
淀江中西尾線	淀江～中西尾 道路改良
日野川右岸堤線	吉岡 道路改良
皆生温泉環状線（2 工区）	皆生 5 丁目～ 上福原 3 丁目 道路改良
皆生温泉環状線（3 工区）	上福原 5 丁目～ 東福原 8 丁目 道路改良
淀江環状線	淀江町淀江～淀 江町今津 道路新設
安倍三柳線	上後藤 8 丁目～ 両三柳 道路新設

4 生活道路

区 分	内 容
生活道路の整備	拡幅改良、側溝整備等

橋りょう

区 分	事業主体	内 容
森橋	市	(尾高福万線) 改良
青木橋	市	(青木上安曇線) 改良
日野川架橋	未定	調査促進
中海架橋	未定	調査促進

【参考資料】

国・県・市道の現況（平成17年4月1日現在）（単位：路線、m、%）

区 分	路線数	実延長	改良率	舗装率	
国 道	4	56,852	100	100	
県道	主要地方道	4	26,964	100	100
	一般県道	23	74,569	92.6	100
	計	27	101,533	94.6	100
市道	2,688	933,816	69.2	93.1	
うち幹線市道	170	141,922	88.2	99.5	

「資料：管理課」

道路整備状況に対する市民の満足度（単位：%）

区 分	満足して いる	やや満足 している	どちらとも いえない	やや不満 である	不満であ る	無回答
市内道路網の整備	8.6	30.5	18.4	23.2	13.6	5.7
高速道路の整備	10.0	29.5	25.3	17.2	10.9	7.1

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

（2）鉄道輸送の充実

【現況と課題】

本市は、明治時代から鉄道のまちとして栄えてきました。米子駅は、山陰本線と伯備線、境線の結節点として1日 **8,400** 人もの乗降客で賑うなど、今日でも、鉄道が主要交通機関として重要な役割を果たしています。

このため、中国横断新幹線及び山陰新幹線の早期整備の取組をはじめ、伯備線、山陰本線の高速化、境線の米子空港へのアクセスの改善など、今後とも利便性の向上に向けた取り組みを推進していく必要があります。

【計画目標】

- 1 新幹線の早期整備に向けた取組を促進します。
- 2 伯備線の高速化を図ります。

3 境線の利便性の向上により、利用促進を図ります。

【主な施策】

1 新幹線の整備

- ・ 中国横断新幹線及び山陰新幹線の整備計画線への格上げの促進

2 伯備線の高速化

- ・ フリーゲージトレイン※導入の促進
- ・ 路線改良の促進

3 境線の利用促進

- ・ 米子空港付近への新駅設置の促進

※フリーゲージトレイン(軌間可変電車): 新幹線と在来線を直接運転できるよう、車輪の左右間隔をゲージ幅に合わせて自動的に変換する列車

【参考資料】

J R 米子駅の1日あたりの乗降客数の推移

平成13年度	8,906人
平成14年度	8,552人
平成15年度	8,446人
平成16年度	8,424人
平成17年度	8,408人

「資料：J R 米子駅」

(3) 航空輸送の充実

【現況と課題】

米子空港の国内線については、東京便と名古屋便が就航しており、東京便が堅調な伸びを示しているとともに、名古屋便についても増便や機材の大型化によって利用者が大幅に増えています。反面、福岡便は、利用者の減少により平成17年2月に運休となりました。

国際線については、国際定期便としてソウル便が就航しており、SARS※や竹島問題等の国際情勢に左右されながらも着実な運行を続けています。

また、台湾からのチャーター便の就航が増えています。

現在、米子空港の滑走路を2,000メートルから2,500メートルに延長する事業が実施中であり、山陰の拠点空港として、国内線や国際線の充実と空港利用者の利便性の向上、空港周辺の環境整備に努めるなど航空輸送の充実に取り組んでいく必要があります。

※SARS(重症急性呼吸器症候群) : 2002年中国広東省に端を発した新興感染症であり、またたくまに全世界に感染拡大した。

【計画目標】

- 1 米子空港滑走路延長事業の促進を図ります。
- 2 国内線及び国際線の路線の充実に努め、利便性の向上を図ります。
- 3 空港周辺環境整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
米子空港搭乗者数	47.8万人	55.3万人	国際空港である米子空港の利用状況を表します。 毎年1.3万人の搭乗者数の増加を目標とします。

【主な施策】

- 1 滑走路延長事業の促進
 - ・ 事業推進のための関係機関との調整
 - 2 空港機能の充実
 - ・ 東京便・名古屋便の増便、大阪便・福岡便の再開及び新規国内定期便の開拓
 - ・ ソウル便の充実及び新規国際定期便の開拓
 - ・ C I Q※体制の充実・強化
 - 3 空港周辺環境整備
 - ・ 集団移転跡地の有効利用など
- ※C I Q： 出入国の際の必須手続き（税関・出入国管理・検疫）

【参考資料】

米子空港利用客の推移

（単位；人）

年度	搭 乗 者 数		
	国 内 線	国 際 線	総 合 計
12年度	407,344	4,840	412,184
13年度	419,557	33,079	452,636
14年度	412,093	34,746	446,839
15年度	423,976	29,624	453,600
16年度	433,171	39,975	473,146
17年度	441,745	35,837	477,582

「資料：米子空港ビル株式会社」

(4) バス輸送の確保

【現況と課題】

地方路線バスの利用者は、自家用車の普及に伴って減少傾向にありますが、高齢化社会が進む中、お年寄りなど交通弱者をはじめとする誰でも利用できる路線バスの役割は、ますますその重要性を増してきています。

このような状況の中、市民の日常的な公共交通手段を確保するため、本市の実情に即したバス交通システムの構築と利用促進、環境整備を図っていくことで、今後ともバス路線を維持していく必要があります。

【計画目標】

- 1 市民生活に必要なバス路線の確保を図ります。
- 2 公共交通を守るという意識の啓発を図り、バスの利用の促進を図ります。
- 3 高齢者や障がい者等の利用を容易にするための環境整備を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
米子市を通るバス路線数	30路線	30路線	米子市を通るバス路線数の状況を表します。 日常的な公共交通の確保のため、バス路線の維持に努めており、現在のバス路線数の確保を目標とします。

【主な施策】

- 1 バス路線の確保
 - ・ バス交通確保のための方針策定
 - ・ 必要なバス路線への支援
 - ・ 主要施設を巡回するバスの運行
- 2 バスの利用促進
 - ・ 市民にわかりやすいバス情報の提供
- 3 高齢者等への環境整備
 - ・ 低床バスの導入促進

【参考資料】

鳥取県内の乗合バスの輸送人員の推移

(単位；千人)

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
輸送人員	10,186	9,366	8,897	8,162	7,812

「資料：中国運輸局」

4 高度情報化の推進

(1) 地域情報化の推進

【現況と課題】

平成2年10月に、本市と境港市がテレトピア計画のモデル都市として指定されて以来、平成11年4月に日吉津村の区域編入、平成16年2月に伯耆町（旧岸本町地域）の区域編入が承認されるなど、確実にそのエリアを広げながら地域情報化の推進に努めてきました。

平成17年3月には、米子市と淀江町の合併を機に、旧淀江町地域のテレトピア区域への編入が承認されましたが、旧淀江町地域はケーブルテレビ網が未整備な状況にあることから、本格的な情報ネットワーク社会の進展に的確に対応し、地域経済の活性化と豊かな市民生活を実現するため、情報通信基盤を整備して地域における高度情報化を推進することが必要です。

【計画目標】

情報通信基盤の整備拡充を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
米子市のケーブルテレビ網カバー率	93.9%	100%	米子市のケーブルテレビ網の整備状況を表します。 情報通信基盤の整備を行い、地域の高度情報化を推進していることから、市内のどこでもケーブルテレビを見ることができるところを目標とします。

【主な施策】

情報通信基盤の整備拡充

- ・旧米子市地域ケーブルテレビ網の旧淀江町地域への拡大

【参考資料】

鳥取県西部地区のケーブルテレビ網カバー率

(単位：局、%)

年 度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
ケーブルテレビ開局数	4	4	4	5	6
ケーブルテレビ網カバー率※	74.4	74.4	74.4	77.4	80.1

※ケーブルテレビ網カバー率

：平成 12 年国調人口を基にした西部地区人口に対するケーブルテレビ網整備地域人口の割合

5 コンベンションを活用した賑わいづくり

(1) コンベンションの誘致

【現況と課題】

コンベンション開催の経済波及効果は大きく、本市の平成 16 年度に開催された大会・会議等による効果は、直接・間接合わせて約 15 億 8 千万円と推計されます。

しかしながら、現在では、全国各地にコンベンション誘致組織・施設が存在し誘致競争が激化しています。

このため、より良質なサービスが提供でき、コンベンションに利用しやすいまちとしての魅力を向上させ、開催地として選択されるような努力が求められており、大規模大会のための会場や宿泊施設の確保、運営支援などの受入体制の整備、充実のほか、専門機関である「とっとりコンベンションビューロー」の活動支援や開催支援制度の活用、アフターコンベンション※の充実に努め、誘致を促進する必要があります。

※アフターコンベンション：見本市、シンポジウム、会議、博覧会などコンベンションの後に観光・レクリエーション等を楽しんだり懇親会を開いたりすること。

【計画目標】

- 1 受入体制の整備、充実を図ります。
- 2 コンベンション誘致活動の支援を図ります。
- 3 アフターコンベンションの充実に努めます。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
コンベンション 開催件数	23件	30件	コンベンションの開催状況を表します。 経済波及効果の大きいコンベンションの誘致活動等を支援しており、毎年1～2件増やすことを目標とします。
コンベンション 参加延べ宿泊客 数	8,285人	10,000 人	コンベンションへの参加による宿泊客数の状況を表します。 コンベンションの参加者数の増加は、観光産業や地域経済の活性化等につながると考えられるため、コンベンションへの参加による宿泊客数の20%増を目標とします。

【主な施策】

- 1 受入体制の整備、充実
 - ・ 米子コンベンションセンター以外の施設の活用による会場の確保
 - ・ 国際会議に対応した表示等の整備
 - ・ コンベンション開催のための運営ボランティア及び民間支援組織の振興
 - ・ 宿泊施設等との連携強化
- 2 誘致活動の支援
 - ・ コンベンション開催団体に対する助成制度の適用
 - ・ とっとりコンベンションビューローへの活動支援
- 3 アフターコンベンションの充実
 - ・ 観光施設等との連携強化
 - ・ 観光情報の提供

6 広域連携の推進

- (1) 周辺市町村との連携強化

【現況と課題】

住民の日常生活圏は、交通手段や情報通信網の発達によって市町村の行政区域を越えて拡大しており、周辺市町村と連携して広域的かつ一体的に対応することで、より効果をあげられる行政課題も増えてきています。

本市では、鳥取県西部広域行政管理組合、米子市・日吉津村中学校組合により、廃棄物処理、消防、し尿処理、中学校運営などの事務処理を共同で行っています。

が、圏域の一体的・効率的な行政運営を図っていくため、一部事務組合の充実・強化を促進する必要があります。

また、鳥取県西部9市町村で構成する鳥取県西部地域振興協議会や中海周辺の4市で構成する中海圏域4市連絡協議会などの活動を通じて、関係市町村との密接な連携を図り、圏域の一体的な発展に努めることが必要です。

【計画目標】

- 1 一部事務組合の充実・強化の促進を図ります。
- 2 周辺市町村との連携強化を図ります。

【主な施策】

- 1 一部事務組合の充実・強化
 - ・ 共同事務処理の充実・強化
- 2 周辺市町村との連携強化
 - ・ 鳥取県西部地域振興協議会等の活動促進
 - ・ 環境保護や観光などに関する連携事業の推進

7 地域間交流の推進

(1) 地域間交流の推進

【現況と課題】

本格的な少子・高齢化の進展等により定住人口の増加が望めないため、今後は、他地域との交流人口の拡大が地域社会を活性化させる大きな要素になると考えられています。

このため、地域と地域が文化、観光、経済など様々な分野で、個性的で活力ある地域づくりに向けた地域間交流を推進する必要があります。

また、関係市町村等と連携して西日本中央連携軸※の取組や日本海国土軸※の形成を推進し、県境を越えた新たな交流圏の形成により、それぞれの特性を活かしながら交流と連携、相互補完による圏域全体の活性化を目指すことも大切です。

※西日本中央連携軸：

鳥取県、島根県、岡山県、香川県、徳島県、高知県の6県が連携して、高速交通・通信体系を整備し、産業、生活、文化、研究等の分野における人・物・情報の高密な連携を図ることにより、アジア・太平洋地域を中心とした広域交流圏づくりの基盤となる地域連携軸を形成しようとするもの。

※日本海国土軸：

太平洋ベルト地帯を形成するいわゆる第一国土軸に対し、北海道から日本海沿岸を経て九州北部に至る日本海側に、新たな国土の主軸を形成しようとするもので、高速交通・通信体系等の国土基盤を整備することなどにより、社会、経済、生活、文化等の諸機能を有機的に連結しようとするもの。

【計画目標】

- 1 地域間交流の推進・連携を図ります。
- 2 西日本中央連携軸の取組と日本海国土軸の形成を推進します。

【主な施策】

- 1 地域間交流の推進・連携
 - ・ 他市町村との芸術・文化等の交流の促進
 - ・ 交流連携先市町村の歴史・文化等に関する情報提供
- 2 西日本中央連携軸及び日本海国土軸の取組
 - ・ 物産・観光、スポーツ・文化等の交流・連携事業の推進
 - ・ 連携軸に沿った交通体系等の基盤整備

8 国際交流の推進

(1) 友好都市等との交流の推進

【現況と課題】

国際化時代を迎え、諸外国との相互理解と友好・協力関係の発展を図る上で、地域レベルにおける人や文化の国際交流の果たす役割が増大していることから、本市は、平成3年に保定市（中華人民共和国）と友好都市に、平成7年には東草市（大韓民国）、平成8年には高城郡（大韓民国）と姉妹都市になり、経済、教育、文化、スポーツなど多方面にわたる交流を行ってきました。

今後も、これら3都市をはじめ諸外国との交流を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 友好都市及び姉妹都市などとの交流を図ります。
- 2 英語圏の都市との交流を図ります。
- 3 市民による交流の促進を図ります。
- 4 国際交流員の活用を図ります

【主な施策】

- 1 友好都市等との交流
 - ・ 保定市との友好都市提携15周年記念事業の実施
 - ・ 高城郡との姉妹都市提携10周年記念事業の実施
 - ・ 東草市との姉妹都市提携15周年記念事業の実施
 - ・ 訪問団の受入れ・派遣の実施
 - ・ 環日本海拠点都市会議等の国際会議の開催
- 2 英語圏の都市との交流
 - ・ 青少年交流などに向けた取組

3 市民による交流の促進

- ・ 経済、教育、文化、スポーツ等による交流の促進

4 国際交流員の活用

- ・ 友好都市等との連絡調整、相互理解の推進

(2) 地域国際化の推進

【現況と課題】

本市には 30 か国を超える外国人が滞在していますが、年々増加傾向にあり、滞在目的も留学、語学指導、企業研修など多様化しています。

地域における国際化を推進するとともに、外国人が住みやすく、暮らしやすい環境整備に向けて、市民と外国人が相互理解を深め、お互いの信頼関係の下に共存していくことのできるまちづくりを推進することが必要です。

【計画目標】

- 1 国際化についての市民意識の高揚を図ります。
- 2 国際社会に適応できる人づくりを推進します。
- 3 国際交流ボランティアの登録・育成を図ります。
- 4 市民と在住外国人との交流の場づくりを推進します。
- 5 外国人にわかりやすいまちづくりを推進します。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H 17 年度	H 22 年度	
国際交流に参加したことがある市民の割合	9.1%	10%	スポーツや文化交流などを通じた国際交流活動に参加したことがある市民の割合を表します。 行政、民間団体を問わず、様々な国際交流活動を行っており、多くの人に国際交流事業へ参加するよう努めてきていることから、市民の1割が国際交流に参加することを目標とします。

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

【主な施策】

- 1 市民意識の高揚
 - ・ 外国語講座、国際理解講座、イベント、講演会等の開催
- 2 人材育成の推進
 - ・ 小・中学生国際交流体験事業、わくわくハングル体験くらぶ等の開催
- 3 ボランティアの登録・育成
 - ・ 通訳、翻訳、日本語指導、ホームステイ等の支援ボランティアの登録・育成
- 4 交流の場づくりの推進
 - ・ 民間交流団体と連携した交流の場づくり
 - ・ 在住外国人との意見交換会の開催
- 5 外国人にわかりやすいまちづくりの推進
 - ・ 外国語表記による生活ガイドブック等の作成

第4章 みんなのための市役所

第1節 『市役所』がいきいき・・・市民に信頼される市役所づくり

1 行政の透明性の向上

(1) 積極的な情報公開

【現況と課題】

情報公開制度の確立以降、公文書の公開を求める市民からの請求は年々増加し、行政に対して積極的な情報公開が求められるようになりました。これは、市民の市政への参加意識の高揚に伴い、行政運営に対する関心が高まっている結果だといえます。

市民参画を基本に市民と協働して施策を実施するためには、市民が求める行政情報を適切に公開するとともに正確で分かりやすい情報を提供し、行政の透明性をより一層向上させる必要があります。

【計画目標】

- 1 市民の市政情報を知る権利を尊重し、行政の説明責任を果たすことを基本として情報公開制度を適切に運用します。
- 2 市民の求める情報について積極的に提供を行い、総合的な情報公開に努めます。
- 3 公文書の適正な管理及び説明責任を果たすことのできる公文書の作成に努めます。

【主な施策】

- 1 情報公開制度の適切な運用
 - ・ 公文書公開請求に対して原則公開の立場に立った適正な公開実施
 - ・ 制度周知のための職員研修の充実
 - ・ 救済措置である情報公開・個人情報保護審査会の適正な会議運営
- 2 情報提供施策の充実
 - ・ 情報公開コーナーの資料整備
 - ・ 公報等の資料提供に加え米子市ホームページに情報提示
- 3 公文書の適正な管理及び説明責任を果たすことのできる公文書の作成
 - ・ 公文書の適正管理
 - ・ 説明責任を果たすことのできる公文書の作成の徹底
 - ・ 簿冊目録及び文書目録の管理

【参考資料】

情報公開制度に対する市民の満足度

(単位：%)

区 分	満足して いる	やや満足 している	どちらとも いえない	やや不満 である	不満であ る	無回答
情報公開制度	2.2	9.1	58.4	14.7	8.3	7.3

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

(2) 広報・広聴の充実

【現況と課題】

本市では、市民と行政が一体となってまちづくりを推進していくために、施策等の経過、市政の課題等を広報紙、ホームページ、説明会、報道機関への情報提供等の様々な広報活動や市政提案制度等による広聴活動への取り組みを進めています。

引き続き、市政に対する市民の理解や認識を高めるとともに、市民ニーズを的確に反映した行政の推進を図るため、積極的な情報提供による市民との情報の共有化に努めるなど広報・公聴の充実に努める必要があります。

【計画目標】

- 1 広報活動の充実に努めます。
- 2 広聴活動の充実に努めます。

【主な施策】

- 1 広報活動の充実
 - ・ 広報紙、ホームページ、ふれあい説明会などの充実
 - ・ 新たな広報媒体の検討（CATVなど）
- 2 広聴活動の充実
 - ・ 市政提案制度の拡充（制度の周知方法、提案方法の改善）
 - ・ 市民意見の収集方法の充実（パブリックコメントの制度化、審議会、委員会での意見収集）

【参考資料】

毎月、市報に目を通してしている市民の割合

(単位：%)

区 分	回 答		
	は い	い い え	無 回 答
毎月、市報に目を通していますか	70.2	28.4	1.4

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

2 市民との協働

(1) 市民参画の推進

【現況と課題】

市民が希望と誇りを持って暮らすことのできるまちを創造していくためには、地域自らの主体性と創意工夫に基づき、市民と行政が一体となってまちづくりを進めることが不可欠です。

このため、本市では、審議会、委員会などへの委員公募制の導入をはじめ、各種審議会、委員会の公開や協議の結果内容などの情報提供を進めるとともに、「米子市市民参画推進指針」に基づき、施策形成過程などへの幅広い市民の参画に努めてきましたが、今後、さらに市民の主体的なまちづくりを進めるため、市民参画を推進する必要があります。

【計画目標】

1 施策形成過程などにおける市民参画の推進を図ります。

【主な施策】

市民参画の推進

- ・ パブリックコメント（市民意見）の制度化
- ・ 審議会、委員会などでの市民意見の収集方法の検討
- ・ 政策・施策・事務事業などでの市民評価システムの検討
- ・ 市民と行政との情報の共有化の充実

【参考資料】

住民参画によるまちづくりの取組に対する市民の満足度 (単位：%)

区 分	満足して いる	やや満足 している	どちらとも いえない	やや不満 である	不満であ る	無回答
住民参画による まちづくりの取 組み	1.6	7.4	62.1	15.3	6.5	7.1

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

(2) 市民と行政の協働の推進

【現況と課題】

市民の価値観や生活様式の多様化、少子高齢化の進行、情報化社会の急速な進展、地球的規模での環境保全意識の高揚などにより、市民のニーズは複雑・多様化してきており、市はこれらの市民ニーズに対応していく必要があります。

このため、近年の市民、NPO（特定非営利活動団体）、ボランティアなどによる自主的・主体的な市民活動が活発になりつつある状況の中、環境、防災等の

分野で市民等との協働を進めています。

今後も、主体的に公益的な活動をする市民等の活動を支援し、お互いの役割分担を明確にしながら、市民ニーズに基づく公益的活動などにおいて、自治組織、NPO、ボランティア団体などの市民と行政が協働するまちづくりを図っていくことが必要です。

【計画目標】

市民と行政の協働によるまちづくりの推進を図ります。

【主な施策】

市民と行政の協働によるまちづくりの推進

- ・ 自治組織との連携のあり方の検討
- ・ 協働推進指針の策定（市民等と行政が協働するまちづくりを推進するためのガイドライン）
- ・ 市民ニーズに基づく公益的活動での自治組織、NPO、ボランティア団体などとの協働の検討及び実践
- ・ 市民等の主体的な活動への支援

【参考資料】

市民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合

（単位：％）

区 分	回 答		
	は い	い い え	無 回 答
市民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組んでいると思いますか	30.1	64.0	6.0

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

3 効率的な行政運営の推進

（1）財政健全化の推進

【現況と課題】

地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の低迷等により、引き続き大幅な財源不足が生じるとともに、過去に行われた数次の景気対策による公共事業の追加や減税等の実施に伴い、借入金（公債費）の償還が将来の大きな負担となるなど、極めて厳しい環境の下にあります。

本市の財政状況は、市税等の一般財源の大きな伸びが今後も期待できず、基金も枯渇状況にあり、また、過去の財政投資による市債の償還に必要な公債費や扶助費の義務的経費が増加傾向にあるなど、財政構造の弾力性が低下しつつあります。また、今後も、国の三位一体の改革により、国庫補助負担金の削減、国から

地方への税源移譲、地方交付税の総額抑制が一層進展するものと考えられます。

このような危機的な財政状況の中で、必要な公共サービスを維持しながら財政の健全化とまちづくりの両立を図っていくためには、従来の行財政運営を財政構造面から徹底して見直し、持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

【計画目標】

財政構造の徹底した見直しによる持続可能な行財政基盤を確立し、健全な財政運営を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
地方債未償還残高 (臨時財政対策債等特別債を除く)	600億円	560億円 以下	公共事業などを実施するために借り入れたお金の残高を表します。 増加する借入金の返済は、将来の市民への負担となることから、借入金の残高を40億円以上減らすことを目標とします。
経常収支比率	87.4%	85.0% 以下	経常収支比率は、税などの一般財源に対して、人件費など行政活動を行うために必要な継続的・固定的な経費が占める割合のことで、数値が低いほど財政運営に弾力性があるとされていますが、この比率の現状を表します。 経常収支比率を85%以下にすることを目標とします。
市税の収納率 (現年分)	97.7%	98% 以上	市税の収納率(現年分)を表します。 財政基盤を安定させるためには、市税の収入はとても重要な要素であり、市税収納率を98%以上にすることを目標とします。

【主な施策】

持続可能な行財政基盤の確立、健全な財政運営

- ・ 事務事業の抜本的な見直しによる財政構造改革の推進
- ・ 業務の官民役割分担の見直しによる民間委託等の推進
- ・ 施設等の維持管理コストを意識した財政運営の推進
- ・ 財政能力に応じた適正な公債管理の推進

- ・ 税・料等収納対策と自主財源の確保
- ・ 受益者負担の見直し
- ・ 予算編成過程の公開と財務情報の積極的な提供

【参考資料】

市役所の財政健全化への取組に対する市民の満足度 (単位：%)

区 分	満足して いる	やや満足 している	どちらとも いえない	やや不満 である	不満であ る	無回答
市役所の財政健 全化への取組	1.6	6.3	48.4	18.7	18.5	6.5

「米子市総合計画に関する市民アンケート調査の結果」

(2) 人材育成と適正な人事管理

【現況と課題】

地方自治体を取り巻く環境は、市民ニーズの多様化・高度化に伴い、めまぐるしく変化するとともに、地方分権の進展により、自己決定、自己責任のもとで自主的・自立的な行政を推進していくことが求められています。

また、厳しい財政状況のもと、限られた財源を最大限に活用して市民サービスに取り組むことも求められています。

このため、この時代の変化に対応できるよう、自己啓発や職場研修などの人材育成の積極的な取組をはじめ、職場の環境、業務の管理・運営、人事管理に努めることが必要です。

【計画目標】

- 1 人材育成基本方針を策定します。
- 2 職員研修の内容を精査し充実を図ります。
- 3 職場研修の充実強化を図ります。
- 4 スリムで柔軟な組織体制の確立を図ります。
- 5 職員の意欲と能力を高め、組織的に活かす人材育成型人事管理を推進します。
- 6 人事行政運営の公正性、透明性の確保を図ります。

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
	H17年度	H22年度	
人口1万人あたりの職員数	69人	65人	人口1万人に対する職員数を表します。 行政の効率化を進めるためには、職員数の適正化を図ることが必要であると考えられることから、人口1万人当たりの職員数を4人削減することを目標とします。

【主な施策】

- 1 人材育成基本方針の策定
 - ・ 時代の変化に対応できる人材を育成する人材育成基本方針の策定
- 2 職員研修の内容の充実
 - ・ 地方行政全般の動向を勘案した研修の実施
 - ・ 施策等を自ら企画、立案できる職員の育成
- 3 職場研修の充実強化
 - ・ 職場研修マニュアルの作成
 - ・ 職場研修指導者に対する研修の実施
- 4 スリムで柔軟な組織体制の確立
 - ・ 定員適正化計画の実施
 - ・ 抜本的な組織機構改革の実施
- 5 人材育成型人事管理の推進
 - ・ 新たな人事評価システムの構築
 - ・ 自己申告制度の導入
- 6 人事行政の公正性、透明性の確保
 - ・ 人事行政の運営等の状況の公表

【参考資料】

類似都市の職員数の比較（平成17年4月1日現在）（単位；人）

H17	人口 (A)	職員数											人口1万人当たり職員数			
		一般行政(B)	特別行政			普通会計 (D)(B+C)	公営企業等会計						総合計 (F)(D+E)	一般行政	普通会計	総合計 (F)/(A)×
			教育	消防	小計(C)		病院	水道	交通	下水道	その他	小計(E)				
唐津市	132,822	907	247	169	416	1,323	31	64		51	177	323	1,646	68	100	124
藤枝市	130,348	515	129	124	253	768	701	33		23	31	788	1,556	40	59	119
石巻市	170,959	1,183	414	1	415	1,598	283		7	58	86	434	2,032	69	93	119
松阪市	167,068	1,114	337	1	338	1,452	305	59		54	75	493	1,945	67	87	116
磐田市	174,334	845	314	188	502	1,347	528	34		24	49	635	1,982	48	77	114
稲沢市	137,768	713	134	161	295	1,008	388	37		25	36	486	1,494	52	73	108
小山市	155,429	721	323	189	512	1,233	306	27		36	40	409	1,642	46	79	106
周南市	156,398	974	219	197	416	1,390	9	100		58	77	244	1,634	62	89	104
出雲市	148,384	781	255	190	445	1,226	160	55		49	41	305	1,531	53	83	103
今治市	178,022	1,243	190	213	403	1,646		58	12	46	40	156	1,802	70	92	101
東広島市	174,205	1,061	253	184	437	1,498		42		37	37	116	1,614	61	86	93
帯広市	170,907	884	236	236	472	1,356		64		29	54	147	1,503	52	79	88
諫早市	144,412	795	174		174	969		66		61	39	166	1,135	55	67	79
都城市	134,272	729	143		143	872		52		27	55	134	1,006	54	65	75
米子市	149,762	686	135		135	821		115		59	40	214	1,035	46	55	69
山口市	139,111	677	168		168	845		46		36	28	110	955	49	61	69

（注1）職員数は、総務省による「平成17年地方公共団体定員管理調査（平成17年4月1日現在）」によるものであること。）

（注2）平成17年の本市の類似団体は上記団体であり、人口130,000人以上180,000人未満で、第2次・3次産業人口割合85%～95%の市であること。

（3）電子自治体づくり

【現況と課題】

近年目覚しく発達した情報通信技術の便益を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供していくため、行政における情報化に積極的に取り組み、電子自治体を実現することが必要です。

個人情報保護とセキュリティを確保した上で、行政情報管理システムを効率的かつ効果的に構築し、行政事務の効率化と市民の利便性の向上を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 情報通信技術を活用した行政情報化の推進を図ります。
- 2 生活の利便性を高める市民サービスの提供を図ります。

【主な施策】

- 1 情報通信技術を活用した行政情報化の推進
 - ・ 文書管理システムの導入
 - ・ 電子決裁システムの導入
 - ・ 電子入札システムの導入
- 2 生活の利便性を高める市民サービスの提供
 - ・ 電子申請システムの導入

4 国・県等関係機関との連携

(1) 国・県等との連携強化

【現況と課題】

本市の行政運営にあたっては、国、県等の機関と綿密な関係を保ちながら実施すべき施策・事業が数多くあります。

円滑な行政運営を行っていくためには、関係機関との連携強化に努めるとともに、関係機関が実施する施策・事業やその計画との整合性に留意しながら、総合的・体系的な施策・事業の推進を図ることが必要です。

【計画目標】

国・県等関係機関との連携強化を図ります。

【主な施策】

国・県等との連携

- ・ 施策・事業に関する情報交換の推進
- ・ 国・県等の各種計画との整合性の確保
- ・ 国・県等の施策・事業への協力